

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和2年3月17日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和2年3月17日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第18号議案	「質疑・討論・採決」
第19号議案	「質疑・討論・採決」
第20号議案	「質疑・討論・採決」
第21号議案～第37号議案	「質疑・討論・採決」
第38号議案	「質疑・討論・採決」
第39号議案～第42号議案	「質疑・討論・採決」
第49号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	村田康助	副委員長	鈴木長良				
委員	竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	澤田恵子	浅尾洋平		
	柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	山口洋一		
	下江洋行	長田共永	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘		
議長	鈴木達雄						

欠席委員

なし

傍聴者

2人

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也、後藤知代

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 これより、予算・決算委員会を再開します。

昨日に引き続き、質疑を行います。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質問者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、昨日に続きまして、お願い申し上げます。

3款2項3目であります。老人福祉施設いきいきライフの館の管理事業、資料185ページであります。

これに計上されております工事請負費663万2,000円の内容についてお伺いします。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 工事請負費の内訳につきましては、空調設備取替工事と照明器具取替工事となります。

平成10年の開設から20年以上が経過し、老朽化し、ふぐあいが発生している空調設備と照明器具を更新するものです。

空調設備取替工事は、事務室、会議室、和室の3カ所、照明器具取替工事は、会議室、作業室、趣味活動室の3カ所を予定しております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 空調であります。例えば、和室。和室はどの程度の、畳勘定で何畳っていうんですが、何畳の部屋があつて、そこにつけかえようとする空調の能力っていうのがあるんですよね。大体普通、300キロカロリーが標準だというふうに聞いていますので、一応は。10畳だと3,000キロカロリー、要するに、機械でいくと、銘板からいくと300だとか、325だとか、そういう形になると思うんですが、そういったものが設置をされるということによろしいでしょうか。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 それぞれ部屋ごとに、面積につきましては、和室が28.24平方メートル、会議室につきましては、82.09平方メ

ートル、事務室については73.36平方メートル、それぞれ部屋の大きさに応じた見積もりのほうを業者にお願いした金額で積算しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 恐らく、天カセというこういう方式ではないと思うので、和室であれば、通常の我々が使っている、一般家庭が使っているようなものなのかわかりませんが。その辺が、結局、基礎もある程度、見て発注していただきたいなというふうに思います。

ある程度、大きな、過大な熱量があるものを設置しても、それだけ通常の電気料も、コストよりもかかってくるということでもありますので、それについて、十分、積算の根拠、検討をされたということによろしいでしょうか。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 和室につきましては、壁かけ型の、いわゆる一般家庭の、恐らく、少し大きいとは思いますが、そういった形。それから、ほかの大きな部屋につきましては、天井のカセット型といいますか、そういったものを予定しております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質問者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは、歳出3款2項1目、老人福祉費、高齢者外出支援サービス利用拡大事業、181ページでございます。

既存のサービスに対し、具体的にどのような内容の利用拡大を検討されているのか、伺います。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 高齢者の通院や買い物などの外出を支援するための予算としまして、高齢者外出支援サービス事業におきまして、タクシー料金の助成費を計上しておりましたが、平成28年度から、このタクシーに加えまして、福祉有償運送を利用する場合でも利用

の助成を受けられるよう事業を拡大しております。以上です。

○村田康助委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。

平成28年度からということでございますけれども、この平成28年度から、また、平成29年度にも同様に高齢者の外出支援サービス利用拡大事業、これ展開をされておられると思うんですけども、今回と同様の考え方という、こういう理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 平成28年度に助成の拡大をして以来、この事業名を利用拡大事業という名前で実施させていただいております。

○村田康助委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 外出支援サービスで、介護タクシーを利用された場合の状況を平成26年度くらいからその推移を見てみますと、給付者数、それから延べ利用者、利用件数ともに、少しずつ減少しておるというふうに思うんですけども、その要因について、何か把握されておられるのかをお伺いいたします。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 申しわけございません。要因までは、ちょっと把握しておりません。済みません。

○村田康助委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 この当該事業における対象者、また助成額についてなんですけども、特に、対象者の利用できるその条件のしぼりがとてもきついというような、利用を希望される方からの声は実際、市のほうに届いておられるのかどうか、確認させていただきます。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 高齢者の方に対しますタクシーの助成につきましては、基本的には満80歳以上ですので、この年齢について、年齢引き下げをしていただきたいという話、そういう話が出ておることは事実でございます。

ただ、介護タクシーにつきましては、要件の

ほうが厳しいという声はちょっとこちらのほうへは届いてない状態です。

○村田康助委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 市民の方から、この介護タクシーとまた別に、今言われたタクシーの関係で、利用したいんだけども、なかなか条件に当てはまらないという声、結構聞きますんですけど、もし、今後、そういったことも検討していただけるようでしたら、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。以上でございます。

○村田康助委員長 鈴木長良委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 3款1項1目、社会福祉総務費の民生委員児童委員活動援助事業、165ページに書いています。

民生委員の欠員地域と、このように私、最初の通告の中で書いてありますけれども、これに対する支援ということではありますが、その後、いろいろと地域の声を聞いたりして、修正をしていただいたという関係地域もありました。昨年の12月の改正によりまして、地域創生が図られたと聞いております。

しかし、今後のことを考えた場合に、地域の高齢化に伴う民生委員の選任、及び地域の期待に応える活動環境の整備、これはやはり進めていかなければならないわけでありまして、それに当たって、行政支援体制が求められてくると思います。どのように新年度予算のほうでは図られるのか、お伺いをいたします。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 民生委員児童委員につきましては、各地区の区長に候補者を内申していただきまして、市が開催する民生委員推薦会を経て、県に推薦しておるところです。

その後、県の審議会で審議され、愛知県知事が厚生労働省へ推薦し、厚生労働大臣から民生委員が委嘱されることとなっております。

現在欠員となっている地区につきましては、区長の内申をいただき次第、県への推薦の手続をしたいと考えており、できるだけ早期に区長からの内申をいただけるようお願いしていきます。

民生委員児童委員が欠員となっている間は、これまで民生委員児童委員に依頼していた内容につきましては、当該地区の区長や役員の方などをお願いしていくことや、市や市社会福祉協議会の職員が直接対応するなど、サービスの低下が生じないようにしていきたいと考えています。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 先ほど、冒頭で私、欠員の状況について質問させていただいたわけですが、地域相互で調整を図って、お互い利用されているように聞いております。それについても、また今後、いろんな形で行政の援助が必要なんだなというふうに感じておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとともに、ちょっと2、3点、確認をしたいことがあります。特に、昨年は民生委員の状況が新しく決まってくる中で伺ったわけですが、配置基準みたいなものは、これはあるのでしょうか。

その辺の目安といいますか、一つの方向、エリア的に世帯で大体どのくらいの世帯だったらこの地域は1人は必ず要りますよというような、そんな規準的なものが、国のほうでも示しているようなものがあれば、教えてもらいたいと思ひます。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 基準といったものは特にないかと思ひます。地区の振り分けにつきましては、それぞれの地区におきまして、例えば、一つの行政区で民生委員の担当が2人のところ、3人のところ、ありますけれども、改選の前年度にその地区のほうに、何て言うんでしょか、地区割について検討いただき

まして、変更の必要がある場合は県、国に対して地区割の変更を申請していくということになります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 特に、この新城市の場合、広範囲であつて、面積も広いというところ、それからあと、民生委員お一人、お一人にかかる負担という言い方は失礼かも知れませんが、抱える世帯というのは非常にバランスがとれていない状況だと思います。

そういう面で、必要に応じて行政区単位といひますか、地域単位で昔からのこういう流れのおつき合い、小学校単位だとか、いろいろそれぞれあると思ひますけれども、その辺の配慮と言うんですかね、行政指導とは言ひませぬけれども、援助というんですか、地域からのそういう要望に応えられるような地域へのアドバイスというものも必要なのかなというふうに感じておひますけれども。

特に、新年度のこの予算の中に当たつて、その辺の民生委員、また児童委員に係る地域からの悩み、相談事に漏れないような、そんな体制をやはりつくつていかにやいかんというのを思うわけですが、その辺について、バランス的にきちとした配慮、また、行政としての援助、これを進めていっていただきたいというのが願望ではありますが、その辺のところ、確認したいと思ひます。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 民生委員活動に関する援助に関しまして、この予算の中にもありますように、民生委員協議会の補助という形で予算としては計上させていただいておひます。

各中学校単位で民生委員協議会がありますけれども、そちらのほうの庶務のほうも市役所のほうでさせていただきまして、民生委員さん同士の情報交換であるとか、連絡調整をしていただいております。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。新年度また、大きな力を注いでいただければと思います。

次に入ります。

3款1項3目の障害者福祉費、障害者計画等策定・推進事業、177ページに入りますけれども、新年度におきましては、障害者計画期間の6年間の中間見直し、こういう位置づけになっておると思います。

また、障害福祉計画及び障害児の福祉計画の3カ年間のこの計画の終了年度と、こういうふうになっておると思います。

次期計画策定に向けた検証年度となるわけでありまして、現在までの進捗状況を含めまして、支援目標というところをお教えいただきたいとします。よろしく願いいたします。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 障害者計画は、障害のある方に対する施策の基本的内容を定めたもので、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めたものです。

現計画の策定に当たりましては、市民へのアンケート調査を行ったほか、障害者計画では、市役所各課に推進施策の調査を実施し、障害福祉計画及び障害児福祉計画では、事業所等へのヒアリングの実施や国の定める基本指針等との整合を図るなどを行いました。

令和2年度におきましては、本年度実施しましたアンケートの結果と計画に掲げた事業の実施状況等を踏まえ、地域の関係者と一緒に計画内容の検証を行います。

その後、この検証結果に基づき、障害者計画では施策の見直しを行い、障害福祉計画及び障害児福祉計画では障害サービスの必要量等へ反映させたいと考えております。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 はい、わかりました。

特に、新しい年度に入りますと、その次へ

の、次期計画策定に向けた検証年度となり、御答弁でもいただいたわけでありましてけれども、現在までの状況をしっかりとつかんでいただく中でアンケートやヒアリングは当然、やっていただけるということでありましてけれども、それに向けて、やはり今、生活支援、自立支援、こういうところが一番のポイントになっているのかなと。

その辺のところ、これまでの計画実施、それをしっかりと来年度の新しい計画策定に向けての取り組み、そういうところで一つ、ここの生活支援、自立支援について、どのようなポイントでつくっていただけるのか。

当然、引き継いでやっていただけるとは思います。ごそっと引き継いでいただいたほうが本当はよろしいんですけども、その辺のところの現在の担当部署の考え方というところを示していただければ幸いです。お願いします。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 障害福祉計画及び障害児福祉計画におきましては、各サービスの内容につきまして、年度ごとの目標値を定めて、それから、目標値を定めるにつきましてはニーズの調査を行って、それに基づいて目標値を設定していくわけですが、基本的にはこの3年間の目標の達成状況を確認しながら、次の3年度間の目標値を設定していくということが基本的な内容になると考えております。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと私もあわて過ぎて、先の先を見ちゃっているもんですから。とりあえず、しっかりと現状の把握、それから新年度での策定会議も含めて、しっかりと念を添えてやっていただきたいとします。

次の3款2項1目に入ります。

老人福祉費の高齢者福祉計画策定・推進事業、181ページになります。

これも、次期8期の高齢者福祉計画策定に

向けた検証年度と新年度はなるわけでありま
すけれども、これまでの計画推進からの成果
目標、そんなところをお尋ねいたします。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 高齢者になっ
ても住みなれた地域で自分らしく生活を続け、
支援を必要とする人の暮らしを支えられるよ
う、医療・介護・予防・生活支援などが一体
的に提供される地域包括ケアを推進していま
す。

次期8期の高齢者福祉計画策定においては、
高齢者の自立生活の支援やできる限り要介護
状態等にならない、または重度化しないよう
介護予防をより重視して取り組みながら、地
域包括ケアの推進において、地域のつながり
を大切に、互いに支え合える関係づくりを
目指していきたいと思えます。

地域住民や団体により開催する高齢者生き
がい活動（ミニデイサービス）など高齢者の
集いの場を支援することにより、介護予防や
閉じこもり予防につながっています。

こうした介護予防事業が効果的に展開され
るよう支援することによって、地域の高齢者
の中で、支えられる側でなくて、支える側に
回ってもらえる高齢者を広げることができる
のではないかと考えます。

認知症の対策については、市内企業や団体、
住民を対象に認知症に関する知識の普及と理
解の促進を図る認知症サポーターの養成講座
を開催してきました。

ほかにも、小中学生を対象とするキッズサ
ポーター養成講座を実施してきており、認知
症に対する理解は広まってきていると思いま
す。

次期高齢者福祉計画においては、認知症に
なっても暮らしやすいまちづくりを進める中
で、サポーター養成講座受講者の継続的な育
成の必要性から、認知症に対する理解をより
深め、他地域での活動事例などについても学
ぶ「ステップアップ講座」により、地域の支

え合いボランティアをふやすことにつなげて
いきたいと考えています。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 基本的なところを教えてい
ただいてありがとうございます。

特に、これまでの計画をしっかりと引き継
いだ形で新しい年度への取り組み、そのと
ころが明らかになりました。

とにかく新年度もまた、策定ということで
大変だと思いますが、よろしく願いたいし
ます。

次に入ります。

3款3項6目、これは保育所費です。保育
所管理事業、207ページに入りますけれども、
賃借料、これが1,624万4,000円と、かなりた
くさんのお金が出される予定になっておりま
すけれども、その内容についてお尋ねします。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 賃借料の内容につ
きましては、こども園運営管理に係る子ども
子育て支援システムとガス漏れ警報器、コピ
ー機、そして、こども園用地等の賃借料で
ございます。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 はい、わかりました。

とにかく、そういう設備面での賃借料とい
うことでよろしいですね。確認したいと思
います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 園の運営管理に伴
うものでございまして、一番大きいところ
では、こども園の用地の賃借料等が含まれて
おりますので、そちらのほうが金額が大きい
というところでございます。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終
わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従
いまして、質疑をさせていただきます。

私のほうは、3-1-1、社会福祉総務費

で、福祉円卓会議運営事業になります。ページ数は169ページになります。

2点ございまして、1点目が、事業費が37万9,000円とありますが、主な内容を伺いたいと思います。

2点目は、非常勤特別職報酬として、29万3,000円とありますが、主な内容を聞かせてください。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 1点目の事業費の内容につきましては、委員の報酬、それから、交通費と文化会館の使用料が主なものとなっております。

2点目の非常勤特別職報酬につきましては、福祉円卓会議の委員報酬としまして、委員13名分の報酬、会議3回分を計上しております。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 1、2合わせて質問をしていきたいと思います。

委員の報酬と会議、交通費が入っているということ

あと、非常勤特別職報酬として、13名の委員がいますよということ、あと、年間3回の会議をやるという内容で理解をいたしました。

そこで、委員は13名ということ、1人大体幾らの報酬額になるんでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 委員の報酬につきましては、条例に基づきまして、日額7,500円、会議が2時間を超えない場合は5,000円となっております。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、ありがとうございます。

そういう形で会議が行われるということなんです、この事業は、どういった話し合いをされるんでしょうか。主な内容等を、わか

れば教えていただきたいと思います。

それと、合わせてですが、前回この会議は調査項目としてアンケートを各介護職のところに行っているかと思いますが、そこでわかったこととか、あと問題、解決すべき課題等、合わせて教えていただきたいと思います。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 福祉円卓会議につきましては、市長マニフェストに基づきまして、社会福祉事業に従事する者の社会的評価の向上、及び地域社会全体での福祉人材育成の推進を図ることを目的に設置しております。

この昨年12月に会議のほうから中間報告が提出されておりますので、会議のこれまでの内容につきましては、そちらのほう、ホームページでも公表しておるとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 つまり、市長のマニフェストでこの会議が開かれてという形で、市内の人材育成、とりわけ社会福祉にかかわる方たちの育成等をしていくということなんですが、そういう中でこの介護の問題が大きいのかなというふうに思うんですが、そういったアンケートを見ましても、やはり、介護の人材が不足しているというところであったり、あとは、介護の保険点数だとか、そういったことも上がっていたり、あと、介護職員の休みがとれないとか、そういったことが上がってきていると思うんですが、そういったこのアンケート、介護職の現場の状況を把握した上で、ここの福祉円卓会議として、13名が真摯に、どうしていこうかという話し合いになっていくというような理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 アンケートの結果から見えてきました内容につきましては、国の施策等もありまして、一つの市においては対応できない内容もあるかと思いますが、その中で

そういったところも踏まえて考えていくのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 賃金等に対して、市のほうが上乗せをしていくということについては、ちょっと難しいかなというふうに感じておりますが、今のところ、委員がおっしゃるような議論とはなっていないところです。

きょう、委員会でそのような御意見があったということは参考にさせていただくことになるかと思えます。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、こういった意見があったという形で伝えて、よりよい、やはり30万円、40万円税金を使いますので、やはり現場がしっかり働きやすくなるような目的でやる会議ですので、ぜひそこが効果的な議論となるように、合わせてよろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に入ります。

3-3-4、子ども医療費、子ども医療費助成事業になります。203ページです。

2点ございまして、1点目は、事業費の主な内容を伺います。2点目、入院費を18歳まで無料化することによる影響額を教えてください。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 子ども医療費助成事業につきましては、中学生までを対象に保険診療分の自己負担額を助成するものです。

就学前までの通院と中学校3年生までの入院に係る自己負担分については、県の補助事業として助成を行っており、小学校1年生から中学校3年生までの通院に係る助成は新城市の単独事業として実施しています。

また、令和2年4月から、市の単独事業分の助成対象を18歳到達年度の入院まで拡充します。

2点目の入院費の影響額ですけれども、入院費を18歳到達年度まで無料化することによ

りまして、20件、総額200万円の保護者等の負担軽減を見込んでいます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁のほうで理解をいたしました。

この事業に関しては、新たに市が18歳までの入院費の医療費については無料化したということでありまして、今回、そうした拡充になると思うんですが、非常にいいことだなというふうに私自身、評価しておりますが、こうした拡充に踏み切った理由等があれば教えてください。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 経緯につきましては、新城市を含めまして、東三河5市で中学生までを対象に保険診療分の自己負担額を助成する子ども医療費助成を行っております。医療費助成対象を18歳まで拡充することにつきましては、市議会からの令和2年度の予算編成の次年度要望にも挙げられておりまして、検討を進めておりました。

ですが、最近になりまして、各市が助成の対象を18歳の入院まで拡大することを検討し始めましたので、令和2年度の入院の助成対象の年齢を18歳まで拡充する検討を行っておりました。

新城市におきましても、こういった期を失することなく、近隣市と医療費助成の格差を生じさせることなく、中学卒業まで入院することに、仮になったとしても、安心して治療を受けることができる環境の充実に図りたいと思ったことです。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、ありがとうございます。

そういう形で近隣市町等も含めた格差をなくしていくと。本質的には子どもたちの健康や命を守るという自治体の役割として拡充を図っていくということで理解をします。

私、この入院費無料化、すごくいいという

ふうになっておりますが、ただ1点、通院費というのはまだ無料にならないということで、そこは非常に、ちょっと残念であるというふうになっているんですが、通院費も無料化してほしいという声があるんですが、そこが庁内の中でも検討になったのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

これはなぜ言うかといいますと、私、愛知県下、調べてみますと、もう18歳までの医療費無料化というのは、本当に今、課長さんもおっしゃられたように、軒並み始まっております。

例えば、東海市は22歳、24歳って言ったかな、大学生も入院の医療費は無料化することです。また、230万人都市の名古屋市ですね。ここ、18歳までの入院・通院の2つとも、両方が無料化になります。こうした大都市が軒並みことしからやり出すというところになります。

奥三河を見ますと、東栄町、設楽町、豊根村って、小さな町でも通院・入院費が18歳まで無料化。新城市、豊橋、豊川もそうなんです。入院費だけは見ますけど、通院費はまだということです。

非常にやっぱりここでおくれをとりますと、皆さんやっぱり若者世帯というのは、もう名古屋市に行けば、電車もバスもすごく優位に通っていると。その中で18歳までの医療費が、入院も通院も無料だといったら、子育て世帯を応援しているということで、どんどん都市の東海市や名古屋市に行っちゃいますよね。

本当にとめたいと思って非常にこの子育て世帯を大事にするなら、この入院費、医療費というのは早目にしてほしい。ずっと言ってきておるんですが、そういう中で通院費も無料化してほしいというふうな声もあったと思うんです。私も当選してからずっと言っていますが。

そういった庁内検討、通院費のこと、部内

でされていたのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本品子保険医療課長 通院の助成対象年齢の拡充につきましても、課内のほうで検討をしております。ですが、事業実施に当たりましては相当の経費を要しますことから、財源の確保も含めまして、子育て支援の充実の観点からも慎重に検討すべき課題であると考えておりますが、まずは、生活費に影響を及ぼす可能性が高い入院費から助成し、保護者等の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと思います。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。検討されたということで、ぜひ、引き続き、検討していただきたいと思います。

これ、もし、わかったらいいんですが、通院費も無料化にすると、年間幾らくらいになるのか。わかったら教えてください。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本品子保険医療課長 試算したところによりますと、大体1年間、1件当たり2,247円ほどで、件数としては1万200件ほどということになりまして、大体2,350万円ほどかかるという試算になりました。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出3-2-4、介護保険事業費、地域ケア会議推進事業、191ページです。

会議の目的と進め方について伺います。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 地域ケア会議は、高齢者が住みなれた地域で生活できるように、事例検討を通じて地域課題の解決を検討する会議で、地域包括支援センターに委託し、実施しています。

進め方については、地域の高齢者ふれあい

相談センター等からの事例について検討を行っています。

また、出席者は、内容に応じて、介護、医療、福祉等の専門職や住民組織の関係者など、多職種が参加します。以上です。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ざくっとした御答弁でね。ちょっとこちらのほうで調べてみました。

現在のケア会議なんですけど、やり方として、検討事項を出して、地域の現状について確認して話し合っ、地区の強みとか弱みを出して、その地区の課題に対して、解決に向けての提案や具体策について行っているというようなことです。

その後、これらの提案をどう政策に上げていくのか。いわゆるどう深めていくのかということなんですけど、令和2年度の予算をさらに効果的に執行するためには、令和元年度に出た提案、その先の取り扱いについて、政策にいかんか上げていくかということを目的に話し合われたというようなことはあるかどうか、お聞きいたします。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 地域包括ケアに関しての関係会議を持っております。地域ケア会議のほかには各部会、在宅医療介護連携とか生活支援の予防部会とか、そういった部会を通じて、その上の地域包括ケア推進会議といいますが、そちらの会議に令和元年度も上げております。

地域ケア会議のほうで上がりました課題を地域包括ケア推進会議で提案、そこで議題として上がった中で、身寄りのいないとか、頼ることが困難な方に対する支援というのが新都市としても課題となっておりますので、令和2年度に向けては、その上がった課題に対して検討してまいりたいと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 その上の会議ですね、地域ケア包括推進会議ですかね、済みません、

名前をしっかりと聞き取れなかったんですが、そちらのほうに上げて、今回は身寄りのない方へどう対応していくのかということも上げているということなんですけど、令和2年度にはそちらのほうを政策としてしっかりと上げていくというようなことで捉えてよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 身寄りのいない方の入院とか入所とかに関しての支援ですとか対応ができるようにということで、ガイドラインの作成とか、そういったことを行っているかどうかということの話をいただいておりますので、ちょっと地域包括ケア、地域包括支援センターとも連携しまして、検討していきたいと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ぜひ、これをまた話し合われて、しっかりと形になるようにしていただきたいと思えます。

そして、またもう一つ、今度は広げていくほうなんですけど、地域の中で関係者に落とし込んでいくことも必要だと思うのですが、このことについて話し合われたかどうかをお聞きします。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 地域ケア会議に参加していただく方という方が地域の方の中で関係される方、駐在さんとかも含めて、民生委員さんですとか、関係される方が参加していただくということになりまして、そういった地域の力をいかんかしていただくということが会議の目的でもありますので、そういった方々の力をかりながら、地域における互助の活動につなげていきたいと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、先ほど言われた民生委員さんとか駐在さんがその会議の中に入ってやっていた

だくと。そういった方々が地域に、この課題を持って帰って、地域の中で広めていくというような形はとられてはいないんですね。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 その会議の中では情報を共有して、情報を出し合っていたいて、共有するということがまず最初になりますので、その先、どうしていくかというところで、会議によっては、そこでとまってしまうというところがございますので、地域の中でそれを生かしていくということについては、ちょっとそうした取り組みを積み重ねていって、よりよい方向へ向かわせるというような形でやっていきたいと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 非常にもったいないなというふうに思います。政策に上げていく、そして、地域の中でこの課題を広めていく。そういった取り組みをしながら、この予算をより効果的に使っていくということが必要だと思いますので、ぜひそのあたり、考えていただきたいなというふうには思います。

では、続きまして、歳出3-2-4、介護保険事業費、認知症サポーター等養成事業、193ページです。

講座内容と見込み人数について伺います。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 認知症の正しい理解を持ち、認知症の方やその家族を見守るサポーターを養成するため、講和やDVDなどを使用して講座を実施します。

令和2年度の講座への参加者は500人を見込んでいます。以上です。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 500人という人数の方が受講していただける見込みだということで、認知症について非常に理解が深まって、多くの方に受講していただくというのは大変ありがたいことなんですけど、認知症についての、いわゆる新しい情報とか薬品とか、あとは治

療方法など日進月歩で出てきますので、フォローアップは必要だと思うんですね。

先ほど、丸山議員のときに出ましたけど、ステップアップ講座を行う予定でいるというふうにお伺いしました。その認知症サポーター等養成講座、これは基礎の基礎、いわゆる。認知症ってこういうもんだよというようなことを、知識とあと体験で知るといような講座だというふうに私は理解しているんですが、先ほど言われましたステップアップ講座というのは、この目的と内容等、もうわかっていたら教えてください。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 認知症サポーター等養成講座を受講される方は、その先、どういったことをしていただくかということがございまして、ステップアップ講座というのはサポーター養成講座のその上の講座になるんですが、もう少し深く認知症について知りたい方とか、より理解を深める内容となっております。ボランティア活動につなげたいと。何かできないでしょうかというような方がお見えになりますものですから、そういった方の活動のほうへつなげるという形で、ほかに、ほかの地域での活動事例について学んでいただいたりというような内容になっております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、このステップアップ講座というのは、2つありまして、一つが認知症について、より深く学ぶということと、もう一つが、いわゆるボランティア活動につなげる、いわゆる実際にボランティアをしていただくというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 サポーター養成講座の修了の方がもう少し活動をして、地域の中で見守りを深めていただくとか、そういった認知症カフェというのがあるんですが、

そういった活動への参加をしていただけたら、そういったボランティア活動をしていただくことのお願いをできたらと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 わかりました。ということは、受講された皆さんが実際に実践したいなと思ったときに、実践するための情報とか、例えばどういうことかということ、こんなところでボランティアをしているよ、こういうところで募集しているよというような情報をこのステップアップ講座を受けられた方々には提供していくというようなことでよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 柴崎高齢者支援室長。

○柴崎俊成高齢者支援室長 そうした形で講座のほうの周知を図ってまいりたいと思えます。

○村田康助委員長 以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認め、歳出3款民生費の質疑を終了します。

続いて、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、4款1項1目保健総務費、資料219ページ。看護師修学資金貸付事業についてお伺いします。

平成30年度から今年度については、毎年60万円程度の増額をやっていたこの貸付事業であります。令和2年度予算書では、本年と同額というふうにあります。その理由についてお伺いします。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 令和元年度予算が前年度比で60万円の増額、令和2年度予算が前年度と同額の理由につきましては、既にこの制度を利用している方が貸与の対象要件を満たさなくなったことによる異動である

とか、新たな修学資金貸与者数の変動によるものであります。

令和2年度予算につきましては、既にこの制度を利用している学生9名分と新入生に対応するため、前年度予算と同様、6名を前提に計上しております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 要件を満たさないということは、もう少し詳しくその要件を満たさないという理由について、お伺いします。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 この制度の対象が看護師の養成施設に在学しているということが主な貸与の要件になりますので、この要件を満たさなくなったということでありす。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 当学園を看護師の資格を取られて卒業されていかれる。そして、市内の医療機関にお勤めいただくということが条件ではないかと思うわけですが、結果的には学校は卒業されて、資格を取られて、それぞれのお仕事につかれたということですが、本市の勤務でなくなったということによろしいでしょうか。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 済みません、もう一度、最後のところ、よろしくお伺いします。質問を。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 本来、反問権ではありませんので、当方の説明が悪かったということで反省します。

そこで、学校を出たら、この本市、新城市に看護師さんとして勤務をされるということだと融資をされてみえるということだと思んですが、なぜ、新城市に勤務されなかったのか。その点については、こういった調査をされてみえたのかということでありす。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 現時点では、卒業後、国家試験を合格された方については、全て市内の医療機関に就職をされております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 要件を満たさないというのは、もう一度、確認します。要件を満たさなかったのが、本年度、令和元年と令和2年は1,240万円で60万円をふやせませんでしたということですが、どうもその点が理解できないんです。お願いします。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 予算内での貸与ということになるんですけれども、先ほど答弁させてもらった、新たな修学資金貸与者の変動というところで、市内医療機関の従事を希望する方については1人月額10万円、それと、新城市民病院の従事を希望する学生については1人月額5万円というところで条例で定めておるわけなんですけれども、その辺で市内、市民病院を希望する方が5万円、それから、市民病院以外を希望する方が10万円というところで、その辺の平成30年度以降、市民病院以外の医療機関を希望する方が平成30年度以降、数名見えますので、その辺で予算の中で影響が出てきておるところであります。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出4款2項3目のクリーンセンター費、クリーンセンター整備事業、ページ数では251ページですが、その事業の特徴について伺います。

○村田康助委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 クリーンセンターは、ごみ焼却施設です。クリーンセンター整備事業は、平成24年5月に策定しましたごみ処理施設長寿命化計画に基づき、クリーンセンターの設備を計画的に更新して、安定的

かつ適正な施設の稼働を継続できるようにするものであります。

平成29年度から5年間は、基幹改良工事として、クリーンセンターの中核となる部分の設備を更新しています。

令和2年度から2年間の継続費で、基幹改良工事の仕上げとなるごみクレーン2基と灰クレーン1基の更新を行います。

ごみクレーンの更新に際しては、クレーンが横に走行できるようにする14メートルのレーンを、屋根を開口して入れることとなります。また、令和2年度の単年度の予算であります。クリーンセンターの焼却灰を薬品で固化して埋立処分場へ運搬できる状態とする灰安定化装置を更新します。

新年度予算は、クレーン類更新工事とそれに伴う施工監理業務委託及び灰安定化装置の更新工事の費用です。以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ありがとうございます。

この工事のタイムスケジュールというか、途中で搬入等、一時的に停止するような事態は起きないのか。ちょっとそういった事態について伺いたいと思います。

それからもう1点、関連してですが、この工事で長寿化の計画ですが、この長寿命化の計画の大半というか、もうほとんどは完成するというふうに理解していいのか。どういう、今後、どのような事業を残されているのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 スケジュールについては、今、ごみ処理施設ということ、焼却施設ということで、可燃ごみの収集運搬したものを処理しているんですが、それには支障がないような形で運営していきたいんですが、一時的にやはり今言われたように、クリーンセンターの屋根を一部開口するときとか、レールを搬入するとき、一時的にその受け入れをしないという期間ができるかもしれま

せん。

その辺は十分周知して、例えば、週2回、可燃ごみの収集をしておりますが、週1回で、そのときの週はという形も、最低限でいきたいなというふうに検討しております。

週1、ですから、年末年始みたいな形を、受け入れしてないときがあるんですが、そういった形で対応したいというふうに考えております。

それから、費用的なものについては、おおむね中核部分はこれで終わる形に、令和3年度にかけてになります。令和4年度以降については、まだ炉の中の焼却炉の中の耐火物の更新といったものがありますし、それから、コンピュータでいろいろと関連していますシステムがあるんですが、そちらのほうが、いわゆるウィンドウズ7に対応している関係もあって、そちらの更新も考えていますので、そういった費用がおおむね出てくるかと思えます。以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 了解いたしました。

この工事によって、長寿命化ということなんですが、おおむね10年以上、どのくらい、要するに使えるように、耐用年数がどのくらい延びるのか、合わせて、この事業つづりのほうを見ていくと、令和13年度ですか、一応、広域の計画があるわけですが、その辺との整合性というのか、どういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 令和13年度までのこの長寿命化計画、更新計画というふうになっています。

通常、こういったごみ焼却施設については、20年ものということでは、20年、今経過しておりますので、何もしなければ老朽化してしまうものを、そういった長寿命化工事をやることによって、もう20年ということを追加するんですが、その後については今、

一応、広域化の話もあって、豊川、蒲郡、新城、北設で話し合いをしていますが、まだ方向性は出ていないという状況でございます。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、今後、10年ないしは20年は現在位置で現在やられている業務を続けていくというふうに理解してよろしいですか。

○村田康助委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 令和13年度までということで、地元とも話をして、この今のクリーンセンターを維持していくということになっています。

○村田康助委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 4款1項3目の保健センター費についてであります。保健センターの管理事業として、223ページであります。これは賃借料で763万4,000円という大きなお金でありますけれども、その内容について、お尋ねをいたします。

○村田康助委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 賃借料の内容としましては、保健センター業務に必要な印刷機などの機器及び住民情報システム、並びに、鳳来保健センターの駐車場用地の賃借料です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。機器の賃借料等々については理解しますが、今、最後に触れていただいた、この駐車場の賃借料というのは大体、どれくらいなんでしょうか。

○村田康助委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 鳳来保健センターの駐車場用地ですが、年間116万6,071円です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。鳳来の保健センターの駐車場ということでもありますけれども、将来計画、新年度予算の中には庁舎建

設の計画も入っておりますので、その辺のところ、ある程度消化できるのかな、こんな思いもありますけれども。

このところについて、これ、土地をお借りするというよりも、永代的に、将来的にも確保していかんやいかんのかなという思いもありますけれども、この辺のところは新年度以降の中で考えておられるのかどうか。

これは直接担当じゃなくなるかもわかりませんが、相対的に教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員、ちょっと質疑内容から若干、ずれてますものですから、もう一度、質疑をし直していただけますでしょうか。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 保健センターの駐車場ということで説明がありました。これ、保健センターの敷地内なのか、それとも上段の、鳳来地区でありました上段のこの舗装してないところなのか。そこのところ、ちょっと確認したいと思います。

○村田康助委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 保健センター上段の舗装してないところになります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております4-1-4、母子保健費として、未熟児対策事業があります。225ページです。

1点ありまして、100万9,000円の事業になりますが、主な内容を伺います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本品子保険医療課長 未熟児対策事業につきましては、身体の発育が未熟のまま出生し保育器を使用するなど、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対して、指定医療機関で治療を受ける際に必要な入院時の医療費を助

成するものです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、わかりました。

これは100万円の事業ということですが、発育の未熟児の方の医療の助成という形の理解なんです、やはりこの事業費を策定するときに、未熟児が年々ふえているのか、減っているのか、そういった傾向等もわかるのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本品子保険医療課長 昨年につきましては、当初の予算を上回る未熟児養育医療の件数がございましたが、ことしについてはまだ1件ほどの申請になっておりますので、その年度によってかなり幅があるとは考えておりますけれども、全体的な傾向といたしましては、やはり医療の高度化に伴いまして、こういった未熟児医療で入院される件数が若干、ふえている傾向にあると思われれます。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

では、次の4-1-9、環境衛生費に入ります。温暖化対策推進事業、235ページです。

1点ございます。489万7,000円の事業であります、主な内容を聞かせてください。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 温暖化対策推進事業につきましては、地球温暖化を抑制する低炭素なまちを実現するため、再生可能エネルギー利用の促進や省エネルギー行動の啓発を図るための事業です。

具体的には、住宅用地球温暖化対策設備導入を促進するための補助金の交付、EV、PHV自動車の普及を促進するため、市内3カ所の道の駅に設置している自動車用充電設備の維持管理費、各家庭の光熱費やCO₂排出量を見える化し、ライフスタイルに合わせた省エネなどのアドバイスを行う「うちエコ診断士」の資格更新負担金などです。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

地球温暖化を防ぐための低炭素地域とかまちづくりとか、低エネルギーのまちづくりを目指すということで、大変、本当に大事な事業だと私も思っているところであります。

今、年々大変な世界的な地球温暖化等を防ぐという意味でも、この一新城市が貢献していくということが大事なところだと思って、お聞きをしておりました。

その中で資料請求のほうもかけて、内容等は把握しておりますが、その中で一つ、住宅用の太陽光発電設備、単体でつけていても、今までは補助はついてたんですが、今回は一体化の導入ということで、蓄電池とか、あとはそれを管理する設備、ネットのIoT化も含めてなんです、そういった一体化でしか導入が、補助金が出せないということのかなというふうに理解をしたんですが。

今までの単体でのソーラーパネルの設置での補助金というのは、どうしてなくなってしまったのか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 この補助金につきましては、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の間接補助となります。

昨今の自然災害等によって、電源の確保等が今、非常に重要になっております。太陽光だけではなくて、蓄電池等を設置して、そういう非常事態に備えていただく、そのような目的もあって、このようなメニューにしております。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 災害時の電源確保ということで、より電源が使えるようにということで、蓄電池等の一体化の導入でされているというふうなところにかじを切ってきているのかなというふうに理解をいたしました。

この事業を進める上で、今回は太陽光パネルが主にはなっているんですが、私自身は、

まきストーブの設置とか、ペレットストーブの設置費用とかもこうした地球温暖化には有効だというふうに文献等で聞いておりますので、そういった新城市内には8割以上が森林がありますので、間伐材だとか、まきだとか、今回もまきの配給システム等を市のほうでもやっていますので、そういった販路拡大にもつながる地産地消のエネルギー消費というのは、低炭素、低エネルギー化のまちづくりになっていくと思いますので。

長野県等ではやっているんですが、そういったまきストーブの設置費用の補助金導入促進とか、ストーブの導入のほうでもこういった補助金、使ったほうがいいんじゃないかなというふうな声があるんですが、こういった部局内でこの事業を練り上げる中に、そういった観点から、意見だとかこうしていこうとかというような検討はされたのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 まきストーブですとかペレットストーブへの補助金になりますと、市の単独の補助になります。木質の利用等に関して、とても大事な事業であるということは認識しておりますので、委員の今回の助言を参考にさせていただきたいと思います。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、4-1-1、保健総務費、看護師修学資金貸付事業、219ページです。

(1) 市内医療機関への就職状況は。

(2) 穂の香看護専門学校の生徒数と修学資金貸し付けの目標対象者数。以上お願いします。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 1点目の市内医療機関への就職状況につきましては、平成

26年度から始まっております本事業の対象者のうち、新城市内の医療機関に就職された方は10名であります。

2点目の穂の香看護専門学校の生徒数であります。今年度の生徒数につきましては、看護学科が117名、助産学科が14名であります。

また、貸し付けの目標対象者数であります。各学年6名の計18名を貸し付け対象者として見込んでおりますが、この制度を利用されている方が卒業後、市内の医療機関において看護師の業務に従事していただくことが重要であると考えております。以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 まず、平成26年から市内の医療機関に就職された方が10名ということによろしかったですね。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 はい、平成26年度から始まっておりますので、平成29年度から就職されておるという状況になります。10名です、はい。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 市内の医療機関、このうち、ちょっと私、忘れてしまったんですけども、市民病院のほうもこの修学資金の制度をとっていると思うんです。こちらのほう、金額は市民病院は5万円でしたかしら。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 市民病院が、対象者があれば、同じであれば5万円、それから、市のほうで5万円という形になります。

先ほど市内の医療機関で10名といったのは、市民病院も含めて10名という形で答弁させてもらっておりますので、お願いします。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 市内の医療機関と市民病院で10名、この内訳のほうは市民病院と市内の医療機関、それぞれ何名であるのか。

この10名というのは、毎年約15名くらいの、

今回の見込み18名と書いてありましたけれども、15名くらいの修学資金の提供をしていると思うんですけども、平成29年、3年間で10名ということで間違いはないですか。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 先ほど山口委員のときにも答弁させてもらったんですけど、対象要件を満たさなくなったということで、途中で退学とかをされておる方も見えるものですから。

卒業されて、国家試験に合格されて、就職された方が10名、それで市民病院に就職された方が10名ということになります。以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうしますと、市内の医療機関に就職された方は10名のうち、10名全員が市民病院への就職という形でいいわけですね。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 委員のおっしゃるとおりです。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 現在、当初、新城市としましては、市内の医療機関、看護師の不足をしっかりと支えるためにということで始められた事業だと思うんですけども、実際、この10名というのは、ある程度、新城市が目標とする数値に近いものだったのか、満足いくものだったのか、もっと上げなければならない状況なのか、ちょっと教えていただけますか。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 平成26年度から始まりまして、今、10名の方が就職をされておるんですけども、3年という、平成26年、27年、28年の学生については市民病院ですけども、先ほど山口委員のところでも答弁させてもらったんですけど、平成30年以降、市民病院以外の医療機関を希望して、修学資金の貸与の申し込みをされる方も見えるもの

ですから、一定程度の成果はあるものだと思います。以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 先ほど今の生徒数のほうを教えてくださいんですけども、看護科のほうで117名、助産科のほうで14名、これも今回、卒業されたと思うんですけども、この方たちを入れた人数ですか。それとも、今、残っている、今度、2年、3年になる人数でしょうか。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 この数字につきましては、昨年4月7日入学式時点の数字です。以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうしますと、ことし卒業された方の人数というのは何名で、先ほどやめられる方も見えるということなんですけれども、その辺は何名くらいとかっていうのは把握されているんでしょうかね。

○村田康助委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 修学資金貸与している方についての状況を把握しておりますけれども、それ以外の方についての学校をやめられる状況とか、それについては把握はしておりません。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 心配しているのが、遠くから見えている方もたくさん、生徒さんには見えるようで、そういった修学の状況のほうがかちらの新城からも、議会からも、理事として名前を上げられている方も見えると思うんですけども、状況のほう、しっかり把握して、本当にこの穂の香看護学校はしっかりと対応をされているのか、ちょっと心配なところがありまして、その辺は大丈夫なのか。その辺の状況のほうを、せっきやく資金のほうを提供しているんですから、その辺のほうは大丈夫なのかどうか、ちょっと。

○村田康助委員長 澤田委員に申し上げます。

今回の質疑は予算の関係ですので、修学状況とかそういうのはちょっと質疑から外れていますので、それは別のところで質疑していただきたいと思います。

澤田恵子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款の衛生費の質疑を終了します。

ここで説明員入れかえのため、しばらく休憩をします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

続いて、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、6款1項4目であります。農業振興施設費、学童農園山びこの丘の管理事業であります。資料269ページであります。

委託料の共通分が前年と比較をしまして、182万8,000円増加しております。その要因についてお伺いいたします。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 委託料が増加しました要因につきましては、消費税率及び地方消費税率が上がったことによるもの、また、令和2年度から5年間、指定管理者として管理運営を行っていくに当たり、業務計画の中で提案のありました女性やファミリーなどの利用拡大に向けた取り組みを行っていくための経費となるものでございます。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地方税の増税は理解しました。

女性等の拡大の理由ということで今、答弁いただきましたが、そのことは委託業者が考えるということなんですか。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 指定管理者を指定するに当たりまして、業務の提案等をいただいております。提案がございましたのは、利用拡大に向けまして、ウッドデッキサイトの増設であったりとか、バーベキュー場付近にログハウスを設けたりとか、あるいはオートキャンプ場としての区画を設けるなどという提案がされております。以上でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そういった提案というのは、丸投げの委託料ではないというふうに思いますので、本来は、施設を所有している者が、こういう状況だから、こういうことをしてはどうかという提案をしていく、それにこのくらいお金がかかるよということだと思えますが、今お伺いすると、指定管理している方からこういうふうにしたほうが良いということを言われたということは、それまでそういうことに対して、気づきがなかったのかどうか。ちょっとその点だけ。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 提案に対しましては、こちらのほうも審査をして、利用拡大につながるということで判断しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 次にまいります。

6款1項4目であります。山吉田トレーニングセンター管理運営事業であります。資料271ページであります。

ここでは、特に歳入の項目にもありますが、

使用料として年間3万円で、そして、これにかかわるコストは75万9,000円であります。

前年度にも、令和元年の事業を執行するに当たっても、こういった質問をしたというようなことがあります。庁内ではどのような検討をされて、再度、これだけの予算を立てたのか。その点についての質疑であります。お願いします。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 山吉田のトレーニングセンターの設置目的ですが、農業の担い手を中心とする地域生産組織がスポーツ活動を通じて体力増進及び健康維持管理並びに農業者が地域住民との連帯感の醸成を図るためであり、子ども陣太鼓やソフトバレー、インディアカなどの競技の場として、毎週定期的に利用されております。

管理運営事業としまして、75万9,000円を計上しておりますが、設置目的を果たすため、必要最低限の施設の維持管理に必要な金額であり、利用者のスポーツ活動を通じた体力増進や健康の維持、コミュニケーションの場所としても利用されていることから、農業振興に欠かせない事業として予算をお願いするものでございます。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 体力であるとか、いろいろの事業をされておみえになる。そして、週に1度ということではありますが、週に1度ということは、失礼ですが、利用料が余りにも少ないなというふうに思います。毎週であれば、年間何週あるかあれですが、1,000円もらっても3万円を超すと思うんですが。

その点の利用料の設定というのは、これ実はあるんです。それぞれ地域によっては、地元の方は免除というのがあるわけですが。例えば、3万円という今のこれだけの事業をされてみえた中で3万円というのはどうかということではありますが、そういった内

規とか規定があつて、3万円というのが設定されておるのか、お願いします。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 利用料につきましては、平成2年度からは1時間当たり120円ということをお願いをすることになっております。その金額、掛ける使用時間、掛ける、年間の使用日数を見込みまして、3万円という金額でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地域の方が利用されてみえる施設でありますので、有効だと思ひますが、大分、この施設もそろそろ手を入れなくてはいけないと思ひますので、それも含めて、十分に検討をされて、また有効活用できるような施設として生かされていくことをお願いしたいと思ひます。

続きまして、6款1項4目の農業振興施設費であります。農村集落多目的共同利用施設管理事業、資料273ページであります。

ここで工事請負費の内容について、お伺いをします。

○村田康助委員長 加藤作手総合支所地域課長。

○加藤良一作手総合支所地域課長 農村集落多目的共同利用施設の工事請負費につきましては、男子トイレ1基、女子トイレ2基の和式トイレを洋式化するものです。

工事の内容につきましては、便器の取りかえに伴い、内開き扉を外開きへ変更、床タイルの張りかえ、給排水配管設備工事、電気工事等を行います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 時代に乘った流れだということに理解をいたしました。

続きまして、同じく6-1-4、農業振興施設費の中の学童農園山びこの丘の整備事業、資料273ページであります。

ここで、工事請負費の工事の内容とその実

施される場合の工期についてお伺いします。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 学童農園山びこの丘の武道館におきまして雨漏りが発生しており、利用者に御不便をおかけしていることから、屋根の防水改修工事を行うものでございます。

工事内容としましては、雨漏りの原因である屋根の棟とスレート屋根とのすき間をなくす工事となります。

工期としましては、おおむね120日程度を予定しております。以上でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 武道館といえば、2年ほど前にも実は改修をしたという記憶があるわけですが、前回の工事内容をもし今、手元があれば、御説明をお願いいたします。

そして、今回は屋根が漏るということですが、どういった状況で漏るのか。例えば、その場合は余り落ち葉が来て、といが詰まるということではないと思うんですが、屋根の現況の状況、例えば、杉皮葺だとか木造だとか、トタンぶきだとかいうふうになっていると思うんですが、それをどういうふうに変えるのか。その点について。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 工事の内容につきましてですが、現在、棟の瓦の部分とスレート屋根との部分にすき間がございます。一旦、この棟の部分の撤去いたしまして、新しく棟をやり直すというような形で工事のほうを考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 予算書からいきますと、実は前段に管理事業費がありまして、そして、整備事業とありますので、本来であれば、山びこの丘にかかわる管理事業費が幾らかかるかということ、これ、合計で出ると見やす

いんですよね。

管理費だけ見ていると、予算書を皆さん見ているんですが、管理費で見ると、これだけかかるんだよね。委託料、ちょっとふえたよね。見落としていくと、この800万円を見落とすということがあるので。

会計上の理論からいって難しいのかもしれませんが、やはり、山びこの丘っていう事業にかかわる事業であるならば、管理の部分、それから、整備に係る部分等々を一緒にした計上をされたほうがいいのかというふうに理解していますが、その辺はどうでしょうか。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 管理費のほうと管理運営事業のほうと整備事業とを分けています。

整備事業のほうは、大きな修繕が必要になったときに、こちらのほうで整備事業として対応するという形で、通常の管理運営につきまちは、管理運営事業のほうで分けているという現状でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に。

〔「待って」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 済みません、挙手がおくれました。

次に、6款3項2目であります、林業振興費、資料283ページをお願いします。

ここで、委託料が前年比から大幅に増加している理由についてお伺いします。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 委託料（一般分）が大幅に増額している理由ですけれども、令和元年度、今年度は間伐の委託料を計上しませんでしたけれども、令和2年度は当初より間伐の委託料を計上しているためです。

理由としましては、作手田代の市有林の森

林経営計画が令和元年10月末で満了するため、今年度は間伐を実施しませんでしたけれども、令和2年度からは、新たに森林経営計画を策定し、計画的に搬出間伐を実施していきたいためです。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 6款1項1目の農業委員会費、農業委員会の運営事業、261ページに入ります。

農業委員会の委員の公選制が廃止されまして、市長による専任性に変更されたこと、これに伴いまして、ことし10月29日までの任期に向けた選任行為をどのようにとっていかれるのか、お尋ねをいたします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 それでは、次期農業委員の選任に向けた今後の流れについて、御説明をいたします。

農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律の規定によりまして、市長が議会の同意を得て任命することとされております。

具体的な今後の流れは、4月中旬発行の広報ほのか及びホームページに委員募集の内容を掲載いたしまして、6月1日から6月30日までの1カ月間を募集期間として、委員募集を行います。

募集締め切り後は、募集状況を公表した後、必要に応じて委員候補者評価委員会にて候補者を評価し、市長にその結果を報告いたします。

そして、その結果を参考に選任案を作成しまして、本年9月の定例会に議案として上程いたします。

そこで同意をいただければ、本年10月30日に市長が任命し、任期が開始するという運びになります。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 スケジュールもしっかりとわかりました。

その中で、そもそも農業委員会、農業者、農家、農民の皆さんのこの代表というのが、そもそもが本来の役割でありましたが、法改正によって、こういう事態になっていったという流れは、私も了承しておる中であります。

そういった中で、今、説明していただいた中でも、この6月から6月30日、この一月間の募集期間によって募集されるわけですが、それを評価するというを先ほどおっしゃいました。

その評価するに当たっての基幹の組織、また、第三者、そういうような状況がちょっと想定されるんですけども、そのあたりを具体的にどういうふうに、今時点で非常にちょっと難しいかもわかりませんが、方向性をどういうように考えていらっしゃるのか。

それはなぜかといいますとね、これまでのこの農業委員会の委員の皆様方が一生懸命やってきておられましたけれども、昨今、先日の浅尾委員の一般質問でもありましたが、太陽光のこういう問題にも触れてくるわけですが、農地そのものの転用を含めて、いろんなところでこの農業委員会の皆さんがかかわってくる、今後、そういう太陽光についてはちょっと別問題になるかもわかりませんが、いろいろ広範囲において、農地がしっかりと把握された地域、地域丸ごと把握されて、農業委員会のこの仕事というのはかなり包括されるということで、重要な責任が抱え込まれるような今後の情勢もあるんじゃないかなと。

そういった中でこの評価するに当たっての組織づくり、大変、大きな重要な位置づけになると思うんですね。そこのところ、確認したいと思います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 評価ということでありまして、評価会というのが要綱により定められております。

名称は、新城市農業委員会委員候補者評価委員会というわけですが、この評価会を開催する場合というのが、まず、定員を超えた応募があった場合にまず評価会を開催いたします。

その構成員というのは、要項で定められておまして、評価委員会の委員は5人以内ということで、その構成員は副市長、それから、産業振興部に所属する職員、その他、市長が認める職員ということになりますけれども、開催する必要がある場合に、委員の選考をすることになると思います。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

流れはわかりました。その前の段階の、この評価するまでの段階の一月間の募集期間ですね。この募集期間というのは、野方図にこの行政側が見ているだけではなくて、多分、いろんな働きかけというのは、当然、あると思うんです。

それが、やはりどうしても地域全体を把握できるような形をとらなければならないと思うし、そうすると、この地域は何人くらい、この地域は何人くらいというような想定が当然されてくるわけですね。

そういうところも当然、構成の中で入れられて働きかけも、やはり行政からの働きかけも必要じゃないかなという思いもありますけれども、その辺はいかがでしょう。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 農業委員の募集に関しましては、それぞれ区長さんを通じて地域のほうへ周知をしております。

また、依頼があれば、地域へ出向いて地区説明会というのを実施しておるところであります。

その委員の構成なんですけれども、それぞれの地域の農地面積というのを考慮いたしまして、地域の自治区の単位を基本としております。

各自治区からおおむね1名を選出するという、地域枠として。ああ、ごめんなさい、定員は12名となっております。その地域枠として、まず9名、それから、その他、中立員として、農業にかかわりのない委員、それから女性、青年等の枠として、3名というのを目安としてお示しをしております。こういった形になっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 新年度になってから円滑な選任といたしますか、任命行為をまた行っていただきたいと思います。

次に入ります。

3目のところに入って、農業振興費、園芸施設の団地整備事業、269ページになりますけれども。

まず、1回目でありますけれども、新規就農者の確保・施設整備支援として3品目、この説明資料の中に入っておりますけれども、施設整備を含めた予算計上されるわけですが、それぞれの規模、地域の特色はどのように生かされていくのか、これをお尋ねします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 それではお答えいたします。

令和2年度におきます園芸施設団地整備事業におきましては、主に令和3年度中に就農する、あるいは、経営規模の拡大を図る農業者のためのリースハウス整備費用を事業主体でありますJAに補助するものが主なものとなっております。

予算上の規模につきましては、トマト40アール分、ハウレンソウ150アール分を計上しているところであります。

地域の特色ということではありますが、トマト、ハウレンソウ及びイチゴの3品目は、それぞれ地域の特色を生かして栽培をされております。

まず、トマトでありますけれども、季節裁

培ということになりますと、通常、平地では冬春作、冬春の作になりますけれども、本市のトマトにつきましては、標高550メートルの作手地域でつくられる夏秋作でありまして、高原地域の昼夜の寒暖差を生かして、うまみが凝縮され、甘みと酸味のバランスのよい高原トマトとして評価されております。

また、ハウレンソウにつきましても、平地では夏場、それから降雪地帯では冬場は生産されないというのが一般的であります。作手高原の中間的な気候を生かしまして、県内で唯一、年間を通して出荷をしております。

その品質は、肉厚で甘みが強く、えぐみの少ない奥三河ハウレンソウとして高い評価を受けておりまして、今後の産地拡大が期待されているところであります。

イチゴにつきましては、昭和50年代から新城地域でつくられておりまして、長い歴史がございます。

その品質は、大玉で甘さと酸味のバランスがよいというふうにされておりまして、豊橋、豊川などと比べまして、若干の気候の違いにより、収穫期間も後半が長くなるという特徴がございます。

これからも、こうした地域の特色を生かした3品目で、新規就農者の確保・育成を進めてまいりたいと思います。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 特にこの新規就農者ということで、改めてもう一回ちょっと確認をしていきたいと思うんですけども。

今までの新規就農を募る場合の中で、本当に純粹な新規の方、それからまた、親元を引き継ぐような方、それからまた、定年を迎えて農業に取り組むんだと、こういうふうな3つの選択といたしますか、取り組まれる方々がお見えになったと思うんですけど、今回の場合は、新年度に向けてのこの予算の中では、新規就農、こういう考え方でよろしいですか。まず、確認したいと思います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 この園芸施設団地整備事業につきましては、全くの新規、農外からの参入、あるいは、農家の御息子さんでも、親とは別の経営をするということで、全く新規を想定しております。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 はい、わかりました。

そんな中で、やはり特に新規就農に対しては、これまでの成果、JAさん等の取り組みも含めてでありますけれども、新規就農に対するこの相談窓口っていうものをまず必要なんだと。それからあと、支援をする方策が必要なんだと。それからまた、確保する上で、どういう取り組みをしたらいいんだと。これが今回の予算計上の中にものっておりますけれども、さまざまな補助金や、例えばでありますけれども、農業研修の住居費、こういうような援助の補助金も入っておる。対策確保、研究するための費用というのが相対的なこの事業のメニューになっておると思います。

そういった中で、かなり大きな力が必要じゃないかなと。今までのこの取り組み、実際、私も詳細に把握してないものですからいけませんけれども、かなり今回の場合、作手地域にも、季節を生かした周年栽培という形で取り込まれるようになっておりますので、それに向かつてはかなりの指導も必要ではないかな、こんな思いがしておりますけれども、どういう体制でやっていかれるのか。行政としての手が出せる範囲というのは限られておると思いますが、その辺のところ、確認したいと思います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 新規就農者の支援につきましては、各種それぞれの団体に役割をおいて取り組んでいるところでありますけれども、市の、まず役割としては、新規就農者の募集、それから、受け入れ後の農地の選定、あるいは住居の確保等々、役割を持っておる

ところであります。

特に、住居につきましては、非常に空き家の活用というところがなかなか難しいというところから確保は難しいところでありますけれども、極力、市営住宅を活用して、その住居費の一部補助を市及び、それからJA、公社、三者で負担をし合って支援しているところであります。

それから、就農後の支援としましては、特に市の役割としては、規模拡大を、恐らく2、3年後たつと、それを図っていくというところでもありますので、そういったときに、補助事業の活用とか資金の活用、そういったところの支援をしていくところであります。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 1回目の回答の中でちょっと確認したいことがあります。

ハウレンソウですね、かなり付加価値といえますか、高原ならではの特長を生かしながらとか、いろいろな、先ほど説明がありましたが、ハウレンソウだけ、一つ一つとってみますと、単価的にどのくらいアップの見込みがあるのかと。販売に当たって。

これ、想定で言いますけれども、10%以上の価値が高まるような売り上げがあれば、しっかりとこの新規就農に定着する。こんなような過去といえますか、JAさんのこの資料なんか見てみますと載っておるんですね。

それに対して、やはりこの地域の特色を生かしていく。そこの売り込みを行政側もしっかりと力を注いでいただきたいと思うんですが、先ほどの第一問目の御回答にありますような、そのことに向けての、この担当部署としての取り組みはどうなんでしょうか。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 価格の面がどうかといえますと、これは市場出荷しておりますので、なかなかこの新城産だからといって、品質がいいといっても、そんなに大きく差がつく

ものではないというふうに思っております。

ただ、先日の質問でも部長がお答えしておりますけれども、品質につきましては、かなりハウレンソウの一般の基準と比べると数値の高い項目が幾つかございます。そういったところを強く市場、あるいはスーパー、消費者のところにアピールしていけると、有利販売ができるのかなという取り組みをしております。

それを、できれば、行政としましては、行政だけじゃない、JAもそうですけども、その品質を前面に出していけるようにということで、例えば、袋にそういったこういう効果があるんだよということを表示できるような取り組みを支援していきたいと今、思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 取り組み姿勢もしっかりと伝わってまいりましたが。この新規就農、これを進めるに当たって、昨今、政府、国のほうが人生100年時代で、かなりまた、働く場のアクセスを国のほうがとられているということで、それを見ますと、果たして、若い人たちは一生懸命やって取り組んでいるんだけど、それに対して、雇用対策ですね。なかなか昨今を見ますと、この近隣の農家の皆さんを見ると、やはり、雇用のところで非常に困っているんですね。どうやって手助けしていただける雇用を確保していくかと。

ここがすごく一番重要であって、結果的にこの新規就農にさあ頑張ろうという方々がこの雇用対策でしっかりと援助できないような形がこの社会情勢の中でつくられてしまって、さあ困ったと。こういうところを今まで何回も私、見てきております。

これに対してもやはり、この新規就農の今度の整備事業としては、一つ、やはり考え方として、捉えられておると思うんですが、このところも確認しておきたいと思います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 雇用に関しては、御心配されておりますとおり、かなり難しいところであります。

特に、ハウレンソウというのは、雇用者が多数必要になってくるものですから、そういったことでこれまでハウレンソウの就農者がまだなかなか確保できてなかったというのがございます。

その雇用者の確保としましては、市としては、援農隊とあって、農繁期に急遽必要になった場合に支援する雇用者の確保、育成ということに取り組んでおりますし、JAさんにおきましては、無料職業紹介所を設置するなどして、求職者との橋渡しをしているというところもあります。

それから、農家個々におかれましては、一部ではありますけれども、広報ほのか、市の広報に広告としてパートさん募集というようなことに取り組んでいる方もおります。

そうしたのを見て、いろんな農家さんもそういったことに取り組みたいということで波及しているということで、効果が上がっているなというふうに思っております。

そんなことで、今後も雇用者の確保には努めてまいりたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続けて、次のところに入ってまいります。

農業振興費の棚田地域振興事業に入ります。指定棚田地域活動計画、この策定業務については、地域団体へ委託されるのか、業者への委託なのか、確認したいと思います。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 棚田での活動をする地域住民・農業者、農業者の組織する団体・県、それから市などで構成されます指定棚田地域振興協議会が主体となります。

指定棚田地域振興活動計画の策定業務につきましては、農業振興に関する専門的な知

識、地元との調整が必要なことから、地域団体ではなく、業者への委託となる予定でございます。

市としまして、地域の農業者、地域の活動団体などの自主的な努力を支援し、多様な主体が連携協働して策定したいというふうに考えております。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

委託は業者委託ということで、計画づくりに当たってはとられるようではありますが、今、説明していただいたとおりだと思います。ただ、ここで全国のこういういろんな委託、受ける事業者さんというのはたくさんございますし、やはり、地域をやはり知れば知るほど、この深まるようなこの計画というのができると思います。

そのあたりで、多分、この予算を策定するに当たっての想定の中で、委託業務、委託される方々との接点を設けられておると思いますが、学校、大学含めて、そのような取り組みというものも一つあるのかなというふうに私、思うんですが、そのあたりのところはどうか。その委託業者に関してであります。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 現在のところ、委託業者に関しましては、民間の業者ということで考えておりますが、おっしゃられましたように、大学とかそういったところの御意見も伺えればと、計画策定に当たっては、そういうところも聞くことができればというふうには思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 はい、わかりました。

また、慎重に進めていっていただきたいと思っております。

最後の6款3項2目の林業費のほうに入っております。

森の未来づくり事業として、285ページでありますけれども、木質バイオマス事業に係るまき生産に対しての資材等購入内容、これについてお尋ねします。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 資材等の購入の内容ということですが、購入資材は原木を割ってまきにしたときに、まきを保管、乾燥、運搬するための収納用のラックです。数量は100基を予定しています。

購入の理由としましては、現在200基で運用していますが、その数量では、割ったまきを直後に収納できないことがあり、作業工程に無駄な作業が発生し、効率的なまき生産ができないことが判明したために、それを解消するためです。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、御答弁があったとおりでと思います。

私も現場を見ておりますので、今、集材されたもの、そのものが山積みになっていきますね。1メートルに切って、それをまきにして、散乱しているとは言いませんけれども、大変、これは非常に景観も悪いし、早く何とかしてあげたいなど。そのストックのこの施設になるというふうに私、今、確認しましたので。ただこれ、100基と言いましたけれども、100基でも足らんじゃないでしょうか。

これまでは200と先ほど言いましたが、200から100追加するということがありますけれども、現状は隣の土地まで今、確保されているのか、借りているのかわかりませんが、山積みになりつつあります。こういう事態、これ、新年度の予算の中で、もう少し発展的に考えたほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 現在、まきの投入目標数量としましては、年間839立方の投入を予定しておりまして、十分な乾燥をするために

は3カ月以上、乾燥する必要がございます。

1日の投入量としましては、夏場ですと2から3立方、それから、冬場ですと3から4立方ほどをまきとして投入しております、この委託しております法人とも相談して、300基、1日300立方程度がストックできれば、何とか運用できるというふうに言っておりますので、当面はこの100基を追加して運用して行って、また、必要に応じて、その辺のほう、足りなければまたお願いすることもあるかもしれないですけども、当面はこの数量で実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

立米数もわかりましたけれども、この材です。スギ、ヒノキ、その辺の割合はどんなぐあいかなと思うんですけど。

要するに、スギだったらね、火力が少ない、あつという間に消化してしまう。ヒノキですと、もう少し長もちをする、火力も強いというメリットもありますけれども、その辺の割合も含めて、このストックするに当たっての保管、これも資材も変わってくるということもありますので、現状、どうなんでしょうか。

また新年度に向かって、このスギ・ヒノキのこの割合も含めて、どういうふうに確保されておるのか、確認したいと思います。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 スギ・ヒノキの割合につきましては、現在の出してくる山の樹種にもよりますけども、スギのほう若干、多いというふうに考えております。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私のほうからは6-1-3、農業振興費、地域農業振興事業になります。

269ページでありまして、1,341万6,000円

の事業になりますが、主な内容を伺います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 主な内容ということで、2点ございます。

1点目につきましては、水田農業の経営の安定化を図る水田農業経営所得安定対策を円滑に実施するため、その推進事務を担う新城市地域農業再生協議会への事務費の補助であります。

2点目につきましては、愛知県農地中間管理機構が地域の農地を借り受け、まとまりのある形で担い手に農地を貸し付ける農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の利用集積を図った際に、地域へ交付される機構集積協力金が主な内容となっております。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解をいたしました。

こちらのほうは、地域農業推進委員という形でその今後の農業の、水田の農業の安定策を考える会議が行われ、また、県の事業では、今後の担い手への協力体制をしていくという理解をいたしました。

そこでは、この話し合う状況としてはやはり将来の農業の形だとか、誰が担っていくのかというふうな話し合いがされるのかなというふうには理解をするんですが、そうした理解でいいのか。

また、メンバーがいるんだしたら、どういった方々がメンバーで話し合うのか、教えていただきたいと思います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 話し合いということですが、人・農地プランというのがございます、この人・農地プランというのは何かといいますと、地域の農地、農業を今後、誰がどのように担っていくのかということを明確にするというものでございます。

そういった話し合いを今後、地域、集落へ出向いて、地域の方と一緒に議論をしていく

ということになってまいります。

そのメンバーとしましては、市、JA、公社、それから、農業委員会、それから、時には県というようなことになってまいります。それから、農地中間管理機構の方もアドバイザーとして来ていただけるということになっております。そういったメンバーで今後の地域の農業を考えていきたいと考えております。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

人・農地プランというのを今後、作成する中で、とりわけ、地域の方々の声を聞きながら、今後の担い手づくり等を話し合っていくというふうなことで理解をいたしました。

そこでちょっと伺いをもう1点したいと思うんですが、この農業を考える上でもすごく大事なのがやっぱり家族農業の経営者、家族農業について、のサポートというのを考えているのかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

後継者不足もやっぱり家族農業をしている方が多いもんですから、そういったところのポイントについても話し合っていたらと思うんですが、そういったことが含まれているのかということをお聞きしたいというふうなことを思います。

なぜ、そういうことを言うかといいますと、やはり、これまでの国の農業政策については、減反政策とかいう形で農業を支えるところを、こなかったと。また人口減少もしてきたということで、日本の自給率というのは、本当に30%台ということで、これを向上しないと、日本全体を支え、守れないというふうに思っています。

やっぱり70%の食品を海外から輸入して頼っているということは、本当に日本としても大変危険な、存亡にかかわるところだと思いますので、ぜひ、もしも、戦争が起こったりとか、今回の新型コロナウイルスがあつて、

輸入がとまったら、食料品を70%依存しているということ自体が今、危機にさらされていくと思いますので、その自給率を上げるためにも、新城の農業の方々をサポートして、自給率を上げるということが本当に根幹になる主軸だと思いますので、市政の主軸だと思いますので、ぜひ、このプランというのはすごく大事になると思います。

後継者不足というのは、家族農業経営の方にも非常に喫緊の課題ですので、そういった側面で家族農業についてもここでは話し合っていくのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 担い手に関しましては、先ほどもお答えしておりました施設園芸に関しては少しずつ担い手が確保できているわけですけれども、やはりこの地域は水田農業が主体ということになってまいりますので、水田を担う担い手というのは不足している、全く足りていないというのが現状であります。

ただ、ここ最近、担い手と言われる方の御子息さん、お子様が後継者として戻ってきているという例も何件がございます。

そういったところを、やはり、水田農業をゼロから始めるというのは、なかなか困難がありますので、そういった今までの担い手の後継者として帰ってきている、そういった人を強く支援をしていきたいというふうに思っております。

ただ、どういった支援がいいのかというのは、今現在、そういった具体的な考えがあるわけではありませんので、先ほども申し上げました人・農地プランの話し合いの中で、どういった支援がいいのか、あるいは先ほど申し上げました地域の協力金、そういったものの活用も考えながら支援策を考えていきたいと思っております。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

本当に今、課長の答弁でもちょっと希望が

見えたところがあって、本当にありがたいなと思います。

やはり、今後の担い手については、話されたと思うんですけど、非常に深刻な状況だという現実のところから、やはり子どもさんが、親の農業の姿を見て、また自分もやりたいというふうに戻ってきているという事例があるということは本当に希望があると思いますので、そこを本当に支援できるような具体的な策をこれから練っていただきたいと切に願っております。

やはり、農業というのは特殊な、なかなか難しい、すぐにできるようなものとは思えませんので、やはりそういった親の代から家族農業でやっていただく方が、家族が戻ってきてくれるということは、本当に即戦力にもなると思いますし、大事な新城の貴重な人たちだと私自身も思いますので、ぜひ、実効力のある、支えていってあげられるような温かな施策のほうをつくっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次の、引き続き、6-1-3、農業振興費になります。棚田地域振興事業に移ります。

(1) の246万4,000円の事業だが、主な内容を伺います。

(2) 国・県からの補助金はどのくらいあるのか、伺います。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 まず、1点目でございますけれども、棚田地域振興事業の主な内容としましては、四谷地区で国からの補助を受けて指定棚田地域振興活動計画の策定に当たり業務委託をする費用として、220万円、そのほかに全国棚田連絡協議会などへの負担金、鞍掛山麓千枚田保存会への補助金を合わせて26万4,000円となっております。

2点目ですけれども、国・県からの補助金に

つきましては、委託料で計上しております220万円が、国から県を通して交付される見込みでございます。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この内容としては、棚田を守っていく、棚田を地域と一緒に守って管理をしていくというような内容でこの事業はあるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 計画の内容としましては、棚田の保全に関する事、それから、棚田等の保全を通じて、多面にわたる機能の維持発揮、それから、棚田を核とした棚田地域の振興などを計画の中に入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

この棚田を守って、核として地域振興を考えていくということで、こちらのほうも非常に農業を守っていくという主軸になると思いますので、大事な事業だと思っておりますので、ぜひしっかりやっていただきたいと思っております。

ちょっとそこで心配な点、1点だけ聞かせてもらいますが、やはり、そういうことで新城、千枚田の本当に美しい景観等があるんですが、そういった新城ならではの、独自のそういった美しい景観を守っていくという中で、そういった計画、皆さんといろいろお話をしたのまとめになると思っておりますが、最後のまとめとしては、業者のほうに委託をするということでありますので、やはり、業者に丸投げというような形にならないようにしてほしいと思うんですね。

やはり、新城市の主軸の主体はこの棚田の千枚田の状況を守っていくという新城市のよさというか、そういった主権はこちらにあると思いますので、やはりそうした新城市がよ

くなるような、そういった独自の思いがちゃんと入るような委託にさせていただきたいと思いますが、その点、大丈夫かどうか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 計画の作成に当たりましては、四谷地区の皆さんを初めとしまして、地域との話し合い、それから、ワークショップなども開催して、計画のほうを作成していきたいと思いますので、業者任せにならないように十分注意してまいります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。
続いて、歳出7款商工費の質疑に入ります。
最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、7款1項2目をお願いします。商工振興費、宿泊施設整備奨励事業、資料293ページであります。

この補助金の内容についてお伺いします。

○村田康助委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 本事業の内容につきましては、平成29年9月に制定されました新城市宿泊施設整備奨励条例に基づきまして、宿泊施設の新設等をした事業者を対象に、土地、家屋、償却資産に係る固定資産税相当額を大規模宿泊施設のため、7年度間にわたり交付する初年度となります。

具体的には、令和2年度は、宿泊施設の新設を行った市内事業者1社に対して、1,168万9,000円の交付を行います。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 続いてまいります。

同じく、7款1項3目ではありますが、観光振興費の湯谷温泉配湯事業、299ページであ

ります。

燃料費が、実は前年を下回っているというふうに資料から読み取れました。本年度1,560万4,000円の計画。来年は、1,498万7,000円ということですので減額をされておりますが、これは毎年、燃料費高騰を理由に、12月ごろになりますと補正を打たれてまいります。そうした中、十分かんがみの中で燃料費の算出根拠、これについて伺いたいと思います。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 燃料費につきましては、木質バイオマスボイラーが令和2年度のこの4月から本格稼働いたします。反対に、重油ボイラーの稼働時間が短縮されるため、A重油の消費量は減る見込みであります。よって、前年度よりも少ない額で予算計上を行いました。

算出根拠であります。木質バイオマスボイラーの稼働時間を1日8時間、重油ボイラーの稼働時間を1日16時間としまして、重油ボイラーのみで稼働していたときのA重油消費量に重油単価を乗じた金額に稼働時間の割合であります3分の2を乗じて算出しております。

月額燃料費124万9,000円で、年間予算1,498万7,000円を計上しております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 木質ボイラーを使用されるということは今、確認しましたが、じゃあこの中に木質ボイラーに使うまきを購入する資金というのはどこに入っておりますでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 この予算につきましては、そのまきの購入予算のほうは入っておりません。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 配湯事業として事業をやる

んですから、燃料費の中に重油代と木質バイオマスのまき代が入ってなくてはこれ、ボイラーは燃えますよね、真剣に、16時間は燃料がありますから。木質バイオマスのまきがなくはこれ、と思うんですが、なぜここに入れてみえなかったのか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 まきの購入価格につきましては、同じ項目の委託料の中に入っております。こちらのほうでまきのほうを購入しまして、小売りのほうから買いまして、こちらのほうで燃やすように予定をしております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 委託料ということでありましたので、温泉配湯事業が4,852万2,000円が令和2年の予算でございます。そして、令和元年は4,312万8,000円ということで、その差が540万円であります。この委託料2,600万円の中に、先ほどの燃料費は下がっておりますので、約1,400万円、1,500万円から60万円ほど下がっているということですが、その差額分がまき代ということで、今、ここで算出を自分なりに計算をしてもよろしいということでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 その減額につきましては、平成31年度はまきボイラーを導入したということで、業者から機械の説明等を受けながら、マニュアルを作成しながら、試運転を行ってまいりました。

です。最初の数カ月は、まきをほとんど、ほとんどではありませんが、本稼働はしていませんでしたので、まきの消費も少なかったということです。

です。そのことを昨年度は想定しておりませんでしたので、令和2年度につきましては、まきが4月から本稼働に移りますので、これで大丈夫ということで予算計上のほうをいたしました。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみにまき代は委託料のうち、2,611万8,000円の中のまき代に係る部分は幾らで算出をされたのでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 まきの生産業務委託料として、1,204万600円を計上しております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 事業は、間伐材を使ったまきを生産する、そして、バイオマス事業にするというまではいいわけですが、こうして配湯事業が500万円ほど上がってくる。それによって、この施設を利用されてみえる事業者には、当然、御負担がかかる。

御負担がかかっている、中には、御負担がかかるために経営困難になってくるということになることはどのようにお考えなんですか。そこまで考えたものがこれに入っているのか。

結果、事業費が上がるということは、コストが上がるわけなんですよ。それぞれの温泉の経営者方に。その点については、どのような補填をしようか、どういうことを考えてみえるのか。

縦割りでありますので、配湯事業は配湯事業、旅館なら旅館だということになると思いますが、やはり、そこまで考えるというのが一つの仕事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 湯谷温泉の旅館施設があります。お湯を使っただく量にに応じて使用料のほうをいただいておりますので、重油であろうが、まきであろうが、その点につきましては変わりはありません。

ですが、まきボイラーを導入したことによりまして、間伐の有効利用とか、CO₂削減とか、ほかのメリットのほうが大きいということで、この事業をスタートさせましたので、本事業を安定に稼働できるように運用のほう

をしていきたいと考えております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今の話を伺いますと、温泉を経営しておみえになる事業者の方には御負担はかからないということでありますので、逆に、林業農家に対してはそういったメリットが出てくるといようなことだというふうに理解をしました。

そこで、次に、同じく観光振興費であります。鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理事業、資料299ページであります。金額については隣の301に載っていると思うんですが、工事請負費の工事内容の詳細とその工期について、1,953万円が計上されておりますので、お願いします。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 工事請負費の工事内容につきましては、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな重油ボイラー設備2基の更新を行うもので、重油ボイラーにつきましては、メーカーが推奨します年数を経過していることから、浴場及びプールにおける湯温の安定のため、更新工事を行うものです。

なお、工期は180日間を予定しております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 重油ボイラーが実は経年劣化をしているので更新する、これは理屈としてわかります。が、そこで、これも配湯事業と同じように、バイオマスを使った緩和できないのかということではありますが、その点については、ただ、メーカーが推奨したから、その期間にしましたよ。これは今、説明を受けました。180日間かかりますよというのはわかりました。

だけど、そこでせっかくこうして木質バイオマスの事業を進めていこうという流れがありますので、このゆ〜ゆ〜ありいなも木質バイオマスを使った施設をつくって、これが地域活性する一つの材料として、化石燃料じゃ

なくて、自然の燃料、そしてそれが林業振興につながる、こういうことをしているここは温泉ですよ、ゆ〜ゆ〜ありいなですよというためにも、少し考え方、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 ゆ〜ゆ〜ありいなにつきましては、建設が平成3年で28年たって、一度もボイラーもかえておりませんでしたので、今回、更新をお願いするものですが、委員の言われました、ここに湯谷温泉と同じようなまきボイラーを導入するということですが、ただいま、大分、このゆ〜ゆ〜ありいなも老朽化しておりますので、将来的にどういうふうにすべきかという方向性を今、庁内でも検討しております。

こうしたことを踏まえて、将来的にはまきボイラーの導入がいいのかを含めまして、スペースの問題等もありますので、まきが導入されたということで、そこら辺も含めて、今後、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 行政用語に、実は検討という言葉があります。検討、検討、検討、これ、検討しているだけで結果が出てないというのが行政用語の理由にいろんなところで言われていますので、検討するんじゃないくて、こういうふうにしていく、結果としてはできなかった、これで結構なんです。検討、検討、検討って言って、いつまでも検討ですので。やはり、検討ということは、使う以上はしっかりとその結果を出していくということをお願いしたいと思えますし、やはり我が新城は山がたくさんあります。そして、テレビとかなったかどうかわかりませんが、雁峰山の裏の列状間伐したまま、実は「なんでも珍百景」に出たんですよ。

だから、こうして間伐をして、その材料を使ったもので湯谷温泉をこうしているんだということ、やっぱり売っていくという意味

においても、大きなことだと思いますので、検討するではなくて、結果に結びつけるような形でやっていただきたいと思います。最後、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 検討という言葉が不適切でありました。

実は、庁内の検討、打ち合わせは先月も建築士を、専門家を入れて、そういった専門家を入れていまして、会議を1回行いました。こういったことから引き続き令和2年度もそういった庁内の会議を、ボイラー導入も含めて、検討していくということで。

(発言する者あり)

○杉山典久観光課長 計画のほうを立てていきたいと思いますので、よろしく願います。

済みません、どうも。失礼しました。

(発言する者あり)

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出の7款1項2目です。商工振興費、宿泊施設設備費奨励事業、293ページですが、2問伺います。

(1) 事業内容と狙い。

(2) 既存宿泊施設との調整。

先ほど、山口委員の質問にもありましたので、踏まえての答弁で結構ですので、よろしく願います。

○村田康助委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 事業内容と狙いにつきまして、事業内容につきましては、先ほど山口委員のときに答弁させていただいた通りの事業となっております。

本事業の目的ですけれども、都市機能の充実、あと観光産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の持続的な発展に寄与することとしております。

2つ目の既存宿泊施設との調整ですが、既

存の宿泊施設との調整につきましては、現在、市内で営業しています宿泊施設の大部分が和式を主体とする旅館業であり、客室は複数人で利用することを想定した間取りがほとんどとなっております。

この対象となる事業者は、いわゆるビジネスホテルでありまして、宿泊タイプの現在の主流でありますバス・トイレ付きの洋室、個室となっております。

こうした状況から、ホテル営業、今回のビジネスホテルのようなホテル営業では、シングルルーム主体で、客層が異なっているということから、ホテルの新設による既存宿泊施設者への影響は少ないものと考えております。以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この条例及び趣旨、この事業自体は非常にいいという形で評価している一人なんですけれども、ただ、これが交流人口とかいろんな外へ向かって大きく新城の観光も含めて、変わっていく出発点というか、節目になるような気がしておりますので。

再度ちょっと伺いたいんですが、条例に基づき事業を始めた、その実態がわかってきたと思うんですけれども、特に既存の業者の反応は、先ほど影響が少ない、出ないというようなお話だったんですが、それがホテル、宿泊の形態が違うよということだったんですけれども、現場でトラブルというか、何か声のようなものは上がってきているように思うんですが、現状ではどんなふうですか。これ、実際、事業を始めたんですけれども、業者の反応みたいなものについて、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 この事業者が開業されまして、特に、宿泊、湯谷に旅館業をやっている方たちとお話をする機会がよくあるんですけれども、本人たちも客層が違うからという話をいただいているので、これといった

大きな問題は耳には入っておりません。以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、7-1-3、観光振興費、もっくる新城維持管理基金積立事業、ページ数は303です。

積立金設定の根拠と集客計画は。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 もっくる新城維持管理基金積立事業の積立金設定の根拠は、もっくる新城の指定管理者による管理運営に係る基本協定書第31条の、指定管理者は、指定管理業務により生じた営業利益の20%から1,000円未満を切り捨てた額を維持管理費負担金として市に支払うものとするという規定によるものです。

次に、集客計画であります。令和2年度は、店舗の運営を「スマートに効率よく」をコンセプトに展開し、サービスを低下させることなく、集客につなげる地元商品の販売の強化を心がけていくということであります。

具体的には、昨年度初めて行い好評でありました五平餅サミットやビアガーデンの開催、周辺の道の駅と連携して行いますオートバイの競技、オンタイムキャノンボールも人気イベントとなりました。

今後も地の利を生かした新規イベントを開催しまして誘客につながるイベントにしていきたいということで、市としましてもこうしたイベントを支援し、もっくる新城の集客増につなげていきたいと考えております。以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 ありがとうございます。

今、御説明がありました、このもっくる新城からの維持管理費負担金というのが、昨日もお話ししたんですけれども、平成30年、450万円、そして、昨年が300万円、ことしの

予定は200万円という形で年々下がってきているんですけれども、それに伴って、この維持管理基金積立事業も、平成30年が450万円、昨年が300万円、ことしが230万円と減っているわけなんです。

ことしはもう、通常でしたら、200万円なんですけれども、プラス30万円をして、予算に充てているわけなんですけれども、ことしのようにもっくるのほうの道の駅を奥三河観光のハブステーションにということで計画書のほうが出されていて、こちらのほうも見せていただきますと、今、課長のほうが説明されているように、しっかりとした計画書のほうも出されています。

現在は、駐車場のフェンスなんか壊れたままになっていて、なかなか修理のほうができないんだというふうになっているということで、維持管理費のほうが不足しているような状態ではないかと逆に心配をするわけなんですけれども、やはり新城の顔としてのこの道の駅、これがしっかりと管理されていかないといけないと思いますので、今後、その辺についても予算をしっかりと立てて、維持管理をしていかないとだんだん疲弊をしてしまうのではないかとこの心配をしておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 一般質問のほうでもお答えをさせていただいたと思いますけれども昨年につきましては、消費税増に伴いますソフトの費用がかかった、あとは人件費がかかったということで、そういうことがありましたけども、こういった業者から新規の事業をして、誘客に努めるということで、観光課のほうとしましても、バックアップしていきたいということでもあります。

委員さんから言われましたフェンスにつきましても、一般質問がありましたように、景観を損ないますので、しっかりとこういったことにつきましては、対応して行って、ハブ

ステーションとしてふさわしい施設にしていきたいというふうに思います。以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款の商工費の質疑を終了します。

この際、しばらく休憩します。午後は、1時から再開をします。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お願ひ申し上げます。

8款2項1目の道路橋りょう総務費、道路等未登記物件調査事業、309ページであります。

1点目、委託料の詳細について。

2点目、土木事業経験再任用職員での対応は検討はされたのか。2点でございます。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 まず、1点目、委託料の詳細でございますが、道路等未登記物件調査事業につきましては、作手地区において、2件の道路内民有地について、地権者の同意が得られたため、測量及び地籍測量図作成など未登記物件処理に必要な業務委託を行うものでございます。

2点目の土木事業経験再任用職員での対応につきましてでございますが、現在、土木課では、2名の土木事業経験再任用職員が所属しておりますが、主に橋りょう点検や市道の巡視点検に従事しております。

未登記物件の解消に係る境界確定業務には

専門的な知識や技能を要することから、これを適正かつ迅速に実施できる能力及び資格を持つ者に業務を委託することとしております。以上でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 作手地区でそういった案件が2件あるということでありましたが、1,100万円ほどかかるわけでありましたが、お金の部分は別として、何でこういう事象が発生したのかということでもあります。

実は、こんな大きなものではありませんでしたが、自分が平成21、22年と区長をやらせていただいたときにも、管内の道路が、昔のことであったと思うんです。ちょっと道を広げたいから、あんとところの畑、通るぞというような形でやっていて、そのまま未登記のまま、済んでしまった。

そして、当時の方が、そろそろぼけて、それから、2代目、3代目の方のときにそういう話をされたので、そんなことあるのかという話で実は当時、市の担当者の方から、お願ひをされて、そのうちにいつ、こうこうこういうわけで、だから、あなたのところ、おじいさんのときにこういう話をしたからいいよねというようなことを言って解決したというのもありますので。

何か聞くと、それが難しいような案件になっているように思いますが、とにかく民有地と道路が入り組んでいたということでありましたが、それが原因とかわかっていて、はっきりこういう行動に移るといふことならばあれですが、その点はいかがでしょうか。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 作手の案件、2件につきましては、所有者の方からの申し出ということで、今回、取り組むこととなりました。

状況としては、道路改良等なされたところの中にその当時、処理できてなかったものが残置しておったというような状況だということです。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 道路改良で恐らく林地であるとか農地等が道路にかわったというということではありますが、そのときには、これ、こんなことを言うてはいけませんが、そのときについては、寄附採納でやられたのか、当時の、多分、作手村のことだと思うんですが、村が買い上げて道路にしたのか、その辺はわからないですよ。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 そのあたりの経緯につきましては、詳細には今、確認をしておりません。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 わかりました。

昔のことですので、いろいろあるとは思いますが、大事な事業でありますので、後々、地権者の方と色々な紛争にならないように、今回も和解というような案件が上がっていましたが、将来そういうことで、そういうことに至らないように慎重な事業執行をお願いしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

では、8款4項1目の都市計画総務費、空き家等対策推進事業、資料319ページであります。

ここで、立てられた金額が前年度から174万2,000円ほど減額をしております。その理由についてお伺いをします。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 空き家等対策推進事業につきましては、危険空き家等の現地調査委託料を計上しておりましたが、対象空き家等の調査が今年度で終了したため、減額となったものです。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解させていただきました。

空き家対策事業も大変な事業でありますし、やはりこれを利用していただくということも必要だと思いますが。調査をされる案件がな

くなったということで、その部分は理解をさせていただきました。

8款4項3目に入ります。震災対策費であります。資料、323ページであります。

その中の住宅耐震化促進事業であります。前年度が2,339万5,000円から、令和2年の予算立てが813万1,000円という減額をしております。これについての要因について、お願い申し上げます。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 住宅耐震化促進事業につきましては、無料耐震診断に基づく耐震改修費などの補助金が大きな割合を占めていましたが、これまでの実績数を考慮し、件数を精査した結果、減額となったものです。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 なかなか地震のこの耐震診断をとということだと、わかっているからやらないという方が実は多いと思います。

中には、耐震を審査したら、どうもうちはよくないよということだと、それが何か情報が漏れて、工務店が建て直しをなささいというようなことを言われたくないかというような、憶測をしている方も、実はお見えになります。

そういった中で、この事業が当初、計画をされた以下で済んでしまったのかなと思いますが。まだまだこれから、この地震については、この地域、かなり危惧をされる部分もありますので、もう少し市民の方に周知をしていただいて、診断をしていただくということを啓発をするということはお考えではないでしょうか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 毎年、戸別訪問として、年間600件程度、地区を決めて、訪問させていただいて、この耐震の無料診断の啓発を行ってききましたが、なかなか件数に結びつかないという状況がありますので、今後、

例えば、広報ほのかに毎月、コーナーを設けて掲載していただくかといったところで、市民の意識を啓発していきたいと考えております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれ市民の方、お持ちの大切な大切な財産でありますので、今、課長おっしゃったように、PR活動については継続をしていただきたいと思います。

次に、8款5項1目であります、住宅管理費の中で市営住宅の管理事業、325ページであります。

ここで、工事請負費の工事内容とその詳細並びに工期等についてお願いを申し上げます。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 市営住宅管理事業の工事請負費につきましては、2件の工事を予定しております。

1件目は、市営上市場西住宅及び上市場東住宅において、退去により空き室となった居室において、台所、洗面所、浴室の3カ所を給湯対応可能となるよう、新たに給湯機の設置を予定しています。

具体的には、ベランダ側の壁に給湯機を設置し、台所、洗面所、浴室への配管工事とそれに伴う床の張りかえを行います。また、浴室につきましては、段差を解消するため、ユニットバスの設置を行います。上市場西住宅で2戸、上市場東住宅3戸を予定しています。

工期につきましては、80日間を予定しております。

2件目につきましては、市営東原住宅において、台所の排水管の経年劣化による改修を予定しています。

具体的には、台所から屋外への排水管に接続する鋼管部分、曲結の部分を耐火性にすぐれたケイブラパイプに変更するものです。

全70戸中、本年度改修した4戸を除いた66戸を対象として予定しています。

工期については、120日程度を予定して

おります。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 市が所有している住宅管理ということで、非常にいいと思います。

特に、今言われた東原住宅については、多分JRの近くだと思うんですが、鋼管配管は必ず飛ぶというのが常識でありますので、これ、今おっしゃられたように、ケイブラを使われるという、そういう先進的な技術をもって住宅の保全管理に努めるということであり

ます。努めた以上は、入居者がありませんでしたということがないように、やはりかけた経費は家賃としていただけるような計画も含めて、この事業を進めていただきたいと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 8-2-3、道路新設改良費交通安全施設整備事業、313ページを伺います。

(1) カラー舗装等の設置基準、(2) 運用に関する指針、よろしく申し上げます。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 カラー舗装等の設置基準につきましては、新城市通学路交通安全プログラムに沿いまして、学校、警察、教育委員会など、関係機関とともに通学路の危険箇所の調査、点検、対策の検討を行い、カラー舗装等の安全対策や設置箇所を決定しております。

運用に関する指針につきましては、警察庁より、法定外表示等の設置指針についての通達が出されております。その通達によることとなります。

以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ありがとうございます。

続いて、2、3伺います。

以前、グリーンベルトの問題で、バスの問題も取り上げさせていただいたんですが、これ、道路幅員と関連していて、75センチ、50センチ、両方あるのか、なかなか通学に、今、1メートルぐらいあるといいんですが、なかなかその幅がとれなくて、安全上の問題というのがあるわけですが、子どもたちが通学にある程度利用するときに。

そこで、道路幅員との関係はどういうふうに捉えているのかという点。

もう一つは、一般質問のときにでも、位置づけはどうだと聞いたら、一応、そこは、道路ではなくて路肩扱い、歩道ではなくて路肩扱いだというふうな形で聞いたんですが、認識とするとそういうことでよろしいんですか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 カラー舗装をやるところにつきましては、基本的には、道路幅員というよりも、歩道がないところについての、路肩に赤、緑色の塗装をして、その路肩部分を明示するという趣旨で行っておるものでございます。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、あくまでも、例えば、そういうところで事故のようなものが発生した場合には、利用していた、歩いていた子供らには、道路ではない部分を歩いている事故に遭ったということになるわけですか、グリーンベルトのところを歩いている。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 歩行者が道路上を歩く場合の決まりにつきましては、道路交通法のほうに定められておりまして、歩道がある場合は歩道、歩道がない場合は道路の路肩部分を、通常であれば、右側通行が優先される。右側に安全が確保できないような場合は左を通ってもいい、そういった決まりになっております。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これ、一般質問でもそうだったんですけども、ちょっとまだ腹に落ちてないので、再度伺いたんですけども。

要するに、片側にグリーンベルトが設けてある場合は、右側、行きと帰りでは、どちらかが左側を歩くことになるわけです。そうした場合に、事故に遭ったりだとか、そういう危険性も出てくると思うんです。

というのは、考え方として、右側歩行であるということが原則としてあるわけです。路肩で50センチぐらいのところを歩いている、事故に遭いやすいというようなこともあるので、じゃあ、カラー舗装のところのグリーンベルトのほうを優先するのか、右側歩行を優先するのかという、この二択になってくると思うんです。それは、状況によりけりだということなんですが、周りの道路ですね。

だけど、なかなかその判断がしばらく部分があるので、(2)として、やっぱり指針のようなものを当局的に設けるべきではないのかというのが私の考え方なんですけれども、なかなか警察のほうで聞いても、その辺は、状況を見ないと、ケース・バイ・ケースになかなか一定のものが方針のような形でできないということなんです、だけれども、何か設けるべきだというふうに私は思うんです、その現場のいろいろ声を聞いてみて。

その辺、どの辺まで検討されているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 通学路の危険箇所につきましては、必ずしも路肩だけではなく、例えば、池のそばであるとか、踏切であるとか、いろいろなところが考えられます。

そういったところ、ケース・バイ・ケースの中で、どういった対策がいいか、あるいはどういった通学方法がいいのか、そういったところ、さまざまでございます。

そういったところで、指針のような形で整理することは、なかなかないものだと

いうふうに考えております。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 堂々めぐりになりますが、要するに、グリーンベルトなり、交通安全用のこのカラー舗装をした場合は、そこを優先して歩くべきだ、歩きなさいというようなマニュアルというか、要するに、そういう指導方針、指針なり、一番いいのは、条例ができればいいんですけども、そういうような取り決めというのはいかなるものですか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 あくまでも、通行につきましては、道路交通法によって通行していただくということになります。

そういった中で、あくまでも、地方公共団体が定められるのは、法にのっとった中での決まりですので、今のお話の中ではなじまないというふうに考えております。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に移ります。

8-4-1、都市計画総務費です。中心市街地活性化対策推進事業、317ページです。

事業の特徴と狙いについて伺います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 中心市街地活性化対策推進事業につきましては、第2期中心市街地活性化基本計画の策定と、それに伴う策定委員会を開催するものです。

特徴としましては、計画策定に当たり、地域住民や商工会、事業者など、多くの方と協議会を組織し、策定を行いたいと考えています。

この計画により、限られた資源、財源からより多くの成果を生み出し、第2次総合計画及び第2次都市計画マスタープランに基づく中心市街地のにぎわいと活気のある町なかの形成を図ることを狙いとして定めてまいります。

以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この計画の中で、中心市街地の中心とは何を指すわけですか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 市役所や新城駅、東新町駅を中心とした、このあたりだと思います。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうして見ると、現在、集積というか、これまで、新城市、新城町時代から、戦前からずっと、いろいろな商業集積であるとか、いろいろあって、現在に至っているわけなんですけれども、そうしたものの既存のものをベースにあくまでもしていくという考え方ですね。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 はい、そのとおりです。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、既存のもので、ある程度、社会的には、これまで、昭和の合併から平成までを含めて、地域としては、まちづくりとしては拡大の方針というか、拡大をしてきたわけなんですけれども、ここへ来て、コンパクトシティという言葉に代表されるように、収縮して、圧縮して、要するに、拠点化を図るということだろうと思うんですけれども。

何か、それだけだと、少し特徴づけというか、この新城に、いわゆる、代表である、これまでの新城というところというところというようなイメージが薄れるというか、何かそういう危惧をするわけなんですけれども、基本計画を今回つくるに当たって、これまで検討してきた中で、これとこれは、ポイントにしてるんだというようなことはないわけですか。

伺いたいと思います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 今現在で、こうしたものという、核となるものは、今後、いろ

いろな方を含めた協議会の中で、どういったものがあるべき姿かというところも踏まえて検討していきたいと思いますが、よく言われる、町なかさがさびれている、にぎわいが無いといったものを、限られた財源や、今ある資源を活用して、にぎわいを取り戻していきたいというふうに考えております。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひお願いしたいのは、皆さん、こうやって集まってそういう検討会を開いた場合には、現在、どういうことだというような、水平思考というか、今必要なもので、今ちょっと余っているもんだというように形で、ついつい目の前にあるものを中心に考えがちですけれども、今後、大きな人口減少から収縮社会に入っていく、こういうまちづくりに当たっては、もう一度、新城の町並みというのは、今、車社会になって、川、ふたをしたような状態になってしまっているわけですけれども、そういう小川のようなものをもう一回再生させるとか、何かそういう、新城らしさの特徴を捉えた、要するに、歴史的な、歴史的というんですか、そういうものをイメージしながらまちづくりをしていっていただきたいというふうに私は思います。

これはお願いです。

次に移ります。

8-4-1、都市計画総務費土地利用見直し事業、319ページですけれども、4点伺います。

(1) 見直しの基本的な考え方。(2) 事業の特徴と狙い。(3) コンパクトシティとの整合性。(4) 新城らしさをどう担保するか。

以上、4点をお願いいたします。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 1点目の、見直しの基本的な考え方ではありますが、基本的な考え方につきましては、現状の用途地域と、土地利用の実態に乖離がある状況などを踏まえ、

良好な市街地形成を図るため、商業系、住居系、工業系などの用途地域の適正配置、適切な用途地域への見直しを行ってまいります。

2点目の、事業の特徴と狙いですが、特徴としましては、これまで、必要に応じて部分的な用途地域の変更は行ってきましたが、市街化区域全域について見直しを行ったことがございません。

今回、総見直しとして行うということが特徴であります。

狙いにつきましては、(1)で回答したとおり、適正・適切な用途地域の設定です。

3点目の、コンパクトシティとの整合性ですが、第2次都市計画マスタープランにおいては、都市のコンパクト化を方針として定めており、土地利用方針に基づいて整合性をとりながら見直しを行ってまいります。

4点目の、新城らしさをどう担保するのですが、新城らしさというのをどう捉えるか、人それぞれあるとは思いますが、(1)で回答したように、見直しの目的は良好な市街地形成を図ることであり、用途の変更を前提としたものではありませんので、これまでのまちづくりが大きく変わることはないと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは、再質問いたします。

今の説明で、用途地域の見直し等を行っていくということなんですが、基本的に、数量というのか、例えば、専用地域はどれだけの比率、比率というのか、面積ってありますね、今、新城市内で。そういう総枠のようなものは崩さないという方針なのか。もしくは、現地に入っていくって、一番の問題は、計画と実際は乖離しているというのか、違っているというところですね。実態と計画の食い違いというところ、そこを合わせていくんだらうと思うんですけども、そういうとこのときに当

たって、やっぱり総枠というのは、今までの、既存の総枠というのは、ある程度、枠組みをつくった上でやるのか、それとも、その枠は外しちゃって、必要性みたいなものを実態に即してやっていくという、そういう二つのことがあるんですけれども、どちらのやり方を市に進めていく予定ですか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 現在、用途地域は市街化区域に全て設定されております。

その総枠が変わることはございません。

その中で、例えば、用途地域で、第一種住居地域だとか、工業地域、商業地域とか、いろいろな種類のものがありますが、それについては、現状を把握した上で、適正に配置していきたいと考えてますので、現在の比率と変わることは考えられます。

以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 例えば、簡単な話として、人口が減っていけば、世帯数とも関係するんですけれども、住宅、専用地域なり、要するに、宅地というのは少なくなっていくともいいと単純には思うわけです。

要するに、人口が3分の2になれば、面積も3分の2になっていように思うんですけれども、なかなかそれが、アパートの状態とか、人口の居住の状態によって違うわけですが、その辺、そこで、新城市とすると、市街化区域の中の住宅地というのは、現在の数値で、要するに、変更する必要はないというふうに考えておるわけですか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 今回の土地利用見直し事業につきましては、用途地域を見直すということであって、市街化区域と調整区域を見直すというものではございません。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 わかりました。

また、それは別の機会に移りますが。

今回の、この総合プランの改定に伴う見直しについては非常に期待しておりますので、新城市の今後10年、20年先の姿というのは、これによってある程度出発点になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○村田康助委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 8款1項1目、土木総務費に入ります。

土木管理一般事務経費について、307ページでありますけれども。

今回、質疑として出させていただいたのは、昨今の、頻発、また、激甚化する災害状況にかんがみまして、災害復旧事業対策、これについての、まずは、土木に限って、今回お聞きするわけではありますが、管理体制、また、予算対策含めて、御答弁をお願いしたいと思います。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 災害時における土木課の体制につきましては、新城市災害対策実施要綱により、応急復旧班として位置づけられており、特に、最前線での初期対応が強く求められることとなります。

また、災害の規模や場所により、人員体制も大きく変わってまいりますので、各支所及び建設部全体で連携をとりながら、迅速な対応ができるように臨んでまいります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 新年度の、また、恐れるような事態にならないようなことを望むわけですけれども。

本年度分を持ち越したような災害というのは、とりあえずないということではよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 一部、工事の進行状況によって、繰り越しのほうをさせていただい

たものもごじます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

あと、これ、災害復旧費用、一昔は、雨量換算して、40mm以上が災害対象だとか、いろいろあったわけですが、昨今のこの激甚化する中で、災害の基準というんですか、道路復旧、また、河川復旧に関する、その辺の基準が、かなりこの間変わってきたと思うんですけれども、現状、その辺のあたりどうなんでしょうか。いろいろ指定を受けるに当たってもまた違うと思うんですけれども、激甚災も、当然、最大の、国が手当していただけることにもなるんですけれども。

その辺のところ、ちょっと明確に教えていただければありがたいと思います。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 災害対応につきましては、当然、国の補助事業で行えるもの、行えない、市の単独で行うもの、また、今、委員御指摘の、激甚災として指定を受けて、さらに大きい補助の対象になるものに分かれます。

特に、国の国庫補助対象になるものについては、時間降雨量20ミリ以上、24時間で80ミリ以上というような一つの基準で、国庫対象になるかどうか決まっています。

ただ、今の、激甚災につきましての細かい基準については、すいません、今現在、把握できておりません。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、8-4-1、都市計画総務費新城駅南地区整備事業になります。319ページ。

1点目、事業内容と進捗状況を伺います。

2点目、用地購入費に371万1,000円の主な内容を伺います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 1点目の、事業内

容としましては、市道栄町線から県道新城停車場線間の駅前広場及び市道的場宮ノ西線の拡幅工事、それから、駅舎から新たなロータリー内に設けますバス等の乗降場所までのシェルターの設置、それから、10台分の駐車場の設置を行います。

進捗状況としましては、令和2年度で整備完了となります。

2点目の、用地購入費ですが、駅前広場整備に係る用地購入であり、対象地権者は1名であります。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状況のほうがわかりました。

この駅前開発という状況になるかと思うんですが、1点、住民の方というか、市民の方から言われているのが、駅前にあります桜の木なんですが、こちらのほう、切らないでほしいという声が上がっておりますが、その方に聞いたりしますと、やっぱり特に、新城というのは桜淵も有名であって、桜を大事にするというイメージがあるということで、歴史がある駅前の桜の木ということで、ぜひ保存してほしいという声もあったんですが、こちらのほうの声が、検討というか、依頼というか、こういったものが市に届いているのだろうか。その検討結果はどうなっているのかどうか、わかっていたら教えてください。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 桜を残してほしいという意見は届いております。

今回の整備につきましては、暫定整備ということで、その目的が、今ある交通安全と、歩行者の安全を図るための暫定的なものということで、本整備の暁には、そういったことも検討していきたいと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、ありがとうございます。

今回の件は暫定整備ということで、これから本整備に入っていくので、そこで、またどうしていくのか検討するというふうな理解をいたしました。

この状況の中で、地元の区長さんや住民の方たちの話を聞いて、地元の説明とか同意をしっかりと行いながら状況を進めている事業だというふうな理解でいいのか伺います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 工事の施工に当たっては、事前に地元説明会を行って、丁寧に説明しながら事業を進めております。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、8-1-2、高規格道路対策費スマートインター建設推進事業、307ページです。

このスマートインター建設負担金、3,400万円計上されていますが、この負担金について、豊橋市とどのような協議により決められているのか、その内容を伺います。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 スマートインター建設推進事業に係る負担金につきましては、スマートインターチェンジ設置基礎調査業務委託を豊橋市主体で発注契約し、その費用の2分の1を新城市が豊橋市に負担金として支出するものでございます。

業務委託の内容といたしましては、予備検討として、構造物予備設計、路線測量、地質調査等を行うこととしております。

以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今の内容で理解いたしました。

それでは、次に参ります。

8-2-3、道路新設改良費交通安全施設整備事業、313ページです。

この予算の2,415万4,000円の事業場所と事業内容をお聞かせください。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 交通安全施設対策事業の内容につきましては、防護柵設置が42メートル、道路反射鏡設置が11カ所、区画線設置が16キロメートル、カラー舗装設置は1キロメートルを予定しております。

具体的な事業場所につきましては、防護柵設置が、内金、鳳来川合、上吉田、愛郷の4地区を予定しております。

道路反射鏡設置につきましては、東新町、杉山、野田、平井、須長、八束穂、鳥原の7地区を予定しております。

区画線設置につきましては、市道入船線、須長線、八束穂県社線、上吉田竹ノ輪線、高里千万町線、上ノ郷半ノ木田線、縄手上中屋敷線の7路線を予定しております。

カラー舗装につきましては、市道の森高新穴田線、荻野宮下1号線、八名井田東上田線の3路線を予定しております。

以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 早くて書けないのでまた資料をいただきにまいります。

ありがとうございます。

それでは、平成30年が3,550万5,000円、昨年が2,776万1,000円、今年度は、先ほど、2,415万4,000円ですけれども、年々、大分、予算のほうが減ってきているんですけれども、やはり子どもたちを守るという意味でも、通学路交通安全プログラム、これ、推進に立ちおくれが出ないかちょっと心配なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 予算につきましては、国の補助事業、それと、市の単独事業、両方の二つによって事業を進めております。

どうしても、国の補助事業につきましては、その年によっても補助金等ありますので、若

干、予算にばらつきが出る場合がございます。

ただ、特に、通学路、プログラムにつきましては、この補助事業のほうを使って事業のほうは行っておりますので、国のほうにもしっかりと予算要望して、計画がしっかりと進めるように努力してまいります。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木の質疑を終了します。

ここで、説明員入れ替えのため、しばらく休憩をします。

休 憩 午後1時43分

再 開 午後1時45分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

続いて、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款1項2目についてお伺いします。資料は349ページでございます。

事務局費事務局一般事務経費があります。その中の賃借料が、前年に比較をさせていただきますと、136万円増加しておりますが、その原因についてお伺いをします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 賃借料の増加の理由につきましては、東三河で共同調達を行っております就学管理・就学援助のシステムが、令和3年3月に賃借期間が終了することに伴いまして、システムの更新を行うものでございます。

システム更新の稼働は、令和2年11月を予定しており、11月から3月までは新旧システムが並行稼働することから、賃借料の増加と

なったものでございます。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今おっしゃいましたように、新旧が一緒に動くということでありましたが、旧システムをもっと早く切るということはできなかったんでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 旧システムの賃借料につきましては、協定書に基づきまして、利用期間が令和3年3月31日までとなっております。

システム構築等の費用も含めまして、契約の金額全体を、契約の利用期間の月割りにして支払いをするものでありますので、旧システムを早く停止を、賃借料自体は、全体の契約金額でならしてしておりますので、なしになることはございません。

したがいまして、継続して並行稼働するというで行うということでございます。

以上でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 強いて言えば、新しいシステムの料金は払っていくということだというふうに理解をしました。

では、10款4項2目であります。文化振興費地域文化広場改修事業、369ページであります。

ここに修繕料が載っておりますが、その修繕費料の詳細並びにその工期等についてお伺いをします。

○村田康助委員長 櫻本生涯共育課参事。

○櫻本泰朗生涯共育課長 修繕料の詳細につきましては、4件の修繕を予定しております。

1点目は、文化会館及び図書館のエレベーター制御盤部品、連動ロープなどの修繕を予定しています。

2点目は、施設内にある8カ所の自動ドアのうち、4カ所の起動センサーの修繕と、2カ所のドア取りかえなどを予定しております。

3点目は、大ホール、小ホール用の照明装置の無停電電源装置の修繕を予定しています。

4点目は、小ホールの舞台装置の修繕として、舞台装置をつり下げている引綱ロープ15本の修繕を予定しています。

いずれの修繕につきましても、工期は1月から2カ月程度を予定しておりますが、実際に、現場での作業については数日で終える予定でございます。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 利用者の便宜を図るということの事業ということで、それぞれの説明いただきました。

なるべくきれいに仕上げていただくということが肝要と思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

10款5項2目であります。体育施設です。資料393ページであります。

体育施設の、ふれあいパークほうらいの管理事業であります。

1点目、令和元年度の利用実績見込みを踏まえて、この健闘というのは、先ほども申し上げた、しっかりやったということだという意味の健闘でありますので、申し上げます。

(2)としては、委託料が、前年度に比べて47万円増加している。その理由についてお伺いします。

○村田康助委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 1点目ですが、ふれあいパークほうらい管理事業につきましては、施設利用者の増減及び光熱水費の変動など、年度ごとの変化を考慮して、本年度及び過去の利用実績を根拠として検討、算出しております。

2点目の、委託料の増加につきましては、大会やイベント、スポーツ団体等の練習等により施設利用が増加したこと。また、緊急時のドクターヘリの離着陸場所となっていることから、利用者が安心・安全に利用できるよ

う、環境整備を図るために、芝生広場や周囲の草刈り作業をふやしたことによる増加であります。

以上であります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地域の皆さん方の安全・安心ということでありましたので、それぞれの費用の立て方については間違いないなというふうに理解しました。

次に、10款5項4目であります。学校給食施設整備費の中の学校給食施設改築事業。

特に、教育部門関係では、もう共同調理場、そして、地域部活動、あと、補正もありますが、ICTの問題も含めて、大きな来年度に向けての教育関係がありますが、特に、学校給食につきましてお伺いをするわけでありませう。

資料399ページであります。

前年度、1,479万9,000円を使ってきたわけですが、令和2年度、4,317万5,000円の資産形成成分である委託料を予算化された、その経緯とその内容について伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 事業実施の経緯につきましては、調理員の安定的確保が難しくなっていることや、食材調達が困難になっている学校も出てくるなどの課題があり、自校方式による学校給食を継続していくのは困難と判断し、校長会、栄養教諭や教育委員会、総合教育会議で検討を重ね、令和2年2月に、17小・中学校の給食を1カ所で調理する方針を固め、共同調理場方式での計画を進めているところでございます。

事業の内容につきましては、共同調理場建設に向けての実施設計業務委託及び用地測量、地質調査、建築確認申請等を行うものでございます。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、答弁いただきました。

それで、経緯についても理解をさせていただきました。

そして、内容については、自主設計であるとか、用地であるとか、主権者とか、確認申請ということですが、なかなか公にはできない部分ではありますが、私が考えるには、1カ所から小学校、中学校まで運ぶ時間というものも考慮する中で、やはり市内の、いわば、旧新城地域ですか、その地域の中の新城市が保有している土地でやるのが一番いいのかなと思います。

多分、どこだということは言いにくい部分があると思いますので、そういうところで予定をする、市有地を使っていただければというふうに思います。

そして、多分、これ、給食センターといっても、給食工場という理解をされるのではないかというふうに思いますので、そういった面での道路アクセスも踏まえてのことではありますが、そういうことについてのもろもろの内部調整はされてみえるのか。

それによって、自主設計で、特にどうということもできないわけですので、そういった形の中で、建設予定地をある程度、どこだと言っていたとしても結構ですので、見込んでいるということであれば、お答えをいただきたいと思います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 用地につきましては、面積、規模、周辺環境、関係道路のアクセスなど、あと17校の配食の距離を踏まえまして、現在、委員さんおっしゃるとおり、公用地等の土地も含めて、条件に合うところを当たっているところでございます。

御報告できる段階になりましたら、改めて御報告をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 大変大きな、本市としてはプロジェクトだというふうに思っております

ので、とにかく、それぞれの17校の子どもたちがいいよねって言っていただいて、そして、お父さん、お母さん方もよくなったねって言っていただく、そういうものに向けて邁進をしていただきたいと思います。

いい自主設計ができることを期待しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出10款5項4目、学校給食施設整備費学校給食施設改築事業、399ページです。

2問伺います。(1)実施設計の内容。

(2)質の担保の問題です。

この問題は、今、山口委員も取り上げましたし、また、一般質問でも取り上げられておりますので、それを踏まえての答弁、よろしくをお願いします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 まず、1問目の実施設計の内容でございますが、内容につきましては、共同調理場の建設及び配送された給食を受け入れるための各学校における施設の整備に必要な詳細設計を行うものでございます。

二つ目の、質の担保につきましては、学校給食衛生管理基準に沿った施設を整備するのはもちろんのことですが、食育の推進、地元食材の積極的利用につきまして、学校関係者を初め、食材納入業者など、関係者と検討、調整を進め、安心・安全でおいしい給食が提供できるように進めてまいります。

以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 1点だけ、この質の担保というところで再質問させていただきます。

私の知り合いが、豊橋市のほうから新城市に引っ越してきて、知り合いだったので、小学生がいて、どうだいといって聞いたところ、給食がおいしいという第一印象でした。で、

やっぱり学校が好きになるというか、それだなじんでいったというようなお話を聞きました。

釈迦に説法ですけれども、子どもたちにとっては、給食というのは学校生活の中の大きな柱であり、結果的には、教育の一環だろうというふうに思います。

そこで、この先、10年先を考えていくと、いろいろプログラミング教育に代表されるように、アナログから無機質なこのデジタル化に移っていきますので、ぜひ、こうした人間の一番中心になる食事という、給食、食事という問題についてはきちっと考え、ぜいたくに近いぐらいちょっと投資してもいいのかなというふうに私自身は考えておりました。

そこで、よく言われるように、給食がおいしくないというか、まずいというか、おいしくないということなのですが、これは、給食は料理ではなくて調理だというような話も聞くわけなんですけれども、ぜひとも、子どもたちが食べて、まずく感じないというか、おいしいなというふうに感じるような工夫について、何か、先ほど、この近くで取れる食材を使ってというようなお話があったわけなんですけれども、これについては、近代の都市も皆同じような方式をとっておるわけなので、何か、新城、これから、自校方式から、大きく、一定のセンター方式にかえるわけなので、それに当たって、何かプラスアルファで新城らしきみたいな、これは柱にしていくなかというふうな理念みたいなものはないのか。実施設計をすれば、姿、形ですけれども、これが大まかに決まってしまうので、その辺、今までの検討会なり、段階で、これは、やっぱりきちっと残していこうとか、これはやっぱり売り物にしていこうというようなものがなかったのか、その辺について伺いたいと思います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 現在の議論の中で、

まだ、食材の調達の詳細について大きな議論がまだなされておらないということで、詳細なところまでお伝えはできないところですが、

自校方式の場合、やはり検討の中では、身近なところで調理をする、調理員さんに感謝の気持ちが伝えられる、また、本当に地元の食材を使って、学校で説明ができるなど、さまざまな食育の観点でも、今まで行ってきたわけでございます。

それが、自分の学校で調理しないということになりますが、それにつきましては、例えば、調理場のほうに食育に関する設備を整えることなどや、また、温かいというところでは、配送の保温などを工夫するなど、できるだけおいしくて、安全で、地域の方が見えるようなものにしていければというふうには考えております。

以上です。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 やっぱり自校方式からセンター方式にすれば、質は必然的に私は落ちるように思うんです。いろいろな見方によって担保できるよと、と同じだということができるかと思うんですけれども、やはり一旦冷めたものを保温状態をするなり、何なりするにしても、やはりいろいろ今までやってきた他市の例なども見ていくと、クオリティというものについてはやっぱり落ちるというか、差があるように思いますので、何かそれを補填して、きちんと自校方式と同じようなクオリティーが担保できるような、そういうようなものを実施設計の中で議論しながら考えていっていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

終わります。

○村田康助委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 歳出10款4項2目、文化振興費地域文化広場改修事業、369ページです。

通告させていただいた質問につきましては、さきの山口委員の答弁で理解をさせていただきましたので、再質問から入らせていただきます。

市民まちづくり集会の折にですね、御参加をいただいた市民の方から、ワークショップのときの、周囲のテーブルの声で、自分たちのグループの話し合いの音がちょっと聞き取りづらかったという、こんな声を伺ったことがあります。

反響するとか、会場のつくりの影響もあるのかもしれませんが、大会議室のそうした音響に関する改善の計画、これ、ちょっと気になるかと思えますけれども、こういったこと、計画としてあるのかお伺いしたいと思います。

○村田康助委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 現在のところ、音響設備のふぐあいについては特に出しておりませんので、計画としてはございません。

○村田康助委員長 鈴木長良委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 10款4項3目の、文化財保護費文化財保護事業について、373ページでございますけれども。

国指定の文化財であります東照室の防災施設改修等補助金によりまして、防災施設、施設改修工事などが予定されておるようです。

遠隔監視システムの無線化によりまして行われるようですが、その管理体制も含めてお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 現在の遠隔監視システムにつきましては、有線の電話回線を利用いたしました固定式のモニターや、放水起動スイッチなどの機器で構成されております。これらを、東照宮宮司の自宅から東照宮の夜間監視等を行っております。

今回の改修工事では、宮司以外の東照宮関係者など複数人で、どこにいても、東照宮の火災や異常をスマートフォンやタブレット等の端末で確認することができ、加えて、放水銃を起動させることができるような機器に改修する予定であります。

そのため、重要文化財である東照宮の建物の管理体制につきまして、以前よりも拡充されるものになるかと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 はい、わかりました。

この放水施設に関して、これ、大体、分数でどのぐらいなのでしょう、放水される時間というのは。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 すみません、ちょっと分数については詳細を把握しておりませんが、近くに防火水槽がございますので、その水が一応なくなるまでという、余り長時間ではないかと思えます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これ、建設、設置された当時、私も確認はさせてもらっておりますし、毎回の訓練ですか、たびたび行われるようですが、そういう折にも、立ち会ったことはございませんが、いろいろな報道等によりましてわかってはおりますが、大変短いわけです。ですから、その短い中でのスピーディーな対応をしなければならないということで、先ほど、課長のほうからも述べていただいたような体制がとられているということで、ちょっと逆に期待をするというんですか、ちょっと今までよりかは安全だなと、こんな思いがあります。

もう一つ、監視をするに当たって、どうしても、関係する皆様方、その辺は無線化ということで簡略化ができるということなんですけれども、できれば、やはりこれ、支所ですね、鳳来支所、せめて、鳳来支所というのが、

消防署も含めてだと思いますが、文化財でありますので、そこまでちょっと幅を広げた形での監視体制というのが必要ではないかなと、こんな思いがありますけれども、その辺のところの検討というのは新年度の中でされていくのであるか、確認します。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 以前、確かに、東照宮の防火管理システムにつきましては鳳来の支所のほうにございました。

本来であれば、文化財の保護に関しましては所有者が主体になるものでございます。新都市内には、東照宮のほかにも、重要文化財に当たる施設が、建物等、それから、仏像等がございます。

そういったものもございますので、あくまでも、所有者さんと市が相談をしながらやっていくというような形で体制をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 最後のところ、もう一回ちょっと確認しますけれども、市も会議をして、その管理体制をとっていくということによろしいですか。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 あくまでも、主体が、今申し上げましたとおり所有者になりますので、相談等を受けながら、どのようにしていったらいいかということをお互いに相談しながら決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10-2-1、学校管理費、小学校の管理事業になります。357ページになります。

1点ございますが、372万4,000円の修繕料

とありますが、主な内容を伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 主な内容につきましては、学校における備品や、施設の修繕を行うための経費でございます。

内訳としましては、備品の修繕では、学校配当予算が、13校分で79万4,000円、緊急修繕対応として39万円、施設の修繕といたしまして、学校配当予算が、13校分で98万円、緊急修繕対応として156万円の、合計372万4,000円を計上しております。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

そこで、修繕の内訳等が、今、大枠ではわかかったところなんです、その中で、一般質問でも言っておりますが、学校の和式トイレを洋式にするという、そういった修繕費用はここに入っているのかどうか伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 トイレの洋式化につきましては、この修繕料の中には入っておりません。

本年度の事業としましては、まだ予算計上をするところまで至っておりませんので、計上としては上がっておらないところでございます。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 洋式トイレの、まだ計算してないということなんです、本当にこれは早くやっていただきたいと思っております。

やっぱりマンモス校は、特に、和式のまま、汚いトイレのままというところですので、子どもたちは、かけがえのない今の時間を学校で過ごしていますので、ぜひ、洋式トイレ化をお願いしたいと思います。

もう1点、これも一般質問で言っておりますが、各学校の給食室なんです。

この修繕が入っているかということであり

ます。特に、とりわけ、新城小学校の給食室の状況というのは、もう待ったなしでありますので、そこら辺、衛生管理の面も含めて、修繕を行うお金が入っているのかどうかお聞きします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 この修繕料につきましては、学校の配当分としての、緊急修繕分としての、緊急修繕用の対応費として、修繕を計上しているものでございます。

12月の一般質問でもございました給食室でございますが、年が明けまして、豊川保健所のほうへ、指摘事項につきまして、一度、すぐやるもの、共同調理場があるので、見送るもの等のところにつきまして相談をさせていただいたところでございます。

それによりまして、年度内に修繕できるようなものにつきましては、3月補正でお願いいたしまして、対応をしているところでございます。

そのほかにつきましても、順次、できることからやっていくということで、よろしくお願ひいたします。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本当に出ない状況だと思いますので、お願いします。

今回の3月定例会でも新城小学校の状況のほうは説明させていただいておりますので、ぜひお願ひしたいと思います。ぜひ、新城小学校のをお願ひしたいと思います。

次の、10-3-1、学校管理費中学校管理事業についてであります。363ページ。

345万1,000円の修繕料とありますが、主な内容を伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 主な内容につきましては、学校における備品や施設の修繕を行うための経費です。

内訳としましては、備品の修繕では、学校に配当する予算が6校分で65万7,000円、緊

急修繕対応として30万円、施設の修繕では、学校配当予算が6校分で69万4,000円、緊急修繕対応として180万円、合計345万1,000円を計上しております。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、ここも、私、ちょっと重複するような質問になりますが、ここにも、洋式トイレにする修繕費用というのが入っているのかどうか伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 小学校管理事業と同様で、こちらにも入っておりません。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、こちらのほうも早くやっていただきたいと思っています。

鳳来のほうの小学校では、100%、洋式化になっておりますので、そういう格差がないように、ぜひ、洋式トイレのほう、中学校もお願ひしたいと思います。

こちらでも、先ほどと重複しますが、新城中学校の給食室、これ待ったなしの修繕が必要だと思います。現場でも、屋根裏のほうにコウモリが入って、巣づくりをされて、ふん尿を出されたらアウトだというふうに、現場でも、もう数年前から言っておりますので、ここの修繕費用、入っているのかどうか伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 先ほどの、小学校管理事業と同じ答弁になりますが、この修繕料につきましては、緊急修繕等の経費でございますので、給食施設の費用として入れているものではございません。

しかしながら、先ほど申しましたように、豊川保健所と現在調整をしまして、優先順位をつけさせていただきまして、できるものから、順次、修繕を行っているところでございます。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本当に早くやっていただきたいと思いますが、本当に遅いと言わざるを得ません。

現場の声は毎年出ていたわけでありますから、今になってやるというのは、本当に遅いと言わざるを得ませんので、ぜひ、現場の方々、大変だと思いますが、子どもの命や健康、そして、調理員さんの健康にも及ぶことですので、ぜひ、真摯な対応で、よろしくお願いいたします。

次の、10-5-4、学校給食施設整備費学校給食施設改築事業になります。399ページになります。

4,412万3,000円の事業であります、主な経過と内容を伺うということであります。

先ほど、山口委員の質疑で了解をいたしましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

こちらのほうは、給食のセンター化をやるという費用になると思いますが、この経費のほうは入っているんですか。まだ、たしか、土地は決まっていらないんですが、これを計上して大丈夫なのかという質問になります。

というのは、たしか、作手はもうやっけて、鳳来、旧新城では、2カ所、センター化のものをつくると言っていたんですが、直前までそれで言ってただけけれども、今回は11カ所にするということで、一転二転ちょっとしております。その中で、まだ、土地が決まっていらないという状況だと思うんですが、その辺、計上して大丈夫なのかどうか伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 用地につきましては、先ほど、山口委員の答弁のとおり、面積規模や周辺環境、関係のアクセス、17校との距離などとあわせて、現在、公用地等の土地を含めまして、条件に合うところを当た

っているところでございます。

御報告できる段階になりましたら、改めて御報告させていただくものということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ということは、まだ当たっているという状況で、まだ決まってないというふうに理解をいたしました。

本当に、そういった決まってない中で進めて大丈夫なのかなというふうに、議員の立場では思っております。

17カ所を1カ所で給食をつくるという形になりましたので、どれだけの規模になるのかなということでもちょっとお聞きしたいんですが、大体、何食分の給食をつくるというように大きな大きさになるのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 食数としては、約3,500食を見込んでおります。

面積的には、おおむね、建物的には、2,000平米から2,500平米ぐらいの建物、敷地的には、駐車場や配送の駐車場等も必要でございますので、もう少し確保したいというふうに考えております。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本当に大変な食事をつくると、3,500食、面積のほうは2,000平米ぐらい、また、駐車場も多く必要だということで、もちろん、配達用のトラックだとか、そういったのも必要だと思いますし、また、法律で、2時間か1時間以内にちゃんと届けなければならないとか、そういうふうなことも聞いております。

そういった、何時間までに届けなくてはならないのかということと、あと、従業員というのは大体何人ぐらい確保が必要なんでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 1校にしますと、大体30人前後ぐらいの調理員数が必要だというふうに想定をしております。

○**村田康助委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** じゃあ、30人ぐらいの調理員さんで3,500食の給食をつくるということで理解をいたしました。

そういうふうになってくると、大きな規模の面積と、あと、たくさんの調理員さんが必要だということですが、それは確保できるというふうに今踏んでいるのでしょうか、伺います。

○**村田康助委員長** 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 現在の自校調理につきましても、60人近い調理員さんが従事しております。

半分でございますので、雇用形態については、まだ検討することとはなりますが、確保はできるというふうに考えております。

以上です。

○**村田康助委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 調理員さんの状況もわかりましたが、やはり、かなり調理員さんも過酷な労働環境になるかと思いますので、やはり賃金の状況とかも見ていただきたいというふうに一般質問でも言ったということなので、今後、いろいろ処遇改善も考えていただきたいと思います。

あとセンター方式の心配なところで、異物混入だとか、あとは、異物混入の問題も全国で発生しておりますし、あと、アレルギー食にちゃんと対応できるのかということも市民の方から要望がありましたが、そこら辺の状況は大丈夫なのか、伺いたいと思います。

○**村田康助委員長** 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 異物混入等につきましては、施設のものだけでなく、人的なものもございます。

それにつきましては、施設を設置するにつきましては、衛生管理基準に沿ってしっかり

つくっていくことと、しっかりと調理する者の指導をしていくことが必要だと考えております。

また、アレルギー対応につきましては、アレルギー対応の部屋ですね、区画をしっかりと設置することになりますので、それ専用のアレルギー除去食ができるようになると思いますので、こちらのほうはしっかりと設備を整えていきたいと思っております。

以上です。

○**村田康助委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** やはり自校方式だと、すごく和気あいあいと、そういったアレルギー食や、異物混入等もなく今までできてたので、本当に質のことは低下するんじゃないじゃないかなというふうに私は思いながら質疑をしております。

そこで、1点だけまた聞きますけれども、大きいこのぐらいの規模になります。3,500食をつくるということで、一日、一気にこれをつくり上げるということなので、つくる場所によって、これは、臭気ですよ、食事のにおいはいいにおいだとは思いますが、これは、住民の住んでいるところになると、悪臭になるのではないかなというふうなところもありますので、そこら辺の住民説明会には十分配慮をしていくべきだと思うんですが、そこら辺の配慮等を考えているかどうか伺います。

○**村田康助委員長** 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 臭気などにつきまして、いいにおいではあるようで、人によっては、なかなか不快なおいということになる可能性もございます。

今後、しっかりと用地が御報告できる段階になった以降につきましては、しっかりと説明会等を開かせていただきまして、御理解いただくようお願いしていくところでございます。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、参ります。

10-1-3、教育指導費語学教育事業、349ページです。

この委託費917万2,000円の事業内容を伺います。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 事業は、ALT派遣、イングリッシュチャレンジ、イングリッシュコンテストの三つです。

ALT派遣では、ALTが市内の小・中学校の各学級を訪問し、日本人教師とともに英語の授業を行います。

イングリッシュチャレンジでは、小学校5、6年生が、夏休みの半日、英語を使って英語に親しむ時間を過ごします。ALTと日本人教師が対応します。

イングリッシュコンテストでは、中学校の生徒が、暗唱、スピーチ、スキットに取り組んで、自分の思いや考えを英語で表現します。

この授業を通して、小学生、中学生が英語に親しみ、英語を使いながら、英語を学ぶことに意欲を増して、自分の英語力を伸ばしていく、コミュニケーション力を伸ばしていく、そういうことを目指しております。

以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 これに携わる人数というのは何名ぐらいでしょうか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 ALTについては、年度によって変わりますが、ほぼ4人が対応しております。

以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 ありがとうございます。

今後は、もう英語を使つての授業というのが段々多くなってきますし、世界に対応して

いくということで、大変いいことだと思います。

それでは、次に参ります。

10-4-2、文化振興費図書館（ふるさと情報館）管理事業、373ページです。

備品購入費として、毎年、約850万円ほどの図書を購入していると思いますけれども、古くなった書籍の扱いについてはどのようにしているかということをお聞きします。

○村田康助委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 古くなりました書籍の取り扱いにつきましては、書籍の内容によって、保管するものと廃棄するものに分けて管理しております。

具体的には、小説、随筆の代表作や、郷土に関する図書や資料など、保存価値のあるものは古くなくても保管しますが、それ以外で、内容が古くなり、価値が低下したり、なくなったりした図書につきましては、図書廃棄基準に沿って廃棄しております。

また、廃棄する図書は、汚れたり、破損しているものはそのまま焼却処分いたしますが、そのほかのものは、図書館内常設のリサイクルコーナーに置いたり、年に一回、本のリサイクル会を開催して、市民に提供いたしております。

以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 ありがとうございます。

十分、しっかりと事業をされたり、運用をしているということで理解をいたしました。ありがとうございます。

それでは、次に参ります。

10-4-3、文化財保護費ジオパーク構想推進事業、381ページです。

事業費が年々減額となっています。東三河ジオパーク構想に遜色はないのか。また、事業の状況と今後の見通しについてお伺いします。

○村田康助委員長 白井生涯共育課参事。

○白井薫生涯共育課参事 事業費が減額になっている点につきましては、平成30年度に、東三河のジオの大地の成り立ちや特徴等を説明したパネルを作製し、鳳来寺山自然科学博物館に展示、張り替えをした委託業務が完了したためです。

事業の状況につきましては、ジオパーク構想の普及、推進のためのジオツアーの開催、ジオサイト説明のための看板の作製、日本ジオパーク認定に向けての情報収集のために、日本ジオパークネットワーク主催の全国大会、研修会、ブロック大会等への旅費、東三河地域一体となり、ジオパーク構想を推進するため、東三河ジオパーク構想推進準備会への負担金を計上し、継続して事業を推進していきます。

今後の見通しにつきましては、東三河8市町村、愛知県、民間団体、産業界、学識経験者等とも連携して、東三河ジオパーク構想を推進していきます。

以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 多少、減額にはなっておりますけれども、しっかりと協力をしながら推進をしていくということで理解をいたしました。

次に、10-5-4、学校給食施設整備費学校給食施設改築事業については、各委員からの質疑、それから、市の御答弁によりまして、現在の状況等がしっかり確認できましたので、これで終わります。

ありがとうございます。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

次に、7番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出10-1-3、教育指導費外国人児童生徒支援事業、353ページです。

増加する外国人児童生徒に対しての課題を踏まえた新たな取り組みを伺います。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 今年度、ポルトガル語と、タガログ語の支援員を配置し、子どもたちの支援、それと、保護者の支援、通訳業務を担当してもらっております。総時間数、年間600時間でした。

近年、ポルトガル語を母語とする外国人児童生徒が増加傾向にあります。

来年度については、ポルトガル語の支援員を一人増加させ、年間総時間数を100時間上乘せして、700時間で対応させていただくという考えでございます。

以上でございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 前年度が120万円で、今年度ですね、令和2年度は140万円という予算がついているので、時間数が100時間ふえたというような考え方でよろしいですね。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 そのとおりです。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 私が、一度この授業を見学しにいったときの状態なんですけど、小学生が数人、外国の子どもが別教室で二人の先生のもとで授業を受けていたんですけども、一人の子どもが受けられる授業時間というんですか、それは、授業時間というか、一人の子どもが受けられる授業は週何回かということをお聞かせください。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 週何回かというところはここで明言できませんけれども、市内には、新城小学校、新城中学校、この2校については、令和元年度においても、県費負担職員が、それぞれ二人と一人、外国籍の児童に対して日本語教室を行っております。

その授業の時間数と合わせて、それでも不十分なところで、個々の外国人指導、生徒支援という方を要請しております。

一度、確認をさせていただきます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 現状はなかなか大変だな。これ、ちょっと時間数というのか、足りてるかなというふうに思ったんですが、現場の声として、この体制とか、この時間数で足りていると判断しているのか、ちょっとこれは、もうちょっと多いほうがいいというふうに判断しているのか、もし、わかりましたらお願いします。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 十分ではないと判断しております。

教育長が教育方針で説明した、プレスクール授業を開設していきたいというふうに考えております。

現在、愛知県内、多くの自治体でプレスクール授業あるいは日本語教室等を開設しています。担当員がそれぞれの自治体を訪れて、現場の指導を確認して、これから、新城におけるよりよいプレスクール授業を開設するために、今構築している段階でございます。

以上です。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ちょっとこれは自分で調べてみたんですけども、市内在住の5歳から14歳までの外国の子どもの人数ですね。平成28年で35人、令和2年で58人となっております。5年間で19人増加しています。

言われた700時間って、この子どもの人数で割ると、大体、週一回、20分程度の授業時間というんですか、それになるんです。思ったより少ないなというふうには私自身は思っております。

プレスクール授業等々で、そういった支援を少しずつ、教育委員会側としてもふやしていけたらなという思いは、多分、私と一緒にじゃないかなと思ってます。

そこで、この授業が外国人児童の学習面を支援するという目的があるとしたら、例えば、地域の支援団体とか、地域の人たちへの協力

を今以上に求めていくというのか、お願いしていくという、そういう必要はあると思うんですけども、そのような話し合いというのが行われたかどうか、教えてください。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 現在のところ、その市の方に広く意見を求めてというところでは動いておりません。

以上です。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 意見を求めるというよりも、支援ですね。

今、ある団体が、学校の授業が終わった後に、新城小学校の前に児童クラブがあったところで、週に一回ずつ、日本語を教えつつ、コミュニケーションをとりつつということをやってくださっているんです。

あのようなことをもうちょっとふやしていくようお願いするとか、地域で協力を得るとか、そのようなことはなさっていないのか、今後、ふやしていくというお考え、来年度に向けてふやしていくというお考えがあるのかないのか、お伺いします。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 今の御意見を参考にして、これから取り組んでいきたいと思えます。

ただ、教えられる側、子どもが一番大事です。そうすると、授業時間の枠の中でやる必要が出てきます。それも、学校の校舎の中ということになってくると思えます。

そのあたりを考えると、そこに、また新たに地域の方が入ってという、なかなか、学校の授業も受けなければならない。いろいろなことで問題が生じてきやすいので、指導者については、ある程度、市のほうで責任を持ってやっていただく方というところで、指導者の方のお考え等も尊重しなければいけないとは思いますが、こちらでも説明する必

要があるかと思えます。

これから、慎重に検討していきたいと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、その他、給与明細書の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 給与費明細書というのが407ページに記載されております。

この中で、自身としては、会計年度任用職員制度というのを否定するものではありません。大変いいことだというふうに理解をする立場から以下を伺います。

1点目、会計任用職員数の、職員全体に対する割合。

2点目、この制度に基づいて、任用する会計年度任用職員に支給する給与並びに共済費等々含めて約7億円となっております。このことから、本市の財政に及ぼす影響をどのように考えておみえになるのか。

3点目、会計年度任用職員制度に基づいて、将来展望を見据えた一般職員の数をどのように考えてみえるのか、お願いします。

○村田康助委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 それでは、3点御質問いただいておりますので、順次、お答えさせていただきます。

まず、1点目の、職員全体に対する割合でございますが、令和2年度、この一般会計予算に計上いたしました、会計年度任用職員の、常勤職員を含めた職員全体に占める割合は約43.8%となっております。

2点目、本市財政及び影響をどのように考えているかということでございますが、一般

職非常勤職員であります会計年度任用職員に支給する報酬、職員手当等及び共済費といたしまして7億33万8,000円を計上しております。

報酬につきましては、地方自治法及び地方公務員法が改正されたことにより、これまで、臨時職員へ支給してきました賃金を報酬へ組み替えて計上したこと、身分の移行により、特別職の報酬を一般職の報酬に組み替えて計上したことから、人件費としては増加しておりますが、非常勤職員に要する、いわゆる、従来からの人件費は、対前年比で、若干の増にとどめておるところでございます。

一方、法改正によりまして、これまで、非常勤職員に支給が認められておりませんでした期末手当を支給することになったことから、新たに、3,070万2,000円を計上いたしました。

この期末手当の支給は純粋な増額でございますが、非正規雇用者の処遇改善や、同一労働同一賃金の観点から、国が進めている賃金格差是正に向けた施策でございますので、本市におきましても、真摯に対応すべく予算計上を行ったところでございます。

国におきましては、この期末手当の支給に伴う人件費の増加分を、地方財政対策において交付税措置するとの方針が示されておりますが、国の予算も審議中でございますので、国の動向を注視しつつ、本市の財政規律を乱すことのないよう、常勤職員も含めた人件費の増嵩に注意してまいりたいと思っております。

最後、3点目の、将来展望を見据えた一般職員数の考え方ということですが、本市の常勤職員につきましては、第4次新城市定員適正化計画に基づき、行政サービスを維持、向上するために、最低限必要な人員を確保することとしております。

本計画では、常勤職員数を現状維持することとしておりますが、日々増大する行政需要

や、臨時的業務に対応するためには、会計年度任用職員といった非常勤職員が公務運営の重要な担い手となっていることも事実でございます。

公務の運営は常勤職員を中心で行うという原則を前提としつつも、今後、公務員の定年延長も予定されているなど、本市を含め、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化することも想定されておることから、住民サービスの低下を招くことのないよう、計画期間内であっても、必要に応じ、職員の増減について見直しを図っていきたいと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 大変よい制度でありますし、一つお伺いします。

この会計年度任用職員さんが、こういう言い方はいけません、非常に間に合うということで、一般の正規職員という言い方がいいのかどうかわかりませんが、一般の事務職員にかえるということは、これは、その人事権のある方の話になると思うんですが、僕、下からボトムアップで具申をして、どうしてもこの人は再任用じゃなくて、本当の職員に任用したいということの道は開けることができるのでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 職員の採用につきましては、選考に基づいて行わねばならないというふうになっておりますので、その会計年度任用職員としてお勤めいただいた方の職務の能力等を見て、市側が、規定されている手続を経ずして一般職に任用がえするということは今のところできません。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 恐らく、こういった職員というのは非常に有能な方の中にはお見えになりますので、その点は、洞察力を持って見抜く中で、こういう言い方はいけません、こういう制度もありますよ、こういう制度に従

ってやれば、もう少し身分保証ができますよということもアドバイスしていただくことが、これからの市政の中の、本当に事務職としてやっていただけるというふうに思いますので、それぞれ内規があるということは承知してはいますが、そういった意味で、やはり仕事場、企業は人というふうに言われておりますので、そういった意味で充実をしていただければと思います。

そのことだけお願いしておきます。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、山口委員のほうからもいろいろ質問がありまして、御答弁をいただいた中での、理解するところがありました。

まだちょっとわからない点がありますので、そこから入らせていただきます。

特に、職員数のところでありますけれども、405ページから407ページのところを見ますと、ただいま、答弁の中で、山口委員からの質問に対して、1番のところですね、職員全体に対する割合が43.8%という形で占められているということでありまして、この給与費明細書の中で見るには、どのように見たらいいのか、非常にちょっと苦しませて、405ページのところを見ると、表の総括のところ、四角の升外のところにも米印があって、短時間勤務職員、会計年度任用職員、これ、外書きしたものであろうと。

それから、次のページのところへ行って、会計年度任用職員のところになるとゼロとなって、括弧内については、短時間勤務職員の数を外書きしたもので、こういうふうに書いてあるんです。

非常に、これどういうふうに見たらいいのかわからなくて、この43.8%というのは、今、単純にちょっと計算してみたんだけど、580人対665人かな、相対なのかなというふうに勝手にこちらで解釈してるんですが、ちょ

っとそここのところ、説明してもらえますか。

○村田康助委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 職員数の考え方がございますが、まず、405ページの、一般職の総括表に、上の段の、本年度、括弧書きじゃないほうが665名が、来年度、4月1日時点で予定しておる職員数というふうになります。

それから、その前のページに、特別職が明細としてつけてありまして、特別職が、次年度も、4月1日現在で3名おるといふこと。

それから、再任用職員と任期付の短時間職員もおりますので、その人数が82人おります。先ほど言いましたように、会計年度任用職員のフルタイムの者は想定しておりませんので、先ほど、407ページで、丸山委員言われました、括弧書き、いわゆる、パートタイムの職員が582人という数字になりますが、それで、一般職が665人、特別職が3人、それから、再任用と任期付の短時間が82人、会計年度任用職員が582人、よって、4月1日時点で、総数が1,329人の職員がおります。

そのうち、会計年度任用職員が582人になりますので、割り返しますと、約43.8%という数になるということがございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 はい、わかりましたけれども、今ちょっと声がちょこちょこ出ておりますが、非常に見にくいというんですか、407ページのところの、本年度は職員数ゼロ人になってきておりますよね。それで、想定予算給与費等々についてはうたってあるものですから、非常にこれ、どういうふうに見たらいいのかというのがちょっと心配になっちゃって、質疑をさせてもらってるんですが。

これで理解していただくということでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 給与費明細の書き方等、ある程度定めがございますので、それ

に沿って記述させていただいております。

以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

その他の質疑を終了します。

以上で、第18号議案の質疑を終了します。

本案に対して、山口洋一委員から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。

したがって、これを、本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議案となりました、第18号議案 令和2年度新城市一般会計予算に対する修正について、説明をさせていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。

上記の動議を本市議会に配付する。

第94条の規定によりまして、別紙の修正案を添えて提出いたします。

その理由であります、第18号議案 令和2年度新城市一般会計予算に計上の歳出、2款1項総務費、10目路線バス運行費2億668万5,000円のうち、高速バス運行事業3,807万5,000円的全額を取り消すものであります。

特に、この件につきましては、昨日の予算質疑の中でも、あまたの委員から、それぞれ質疑が出た部分であります。

その内訳というのは、令和2年度、予算の部の財源内訳、内訳欄というものがございませぬ。その計上の中の、繰入金額の1,903万8,000円を、歳出の13款予備費に、款の移転をしていこうというものであります。

これによって、先ほど来から申し上げてお

りますように、もろもろの議論が、まだまだ十分な状況ではないわけであります。

昨日、市長からは、この件についてはよく考えてほしい、要するに、熟考してほしいということであったわけです。

熟考すること、すなわち、考えることは、この議論をする、会議というのは、会議を開いて議論をする、開いて議すというふうに言われておりますので、その議論が、まだまだその熟知に達していないという観点であります。

そのことを踏まえる中で、これは、令和2年度新城市一般会計予算審査において、拘束をする事業以外の諸事業の執行に支障を及ぼすことがないように審査しなくてはならないということであります。

そこで、高速バス運行事業費にかかわる歳出額を予備費に移すことによって、令和2年度新城市一般会計予算審査が冷静に審査ができ、判断ができると思われま。

さらに、令和2年度の予算編成基本方針、これ、当局から出ておりますが、その中の一つに言われております。改良を加えた一般財源枠だけが、配当方式によって、さらに、現場主義、経営改革などを重視した予算である。

こういった状態でありますので、利益優先主義というのはなかなか難しいかもしれませんが、ここで言っているのは、経営感覚という言葉が今までなかったわけであります。それを踏まえてやってるんだよということ。

そして、この予算が、合併15周年、持続可能な地域経営と、行財政運営へチャレンジするというふうになっております。それを具現化する責任が我々にあるわけで、そこで、市民のサービスの向上に深くつながるものと考え。

要するに、この修正によってそれが具現化でき、予算をそれぞれ執行できる体制にしていくという、議会の責任が果たされるというふうに思っています。

したがって、この高速バス事業について修正をしました。

そこで、はい、それでおしまいということは非常に失礼な話なので、議会としても、新年度早々に、さらなる熟議する場所を持って、市民の負託に応えていこう、そういう予算になるものと確信をいたしておるものであります。

それが、本修正案の主な提出理由でありますし、それによって、新年度の事業が円滑に進むだろうということを思うわけであります。

次、お配りの資料について、添付資料について、若干、御説明を申し上げたいと思います。

まず、お手元の資料でございますように、本定例会に上程をされました、一般会計の予算総額は238億8,700万円であります。これは御承知のとおりとは思います。

先ほど、冒頭、申し上げたように、この金額から、実は、歳入部分、これは、「みんなのまちづくり基金」から繰り入れがなされております。1,903万8,000円。これが歳入から削りたいという修正であります。

そして、実は、このバス事業費は、総額3,807万5,000円であります。その3,807万5,000円のうち、基金から繰り入れ費が1,903万8,000円引く、引いてみてですが、

〔「8,000円と7,000円が逆」と呼ぶ者あり〕

あ、ごめんなさい。

1,903万7,000円の基金を差し引きますと、残りが1,903万8,000円、これが、実は、一般財源から資金を調達しようという歳出の計画であります。

そこで、資料をごらんいただきますと、そのことが、この計上がされておりますのであります。

まず、最初のページでは、歳出として、総務費の中に、29億6,359万9,000円というものが計上されています。そして、歳出、資料は

ちょっとあれですが、直しておいてください。

総務費が29億6,359万9,000円を、要するに、歳出3,807万5,000円を控除したということで、ここにありますが、29億2,552万4,000円になってます。これは、お手元の資料の82ページに記載がされていると思います。

そして、総務管理費は、以降、その金額を控除。そして、予備費には、先ほど申し上げたように、1,903万8,000円を加算したものが修正額として載せておるわけでありまして。

歳出総額は238億8,700万円から当該金額を引いた238億6,796万3,000円を、訂正額としての残額としております。

そして、参考資料としてありますように、総括の中に歳入歳出がございます。これも、それぞれ数値をごらんいただければ、先ほど申し上げた当該の数字の減算がされているということでありまして。

これについては、予算書54ページ、また、歳出については82ページ、予備費については462ページということでありまして。

そして、2番目の、歳入の表がございますが、ちょっとここで1点訂正をお願いしたいわけでありまして。

区分の8番に、「バリアフリー」とするべきものが、「バリアフリー」となっておりますので、ここを、両方、説明文と区分のほうに、「バリア」となっておりますが、「ヤ」を「ア」に訂正をお願いしたいというものであります。

あとの区分、それから、金額、説明等については予算書のとおりであります。この資料は、お手元の予算書の57ページに記載がされている部分であります。これも、訂正部分については、申し上げた金額が減額をされておるというものであります。

その資料が続いておまして、次の、3番の歳出、2款、総務費の関係であります。これは、皆さんがお持ちの資料には、119ページから121ページにこの部分が記載をされ

ておるわけでありまして、ここで、公共バスというものがうたわれております、説明欄に。

そして、これを見ていきますと、002番というところに、この議題となっている、訂正すべき高速バスというのが載っておるわけでありまして。

高速バス事業3,807万5,000円、旅費、これは、既に、予算している中で、それぞれ関係の方から、当局からお聞きしたそれぞれの内訳であります。旅費以下、委託料までがあります。そのトータルが3,807万5,000円であります。

そのうち、資料戻りますが、歳出と書いた資料の中に、実は区分というのがあります。ここで、報償費6万円、旅費、訂正後の数字、12万7,000円。これちょっと、11番、12番について、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

11番が、訂正後金額が「107万円」であります。ここを「187万9,000円」に。そして、12番については、「187万1,000円」を「107万1,000円」で御訂正をいただきたいと思っております。

お願いします。

これは、当初、役務費に載っていた分ではありますが、広告料を、80万円は、ここではないということをおっしゃられたわけでありまして、その部分の訂正をさせていただきました。

こういった関係で、それぞれであります。当該金額3,807万5,000円については修正をしていきたいというものであります。

そして、残りまして、繰り入れから来るお金の差し引き残高、1,903万8,000円については予備費に移すということでありまして。

じゃあ、なぜ予備費なのということになると思いますが、先ほど、冒頭、理由書にも書きましたように、早々に議会収支していただく。これは、今回は、議長から申請をするべきだと思いますが、することによって、この事業に対する、再度、検討の場のテーブル

に載せたい。予備費でという考え方が1点。

そして、2点目は、実は、これ13日に出しておりますので、今、世界的に言われているコロナの問題等々によって、端的に言いますと、困っている。そういうときの、ある程度終息をして、事業が円滑になるまでの予備的な支援を国がやります、が、県もやるでしょ、当然、市もやらなくてはいけない。そのための費用に充当する。予備費を使って地域を守っていくというようなことにすべきことでもあります。

本来であれば、予備費でなくて、一般のところからも、全てを行使するというのが、歳入歳入同額を減らすというのが本来だと思いますが、そうではなくて、予備費は、とにかく、款を移して、不測の事態に備えていきたいということでもあります。

そして、最後の、前後して恐縮ですが、予備費の前のページに広告料というのがありますが、ちょっとこれ漢字が違っておられますので、公告の、「公」じゃなくて、「広」という字に御訂正いただきたい。

資料は121ページになっておりますが、このような状況の中で、確かに、昨日の市長の言われた言葉もよくわかります。そして、また逆に、利用されている方の気持ちもよくわかります。が、やはり、こういう時期であるし、若干の痛みも互いに共有すべきだと思います。

そして、今般、この案件については、既に、お話をしましたけれども、マーケティング調査の中で、3月25日にしか結果はわからないというのが1点。そして、それ以前に、地域の市民の方が、市に対して、この点はどうですか、どうしたらいいんでしょうね、どうしましょうということのお話を伺っている、11月12日。そして、市民の方々は、何とかしてよという意味で請願が上がっている。

それで、請願は、聞くところによりますと、議会としては所管の委員会に付託をしました

ので、委員会は既に結論が出ていると思いますが、やはりその結論は、まだまだ伺う余地はない。最終日に委員長報告で伺えると。そのそれぞれの所管の委員会の委員の皆さんが真摯な判断をされたと理解をすると。やはりこの修正案は必然的に動くであろうということでもありますので、ぜひ、皆さん方の、それこそ、本当に真摯な御理解を賜りたいということで、私からの修正提案に対する説明とさせていただきます。

○村田康助委員長 これより、修正案に対する質疑に入ります。

山口委員へ聞き漏れたところを質疑してください。

質疑はありませんか。

長田共永委員。

○長田共永委員 改めて意見というのを出さされていたということで、経緯のほうは示させていただいてはおりますので、十分わかるということでございます。

自身のほうは、内容ともかくではなくて、要するに、予算案の予備費の部分のところの、山口委員も自分も、決算とか予算立てはよく議論するところなんです、その説明の欄、細かく、先ほど、修正されておったので、きちんと出されたほうが、お互い、納得しているもやられるので、説明が、高速バス運行費になっているんですが、これ、高速バス運行事業が正しい名称ではないかということと、これだと、説明欄で、基本的に予備費でございますので、6,903万8,000円が、これは全体の予算であって、説明に書くんだったら、一般分で1,903万8,000円プラス5,000万円と、わかるように分けて欄分けをするのが山口委員らしくないなと思って、そこら辺をきちんと、それが予算書の内容だと思っておりますので、理解はされたと思っておりますので、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 実は、402ページの資料の

中の予備費というのをごらんいただくと、予備費の中には、はっきりした区分、金額説明というのではないと思います、資料には。

したがって、ここでは、実は、長田委員おっしゃられるようなことは十分わかりますし、あれですが、何なのというときに、高速バスのお金をここへ持ってきたんだよ。と言われれば1,903万8,000円で正しいと思いますが、そういう意味で、ちょっと書いてもらったということでもありますので、予算書には記載がなかった分ではありますが、ちょっと余分にこういう説明をさせてもらったということでもありますので、御理解をいただきたいと思いません。

○村田康助委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 ちょっと山口委員らしくないのが高速バス、これ、運行事業ですよ、運行費じゃないですよ。

きちんと自身が説明欄をつくるのであれば、高速バス運行事業の数字を入れていただいて、1,903万8,000円、これが交通事業分で、あと5,000万円が予備費と。これで、予備費の今回の修正分が6,903万8,000円ということですので、その辺はよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、説明いただきました。正しくは、区分欄に5,000万円を打って6,903万8,000円、高速事業費として1,903万8,000円がふえているという分をここに入れておきたいと思しますので、御指摘をいただきましてありがとうございます。

○長田共永委員 終わります。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 山口委員に伺います。

順次、3点ほどありますけれども、委員は、基本は、市民の声を行政に伝える、市民が理解してもらえないことが、議員がそのまま通してしまうのでは、私、まずいと思うんです。

そこで、この山口委員が出された修正案、今回の修正案で大事なところは、やっぱり市

民への説明ができるかということにはあるんですが、そのあたりはどのように判断されたか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お答え申し上げます。

出す以上はそれなりの心意気は持っております。

したがって、意見が出るのは、今度は逆に、今、利用してみえる方がなぜやめたのとは言いません。まだこれ、やめるやめないは言ってませんので、修正をするわけですので、なぜ出したのということでもありますので、まだまだ議論が熟す時期でなかった。

そこで、今回はこの部分を外さしてもらった。これが、その以降、簡単に言うと、3月25日以降、はっきりと、マーケティングの会社の結論が出たことによって、それで、再度、これを協議の場に持ち込みたいと。

そして、18人全員が、私らはやるべきだと、いや、そうではないという結論を導くためにということとあわせて、もしも、この事業を、今回、238億8,700万円としたときに、採決、可決されなかったら、暫定予算で組まなくてはならない、市は。そんなことができるんですかということですよ。

だから、説明をしなさいと言え、どこにでも出てきます。

よろしく申し上げます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 思いがよくわかりました。

この予算についてなんですが、市長も、予算大綱で経営感覚についてという言葉を使っております。

山口委員が感じている、この市長の経営感覚をどのように判断したか、この予算の中から伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 いわゆる、経営感覚ということは、非常に、僕、今まで、市長の方針の中で初めてこの言葉をお聞きしたような気が

したものです。

というのは、この説明の中でも申し上げたように、行政というのは確かに事業を行います。

だから、その費用対効果というのは、はっきり申し上げて、余り考えておみえにならないというのは、全国津々浦々、国、県、市もそうなんです、町も村もそうなんです。それが地方公共団体なんです。

だけど、市長がここで言っている、経営感覚という言葉が使われたと。すばらしいと。これは、やはり地域の財政力がどんどん乏しくなってくる、歳入は減ってくる。ところが、先ほど言ったように、会計年度の任用職員制度によって、どうしても人件費が突出してくる。そういうときにどうするんだ。そこで、経営感覚もなくてはいけないということで予算配分をしましたよ。これは、各部局から上がってくる予算要求の中にも、その思いを込めてきなさいということで、あったことをここに記述をされていた。

だから、そのお考えを、市長のお考えを無にはできないということでもあります。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、三つ目の点について伺います。

山口委員は、先ほども、この厳しいコロナウイルス感染症の、この日本の状態の中で、農業とかいろいろな部分を守るために、予備費を使って地域を守ると、そのような今思いを言われました。

やはりそういう選択をしたことは、私、すごく大切なことだと思います。

この中で、市民が、私言いましたけれども、1,700名に及ぶ書面を出しておられますが、それは、やはりこういうことと同じように判断されたか、お伺いします。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 予備費を使うことと、

1,700名余の方の署名というのは、余りちょっと話がつながってなくて、お答えに困るんですが、どのように答えていいのか、さっぱり判断が付きません。

1,700名余等、A、予備費をBというふうに質問していただければお答えできるんですが、ちょっと恐縮です。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 いろいろな提案をさせていただいて、先輩議員として頼もしい限りで、ありがとうございます。

私からは1点確認だけしたいんですけども。

先ほどから、経営感覚という言葉が何度も出てきたので、市政における右下をゼロにする経営感覚と、企業における売上げをたてる経営感覚、また、企業における経営感覚というものが出てあれば、無形の利益も当然計算に入れて中期計画を立てていくのが普通の経営だと思えるんですけども、山口委員が言われる経営感覚ってどういう経営感覚なのか、ちょっとわからなかったものですから、そのあたりをお答えいただきたいと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 市長の書かれたものをということではありますが、我々は、そういったところに実はおりましたので、今、齊藤委員が発言をされたように、ある程度の投資をする。それに対する回収する。回収した残りが利益であると。その利益によって再投資をする、従業員の生活を安定させるための賃金を払っていくというのが普通の企業の考えであります。ところが、こういった地方公共団体は、経営感覚という中に、これは、100円使って3円しかないのは、もう少し考えろよということが多分おっしゃってみえるというふうに思った。

そして、そうでなくてはいけない。そのことを、任命権者であるし、4万7,000人の市民を引っ張っていく市長の立場として、こういう感覚でやっていきます。だから、市民の皆さんも一緒についてきてください。そして、市民の皆さんのためにアクセルを踏みます。だけど、時には、議員の皆さん、ブレーキもかけてよねというのが思いであろうと思ったので、若干、ちょっとお答えになってないかもしれませんが、全くの企業感覚と、地方公共団体である、こういう営業のお考えとは違うかもしれませんが、それを少しく取り入れていただいたということに評価をしております。

○村田康助委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 わかりましたけれども、僕が言っていた企業感覚とちょっと違います。

大企業ほどそうですけれども、全ての経営部門が黒字じゃないですよ。その中には、投資とはまた別の、さっきもちょっと言いましたけど、無形の利益があります。

そういう感覚と、今回のこの提案された経営感覚というものが合致しているのかどうかというところをちょっとお聞きしたかったんですけれども。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今おっしゃられるように、確かに、経営主として、一般の企業と、市長の経営、経営主と言ってはいけません、かなりこれがあると思いますが、齋藤委員おっしゃられるように、大きな会社ですと、Aという事業所はある程度あわせれるけれども、Bというところについてはなかなかあわせれないという中で、税法の流れとして、連結決算を打ってという手法もあるわけですので、一概に申し上げられませんが、とにかく、新城市というところが、この経営という言葉は今まで使ってなかったと思う。

その部分であります。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありますか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員 山口委員のほうから、修正動議について各位説明いただきましたが、1点確認したい点がございまして、ちょっとこれは私の勉強不足なのかもしれませんが、予備費のほうに1,900万円程度移管するというふうに案をお示しいただきましたが、例えば、新型コロナウイルスに対する対策等で、緊急時の対応が必要になった場合には、もちろん、市のほうでそれに対する予算を補正なりで組んで、議会を通して執行していくのが通常の形なのかなと私自身は思っておりましたが、ここの予備費に関することによって、何かそういった補正を組んでいたという場合と比べて、何かメリットがあるのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいです。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 令和2年度のご案内のように歳出総額の中に、一般財源を調達していくというのが、総額いくらかは計算してありませんが、どうも、歳入の項目の1ページか2ページを見ていただければこれわかるというふうに思いますが。

急遽、例えば、いろいろ事象があって、地域の農業、商工業、林業が、国によってすごく困難をきわめる。そういうときに、いや、普通は予備費を使うんですね、緊急の場合です。ですが、その予備費の枠を多く設けておくということも一つの手法ではないのかなと。

もちろん、コロナウイルスがどうのこうのではないわけではありますが、それから、ここで申し上げたように、3月25日以降、ある程度、研究所からのデータが来れば、それなりに、テーブルに乗る会議をする、会議を開いて、みんなで協議をする、意見を述べる、そして、納得のいくとこまでやる、それを熟議というんですが、そこまでやるためには、1,903万8,000円を予備費に持ち込んでおりますので、また使うこともできるんじゃないかということでもあります。

です。本来であるならば、3,807万5,000円を、すべて歳入から外していくという手もあるんですが、実は十分考えるんです。教育委員会もすごく悩んだんです、卒業式で、コロナウイルスのために。そして、給食の問題が出て、牛乳が余っちゃう、それを市役所の職員が買ってる。

ところが、今、契約だから、農家さんから買ってるんだよって言うてみえるが、それはいいんです。ところが、加工品にしたら、加工品がダブってきます。そうすると、何をされるかという、搾乳の制限をかけられます。

そういったときに困るのは誰だと。農家さん、市民です。そのためにも、そういったものが利用できればということでもありますので、お願いします。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありますか。

滝川健司委員

○滝川健司委員 それでは、山口委員に質問いたします。

修正動議の提案理由等をお聞きしておりますと、根本的に、そもそも、この事業、要するに、高速バス事業が赤字だからとか、税金も大事だからやめようという、事業そのものの反対には聞こえなかったんです。

まだまだその熟議が足りないから、熟議するために、この部分を外して、他の部分は市民生活に必要なサービスだから、4月以降、サービスが滞らないようにするという意味でそれを外したというふうに解釈したんですけれども。

昨日の、2款のところ、市長が熟弁込めて、この事業についての必要性、重要性の意義を語っていただいたんですけれども、あの思いが、果たして職員に伝わってるのかな。あの思いを半年前に職員に伝えてあったのかなと、甚だ疑問だったんです。

それは、議会がいろいろな資料を求めても出なかったりとか、回答が曖昧だったりとか、3月25日にマーケティングが出るって。

そもそも、一般質問のときも言いましたが、これ一年前にやって、一年前の3月25日に出た結果を最終年度に反映させて、やってみて、成果がある、効果があるんだったら、その次の年度にも継続して、また3年間やっていきましょうということになるんですけれども、それすらもルーズなやり方、それをさんざん放置しといて、最後の最後で、議会に対して熱弁しても、それがやっぱり、職員にその思いが伝わってなかったんじゃないかと私は思ってるんです。

3年9カ月の実証実験という言葉を使うのは良かったんですけれども、その実証実験のための検証、その間されてなかったのかなというのが実感です。

よしんば、されておったとしても、じゃあ、それを踏まえた上で議会に情報提供と資料提供して、議論、熟議の時間を、半年前、私が一般質問したのが6月だったか、3月か、ちょっと忘れた。だったら、回数券の有効期間を考えると、9月までに方針を決めたいというふうな一般質問の市長の答弁だったんです。

それでも、そのタイムリミットは過ぎて、結局年度末の3月になって、こういった形での議論が行われているということです。

それはおいといていいんですけれども、それで、先ほど、山口委員は、やっぱり3月25日の、今後の方針に示されておりますマッピング調査等で示される、利用促進者との見解や、経済効果などの効果測定結果を審査した上で、運行についての可否を判断する必要があると、検証しておきながら、それを放棄しているやり方が、果たして正しいのかどうかですよ。

そういうことも含めて、総合的に考えると、山口委員が、ただ、この事業にもともと反対だから修正したと私は解釈してなくて、必要であるかどうかは、やっぱりもっと真剣に議論したり、精査ししたい、我々もそれだけの情報が欲しかったけど、それも貰っていない。

じゃあ、これからの現実論として、3月25日に出た。年度内に、それじゃあ、その結果を踏まえた議会を議論して、じゃあ、臨時会を開いて、3月中に開いて、4月以降、空白期間がないように、よしんば、事業継続、結論が出る場合は、3月以降に、4月以降に、空白の運行期間がないようなことができるのかどうかという物理的な問題が生じるわけです。

この修正案が否決されれば、それはまた別のルートがあるので、問題は別ですけれども、そういうことを総合的に判断した上で、山口委員が、そもそも、この修正動議を提出したのは、私は、もともと、事業に反対ではなくて、やっぱり議会として、市民の中にも、この事業は税金の無駄遣いだとか、赤字バスだとか、空気バスとか、いろいろやゆされてますけれども、そういうことを、もっと真摯に受けとめて、議論したいという思いで私は出てきたと解釈しておりますが、そういう受けとめ方でいいのかということと、それを実現するための、物理的な、時間的な猶予もかなり難しいことがあるということを知っているのか。

修正動議が否決されれば、別にそのことはなくて、議論もなく、粛々と結論を出すだけだということも踏まえて、今の私の意見というか、質問にお答えいただければと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 2点あると思います。

1点目は、自身が上程された予算案の、12款1項12目についての002の事業について疑義があるのかということですが、疑義を表明する以前に、3月25日、そして、検証結果の資料の③にもあったように、3月25日の結果を見て可否の判断をされるんだと言っているのだから、それをもって熟議をしたい。

したがって、このバス事業に対する丸かペケだという意思表示は、全く今の時点はして

ませんので。

話し言葉と本音は若干違うか知りませんが、公の場でありますので、言葉にあらわすことはできないということでもあります。

したがって、滝川委員が言われたように、そういったことはなく、あくまでも、熟議の場を設けるために、いつか、空白を設けるというものであります。

そして、これは多数決の原理でありますので、それによってはストップがかかるのか、ゴーがかかるのかわかりませんが、かかれば、今度は議会の責任がありますので、そこは、議長ともども、そして、それぞれの議員の皆さんと一緒に、次の構築の場を考える。

確かに、言われるように、25日から以降、恐らく25日には出てこないでしょ、我々に対してですよ、出てきたとしても、25日。残りは6日しかありません。

6日経つと、実は契約切れます。4月1日からは、駐車場におけるわけではありますが、それを、日程的な無理な、タイトであるけれども、あるけれどもがこういった状況であるので、そこは、我々も網羅する、議長の責任のもとで前進をしていきたいと。

そういったことをみんなで進めていきたいと思えます。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 2点、確認したいと思えます。

説明をしていただいた中身、これは修正案でありますので、入るを量りて出ざるを制する、基本的な総計予算主義というのがこの行政の中のしきたりであります。

それに沿った形での説明だと、こういうふうに理解を私にしておりますけれども、その点、間違いないか、確認します。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、丸山委員から御示唆を

いただきました。

これは、あくまでも、予算書に従った手法で、若干、体裁であるとか、書き方については違ってはありますが、それに準拠したものをここに掲載させていただいて、また、修正についてはこうだよというものに基づいてやらせていただくということでありますので、お願いします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 私は基本のところを言ったわけであります。

基本のように、この修正案が当然できておりますので、了解をいたしております。

ここをまず確認しました。

先ほどから、るる、いろいろ質疑でしっかりと質疑をすればよかったのに、今ごろになっていろいろな意見が出ておりますけれども、私自身、きちっと通告をしてこの間やってまいりましたが、高速バスそのものについてのこの検証は未達成であると、こういう感覚で私は質疑をさせていただきました。

そういう中で、この修正案が出されたということは、冒頭の山口委員からの説明の中に合致したものと、こういうふうには私を感じておりますので、ここのところを確認したいと思います。私が言った意見、同じ同等のものとして受けとめていただけるでしょうか、どうでしょう。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま、丸山委員から、それぞれお言葉をいただきました、質問をいただきました。

我々が、御案内のように、2月5日に、全員協議会のもとでこの検証結果の確認をさせていただきました。

そして、その中で、説明いただき、質問をしましたが、まだまだ不十分な部分があるよということで、議長の計らいでこれをまとめ、もう一遍、執行部にお問い合わせをしようよということで、意見を出させていただきました。

出さない方もみえたわけではありますが、その中で、特に多くあったのが、幹線系統の問題、補助金の問題、それから、二次交通の問題、それから、マーケティング調査の問題、さらには、二人の先生から出された質問に対して、その質問、一体どのような対応してこれを出したんですか、どうされるんですかということを実はお聞きをしたんです。

答えは、10ページ、11ページに書いてあります。これでは、皆さん納得できないなということで提出をさせていただきました。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は、1点ちょっと確認したいんですが。

本当に、山口委員がこういった修正案を、忙しい中できっちり出していただけるということで、本当に敬意をまず申し上げたいと思います。私自身も本当に勉強になりました。

1点聞きたいのは、これを出さざるを得なかった気持ちがあると思うんです。そこを聞けたらと思って、1点聞きたいと思います。

というのは、やはり山口委員も、まだまだ熟議が必要だというところで、もっと資料を出してほしい、まだ足りないところがあるんじゃないかというところの思いだと思うんです。やはりこれ二代表制で、しっかり熟議をするために、準備をするには、やっぱり当局側に責任があると思うんです。

今おっしゃったように、私たち、山口委員が専門家の意見を聞きたいと言ったら、議事録がないんだと、10ページ、11ページ見てくださいとか、あとは、マーケティングの資料が欲しいんだと。それはなぜかと言ったら、市長さんや行政側は、マーケティングの多目的のところから、見る必要があるんだと。もっともっと掘り下げるところがあるんだというふうな思いを言っていたから、じゃあ、そ

のマーケティングの資料を出してくださいと言ったら、3月25日しかなかったと。議会は、もうそのときは閉じているというところで、どうやって判断したらいいのかという思いがやっぱりあると思うんですが、そうした不誠実な、まだまだ資料、判断するには足りないというような思いで、普通は、こういったことは、出さなくても審議が滞りなく判断するという状況が私は正常な形だと思うんですが、やむにやまれず、山口委員が忙しい中、修正動議を出したこの思い、そういったものを、いま一度、確認したいものですから、おっしゃっていただきたいと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 お答えします。

やはり浅尾委員が、若干、意を込めて言われたというふうに思いますが、やはりこういった事業、通常で言えば、上程された議案というのは、ちょっとこれはいいよねという判断でいけるわけでありまして、厚い予算書、実はざっと見ていきますと、大体そのことがわかりますし、新しい年度にどういうことをしようかという、大綱の中から全部引っ張ってきて予算がつくられておりますので、大綱から見て予算を見ていけば、大体の新年度の光が見えてくるということではありますが、今般、特にこの問題については、先ほど、浅尾委員がおっしゃられたように、まだまだ、我々に対するデータ不足もあるということもありますので、それによって、少しく議論をしていこうと、それによって結論を出していこうというものでありますので、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これ、後づけでこういうことを言うてはいけないんですが、昨日、市長から、簡単に言いますと、生のデータを見せたよ、しかし、人を納得させるのは大変難しい。しかし、ここで、市長として政治的判断をしなきゃいけない、そういったことがあったからお願いをしたと。議会の可能性はないかもしれない。

しかし、行政には可能性が残っている判断をした。また、加えるならば、せっかく確保した藤が丘というところのマーケットも、今失ったらどうなのということも実は言われた。

だけど、それを、きのうではなくて、もっともっと前の前の前に、滝川委員が言われたように、滝川委員の一般質問のときに、そのことによって、11月いっぱいデータも全部そろえますということであるならばいいんです。予算の概算ができました、新春早々、ネットで流しました。ところが、それ以前の11月15日に、マーケティング研究所に調査を依頼してるんです。

おかしくないですかということですよ。それで、マーケティングは3月25日ですよ、おかしくないですかということですので、きのうの市長の言われたことも、後になりますとよくわかります。が、もっと早く言ってほしかったなということでもあります。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありますか。柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 まずは、本当にお疲れさまでございます。

そのような中で、我々もその会議の中で、一般質問においても、市長と山田議員のほうでの議論というのもありました。

そこで、市長の予算編成権と、また、我々の予算議決権という内容で来ましたが、私としても、それぞれの私の周りの一定の市民の声を上げたいという思いで、編成権を持たずに、私の一意見として言える立場としての議員というものを選んだ立場でございます。

それらの中で、この予算編成権と議決権の整合性をどのように捉えているのか。また、そのような配慮がどのようにこの修正案にあったかを伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 予算編成権、委員会に、予算書見ない方が予算編成権と言われても、こ

れ困るんですが。申しわけないけど、言い方があれですが。

そのことはこちらにおきます。ちょっと余分でした。

それぞれ考えがあると思いますが、あくまでも、地方議会は、予算編成権は首長が持つてる。そして、議決権は我々が持ってます。

ただそれだけです。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、1点お聞きしたいと思います。

この高速バス運行事業について、継続するということについての、本市の将来への可能性についてはお伺いになったことがあるのかどうかお聞きします。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 継続するか、しないかということについては、提案者側からは継続するということではありますが、将来像については、ただ、過日の委員会でお聞きした中では、現在の平均一便当たりの乗車数、これは6.7人であるが、これを20人に持っていきたい、一日ですよ。

というのは、国が定めている例の事業は、15人以上、150人未満となっていますので、ですので、20人になれば、これは、その幹線の経路の系統の推進補助金がいただけるということであったので、それは将来像として持っているんじゃないのかなということ、この本体事業をとというのは、まだ、先ほど申し上げたように、表明は、証明はできません。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そういう近い話ではなくて、もうちょっと先の将来像というのか、いわゆる、次世代にとって、この高速バス事業というのがどういうふうな可能性を秘めているのかということを考えてかどうかということ、ちょっとそのあたりお聞きしたいなと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 こういう言い方はいけません、市の行政の年度というのはワンイヤーでございますので、一年基準ということでもありますので、市当局のほうは、それなりに将来展望はあるであろうと思いますが、何とかしたいというだけなので、我々が今ここで、こうして、ああして、こうしたいという部分は皆さんお持ちかもしれません。が、それを当局にお話しして、あ、そうなのね、そのようにしますよと言われるのかどうかは明確でないので、お答えはできません。

○村田康助委員長 ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 それでは、修正案に対する質疑を終了いたします。

この際、しばらく休憩をします。

休 憩 午後3時53分

再 開 午後4時00分

○村田康助委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、第18号議案及びこれに対する修正案を一括して討論を行います。

討論ですが、修正案に反対、原案に賛成の討論はありますか。

修正案に反対、原案に賛成という立場での討論です。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、第18号議案 令和2年度新城市一般会計予算につきまして、修正案に反対、原案賛成の立場で討論します。

本議案は、予算案の概要にあります、これから迎える内外未曾有の変換期において、住民の安全・安心を守り、住民福祉の増進を図りながら、人口減少時代の中で、持続可能な自治体経営を進める道筋をつけるべく、総合計画の実施期間に当たる10年間の社会変化を捉え、指針を打ち出しました。

特に、将来に責任を持つ行財政運営では、

今までの予算編成方式を変え、経常事業経費と、政策投資経費の総量をあらかじめ確定し、その中で、各部署間の責任において個別事業をまとめ上げるといった手法にすることで、必要だと思うが控えてきたこと。例えば、施設整備などを予防的に行うなど、各部署間を考える、より市民生活にとって必要性が高い事業も行われます。

また、市民生活の土台を支える事業ほか、新規事業やマニフェスト事業、総合計画主要事業など、新都市のこれからを見据え、新しいことに挑戦する事業や、人材を育成する事業、つながりを持って地域を活性化する事業や、テクノロジーを活用することで、広域的で、より暮らしやすくする事業の研究も今後必要であり、それらがバランスよく組み込まれた令和2年度予算であると考えます。

高速バス運行事業につきましては、3年半の実証実験でも本気度は感じることはできませんし、期待された結果が出ているとも言えません。

また、マーケティング調査結果につきましては、なぜ納期を繰り上げられなかったのかと不信感もあります。市民から廃止の声が上がっているのも理解できます。

しかし、令和2年度に上がる事業は、それぞれが役割を持っていて、市民の生活を支えながら、これからの新都市をつくっていきますし、高速バス運行事業は、第二次総合計画の「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するために、未来への投資としてその役割を果たしていくことと思います。

次世代のために道を閉じず、道を開いていく知恵を再度絞っていただき、市内事業者との連携や、名古屋市への仕掛けなど、攻めの姿勢をしっかりと行っていただけることを期待します。

また、議会が継続してよいと判断したのならば、今後、市へは、議会への報告を強く求めることを申し添え、第18号議案 令和2年

度新都市一般会計予算は、修正案に反対、原案賛成といたします。

○村田康助委員長 2番目の、修正案に反対、原案に反対という立場で討論される方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 第18号議案の修正との一括討論ということで、私は、本修正案に賛成、第18号議案の修正部分を除く原案に反対の立場で討論いたします。

けさ、山の湊号の調査人数の確認をしてまいりました。きのうは6人、本日は8人の乗車数です。中は非常にすいているので、コロナ感染症の問題はないようです。

しかし、乗車人数が、計画では、一便当たり20人。たとえ20人であっても、運行費用以外でも、広告、宣伝等の諸費用が必要なので、一般企業の経営感覚の利益追求では到底無理だと私は考えます。

また、公共性の点から見ても、市内を走るSバスとは全く立ち位置も異なり、公共交通としての理解に苦しむところです。

赤字運行の市内を走るSバスなどはわかりますが、なぜ無駄な高速バスをまた走らせるのかと、市民からの廃止の声が絶えることはありません。

市長は、補助金がゼロであっても高速バスを走らせると強い考えを持っております。市民は全く理解できない。説明はどうなっているんだと、廃止署名も1,700名余りの数が提出されました。

今後、どう頑張ってみても、平均、一便当たり7人よりも乗降客の数がふえることは無理です。高速バス事業はやめるべきです。

3年9カ月も、毎年、検証し、努力しても、希望は見えてきませんでした。千枚田、鮎滝のラッピングしたバスも、既に富永の新城営業所にはありませんでした。これは、新都市

の観光地の宣伝もできません。何のためのラッピングだったのでしょうか。

赤い高速バスはスモークフィルムが張られ、中の乗車数が見えない。人数が少ないと肩身が狭い思いからでしょうか。実証実験も、中がこれと同じようによく見えておりません。

フィルムを張っても、おてんとうさまに透かして見れば、中が見えるのです。乗車人数が見えます。

予算委員会でも、質疑に対して明確な答弁が私はできておるとは思いません。

やはり再度申し上げますが、市長の、補助金がなくても私は途中ではやめません、この一声なんです。

故事にあります、古い言葉ですが、君子は豹変すとありますが、これは、教養のある人は、過ちと知ったら、すぐ改めて善に移るのが極めてはっきりしていると、こう言われます。

なぜ、市民の声をもって修正案を、今回出されたことを聞いている議員は理解してほしいのです。

また、このほかにも、給食センター方式についての予算も出ており、経費の合理的な考えはわからないわけではありませんが、新城市には合っていないと私は考えます。

バスは、利益度外視で走る。もう一方は合理的な考えなんです、子どもたちに安全・安心な温かい食事を出すべきです。

今回のような、コロナウイルス感染症がもしあれば、全面的中止になってしまいます。食中毒であっても、またこれも同じです。

これは、市民の声を聞くべきであり、市長のわがままでは困ります。

修正案に賛成、第18号議案の修正部分を除く原案に反対の立場で討論しました。

以上。

○村田康助委員長 山田辰也委員の討論が終わりました。

その他の討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私も、修正案に賛成、修正案を除く原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、山口洋一委員から修正案の議案が動議として提出されたものに対しては、理由として、路線バス運行費2億668万円のうち、高速バス運行事業には3,807万円の全額を予備費に回していくという提案でありました。

現場主義、経営感覚などを重視する予算に変えていくという思いに立って、市民サービスの向上につながるものということで決意も示されております。

私は、山口委員の考え方に賛成であります。

やはり高速バス事業は、空気を運んでいると市民からやゆされるほど、事業としては成り立っておりません。

そして、まだまだ議論が足りないのは事実であります。マーケティング調査がまだ手元にない中で判断はできません。

この間、3年半、市がさまざまなてこ入れをしてきたにもかかわらず、平均の乗車人数は7人です。これは、ほかの事業と違って、広告料、割引代、そして、回数券など、多額の税金をさらに500万円つぎ込んでやったにもかかわらず、当初は4人だったのが、乗車人数は7人に上がったというふうに、きのうの市長は成果を言っておりましたが、この3年半で、平均の乗車人数を4人から7人、つまり、3人、平均乗車をアップした。それが本当にいいのでしょうか。そこに1億800万円以上かけて、今やるべき市の仕事なんですか。

今、消費税が上がり、市民の生活が苦しい中で、今、こうした事業を1億円以上かけてやるべき事業ではないと思います。

当初は、国からの補助金で何とか回っていたのかもしれませんが、現在は、国からは25万円しか入りません。あとのほとんどの3,500万円以上は市の税金が投じられており

ます。

持続可能な市政運営、市民が望んでいる市政の運営を考えたときに、本当に、今、この時期に高速バス運行事業をやっていくのか。それが、私たち議会に問われているのではないのでしょうか。

その中で、マーケティング調査の資料は出さない、出しても、議会が終わる3月25日にしか出ない、こういう中での議論、そして、結果は、私たちはできないと判断するのが妥当ではないのでしょうか。

今、求められているのは、市当局の真摯な対応です。

こうした修正動議が出ると言わざるを得ないような不誠実な対応ではならないと思います。

そして、予算については、今、歳入歳出、税収の落ち込みが消費税の増税とともに落ち込んでいます。市債もふえています。

安倍政権のもと、こうした景気が冷え込み、新型コロナウイルスショックでは、大変なこれからの経済状況が入っていきます。

きのうの、アメリカのダウ平均のほうも落ち込み、一時的に取引がとまるぐらいのショック級のもの、経済が回っていきます。

こうした中で、安定的な、今年度税収が見込められるのか、また、借金は返せるのか、大変不安な経済状況に入っていきます。

そうした中で、高速バス事業に、平均7人しか乗らないバスに、年間3,600万円以上、また、広告費用もふやされる。本当にそれでいいのでしょうか。

そのお金があれば、まずは、ほかの、給食室の整備や、子どもたちのトイレの洋式化に回すべきではないのでしょうか。

そのことを伝えたいと思います。

そして、若者議会等の事業でも再検討の時期に来ていると思います。1,000万円近くの予算があり、若者議会メンバーが自由にお金を使える仕組み自体、私は否定するつもりで

はありませんが、しかし、一方で、新城市では、同じような若い世代が参加する消防団活動が、団員の不足で苦境にあえいでいると聞いております。

若者施策、1,000万円もの予算等があれば、一番よく地域を知っているのが、消防団の要望、消防団の若い人たちだと思います。こうした団員の、耳を傾けた事業ができるのではないのでしょうか。

そして、さらに、教育環境の設備も大きな課題になります。これは待ったなしです。

先ほども言いましたが、新城中学校、新城小学校の給食室の状況は大変であります。今回、その修繕費は入っておりません。

私たちは、現在進行形で、今、給食を食べている子どもたちの健康を守りたいのです。そして、調理員さんたちが安心して給食をつくれる環境をつくる修繕費が入っておりません。

調理員不足は、あしたの給食が維持できるかわからない状況です。そうした中でも、緊急に、時給を10円、20円でも上げるべきお金に回すのが行政のあり方だと思います。

そうした解消するべき予算が入っていないということを判断し、反対といたします。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の討論が終わりました。

ほかに討論はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 修正案に賛成、そして、修正案のぞく予算に対しては賛成という立場で討論します。

修正案については当然で、自分言い出したものになりますので、先ほど来説明したとおりでありますので、お願いをしたいであります。

そして、第18号議案 令和2年度一般会計については、修正部分を除いた残りの金額に対しては、これは、市民サービスのために、

新年度スタートする部分でありますので、何
ら、この当局の提案については異議を申しま
せんし、これについては、進捗状況を詳細に
眺めていくということでもありますので、修正
のものについては賛成とします。

以上の討論をします。

○村田康助委員長 山口洋一委員の討論が終
了しました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第18号議案を採決します。

まず、本案について、山口洋一委員から提
出された修正案について、起立によって採決
します。

本修正案に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田康助委員長 起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

次に原案について、起立により採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○村田康助委員長 起立多数です。

よって、第18号議案は原案のとおり可決す
べきものと決定しました。

次に、第19号議案 令和2年度新城市国民
健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従い
まして、質疑のほうをさせていただきます。

議題になっております、第19号議案 令和
2年度新城市国民健康保険事業特別会計予算
についてであります。

1点あります。

一般被保険者国民健康保険税一人当たりの
平均額と、1世帯当たりの平均所得は幾らで
算出したのか伺います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 一般被保険者国民
健康保険税一人当たりの平均額でございます
けれども、介護納付金分を含めた、現年度課
税分の一人当たり調定額で申し上げますと、
9万8,344円を見込んでおります。

また、1世帯当たりの平均所得は、約
114万円を見込んでおります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

一人当たり、9万8,000円という形で、1
世帯当たりの平均も114万円ということであ
ります。

非常に所得が低い状況で、新城市の経済状
況とか、市民の方々の状況を理解していると、
こういうふうに思います。

そういう形で、市としては、しっかり市民
生活を守っていくというふうな使命がありま
すので、そういった施策をしっかり十分して
いただきたいと思い、質問をいたしました。

続けて、それを踏まえてですが、第4款の
繰入金の質問に入ります。

国民健康保険事業基金繰入金の約1億円と
いう数字がありますが、どのような内容の予
算になるのか伺います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 国民健康保険事業
基金繰入金の1億円の内容でございますけれ
ども、これまでに造成された基金を活用する
ことにより、被保険者の保険税負担の増加を
抑えるものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終
わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第19号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案 令和2年度新城市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております、第20号議案 令和2年度新城市後期高齢者医療特別会計予算について質疑をさせていただきます。

2点目あります。

1、後期高齢者医療保険料が、前年度比で4,966万6,000円の増額の主な理由を伺います。

2点目、後期高齢者医療保険料一人当たりの平均額を伺います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 1点目の、増額の主な理由でございますけれども、後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、二年に一度、見直すこととされております。

令和2年度は保険料率改定の年に当たり、愛知県後期高齢者医療広域連合が保険料率の見直し（引き上げ）を行うことによるものです。

2点目の、後期高齢者医療保険料の一人当たりの平均額でございますけれども、後期高齢者医療保険料の一人当たりの平均額は8万7,443円を見込んでおります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第20号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第20号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案 令和2年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算から第37号議案 令和2年度新城市作手財産区特別会計予算までの17議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本17議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより、本17議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第21号議案から第37号議案までの17議案を一括して採決します。

本17議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第21号議案から第37号議案までの17議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第38号議案 令和2年度新城市病院事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、ただいま議題となっております、第38号議案 令和2年度新城市病院事業会計予算についてお伺いします。

第2条にあります業務の予定量からです。資料は1ページであります。

1点目、年間患者数のうち、入院を前年対比で、これちょっと数字的に間違っております、ごめんなさい、730人プラス。そして、外来は、前年対比2,265人減少とした根拠。

特に、外来が、前年対比で減っているというものであります。

そして、2点目、平成30年度、要するに、前年度の比較でも、入院にあつては1,200人減ってます。それから、外来が1万5,410人というふうに減少していますが、ここで、市民病院というのは、地域の基幹病院としての役割を果たす。予算大綱の7ページに載っておる部分であります。それぞれにより、入院、外来患者数の減少、多くなってくるものもあるということですが、これは経営の危機ではないのかなということで、対策をどのように講じられているのか、その点について伺います。

○村田康助委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長 1点目の、患者数の減とした根拠ですけれども、入院患者数につきましては、令和元年度比、一般病棟で、一日当たり、マイナス6人、5階病棟で行っております地域包括ケア病棟では、プラス3人となり、一方、外来では、一日当たり、マイナス13人としております。

いずれも、1名いた常勤の整形外科医が昨年の4月から不在となり、令和2年度においても、常勤の整形外科医の確保が現時点では困難なことなど、来年度の医師予定数や、本年度の実績をもとに減としたものであります。

2点目の、経営の危機として捉え、対策をどのように講じたかということでもあります。

れども、新城市を含めたこの地域の人口減少に加えて、本年度より常勤の整形外科医が不在となったことから、患者数が減となったものであります。

このため、東三河南部医療圏の医療機関との機能分担や医療連携を進めるとともに、常勤の医師の招聘に努め、基幹病院としての役割を果たすよう努めてまいります。

また、関係部署との連携のもと、適正な施設基準の届け出や、病棟運営の見直し等により、収入の増加を図りつつ、医療の質向上を図ってまいります。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 整形のドクターがということは重々承知している部分ではありますが、過日の質問の中で、東栄関係の方が、診療所の関係で当院を訪れる方が多くなったというふうに、透析問題で多分質問された答えだと思っております、そのような答弁をいただきました。

したがって、東栄からこちらにお見えになる患者さんがふえているのならば、なぜ、その外来の方を減らさなきゃいけないのか。それは、東栄の方が、整形のドクター以外のところにかかっているよということなのかもしれませんが、実際に、東栄が今の状況の中で、こちらに町民の方がお越しになっているということは、どのような観点で捉えておみえになるのか、その点について。

○村田康助委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長 当医療センターが投じるのは、あくまでも人工透析であります。それは、今年度末までは透析を行っております。

この3月末までに透析患者さん18名ぐらいであったかと思っておりますけれども、その方たちが、静岡であったり、市内のほかの透析を行う医療機関であったり、新城市市民病院であつ

たり、幾つかの医療機関にかわっておるもの
だと思っております。

また、東栄医療センターは、今でも入院患
者さんがいらっしゃいます。

外来診療としては、通常、これまでどおり、
東栄医療センターとして行っておりますので、
救急を受け入れなくなったということは、平
成31年4月から、救急の受け入れを行って
おりませんので、そういった患者さんは、新
城市民病院、もしくはほかの医療機関に行
っているということがあるとは思いますが、
東栄医療センターがなくなったわけでは
ありませんので、その影響が、入院や外
来の患者数に大きく影響するかという
と、そこまではないというふうに認識
しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 東栄診療所の件は理解を
させていただきました。

年々、病院を利用される方が減るとい
うことが、将来の病院がどうなるとい
うことについては、こういう言い方は
いけません。シミュレーションをど
のように描かれておみえになるのか。

○村田康助委員長 服部市民病院総務
企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長 将来
のことということでありますけれども、
新城市の人口が、新城市民病院を利用
される患者さんというのは、一番多く
は、やはり新城の市民の方であります
ので、その新城の人口が明らかに減
っていくというような推計を見てお
りますので、それに対してどのように
行っていくのか、高齢化率をどのよ
うに考えていくのかということであ
りまして、今の段階では高齢者が非
常に多いものですから、複数の疾患
を抱えている方もいらっしゃいます
ので、そういった方に対応できるの
は、今の市民病院の中では、総合診
療科の医師になってくるのではない
かと思っておりますし、今、不在
となっておりますけれども、高齢者
に多いの

が、転倒とかによって骨折をされる
方がいらっしゃると思いますので、
そういった方に対応できるのは、
やはり整形外科医。昨年度までは
いたわけですが、今年度からい
なくなりました。それによって、
市民病院の経営状況も悪化して
いるのは確かです。

ですから、整形外科医の医師の
招聘というのは、今の第一の課
題であるというふうに認識して
おります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 諸般の事情の中
から、利用される方、病院を逆選
別というか、病院を選んでいただ
けるという時代ではありますが、
では、整形のドクターが、あそ
こから去られたそして、その間、
一生懸命御尽力も努力をされて
みえたと思うんですが、整形の
ドクターが、今後、うちの病院
で診療していただけるという可
能性は、どの程度お持ちなのか。

○村田康助委員長 服部市民病院
総務企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長
この4月の時点では、100%は
無理だということに思っております。
この4月の時点では、非常に難
しいというふうに思っています。

では、次、いつかというところ
だとは思いますが、全く、今、
予定はないところでもあります。

そのことから、関係の大学に訪
問をしたりですとか、200社、
300社あるという医師の紹介
業ですね、そういったものには、
常に、市民病院の状況というの
は伝えておきまして、そういった
業者さんからもお話があったり
はします。が、今の時点では非
常に厳しい状況であります。

当然、一日でも早く確保に向け
て動いてはまいりますけれども、
今の時点では非常に厳しい状
況であります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 さらなる御尽力
をお願いするということですが、
とにかく、頑張

っていただくということが基本であります。

次に、資料14ページの関係であります、令和2年度新城市市民病院事業予定貸借対照表というのがございます。

この中で、令和2年度新城市市民病院事業予定貸借対照表の中から伺いたいと存じます。

1点目、資産の部、1、固定資産、(3)投資その他の資産、ロ、長期貸付金が、前年に比べてふえております。その内容について。

2点目、同じく資産の部、1、固定資産、(3)投資その他の資産、長期貸付金に併記の引当金が、本冊資料16ページの注記にある、債権の不納欠損等に備えるため、実績率等による回収不納を見込んだ計上が、その実績率とはどうなのか。

(3)17ページの注記のIV、その他の注記(4)貸倒引当金の目的使用により、取り崩しについて、破産更生債権等47万2,000円を不納欠損処理とするため、引当金の使用としているが、破産更生債権の詳細について伺います。

○村田康助委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長 1点目の、長期貸付金が、前年度比増加となっているその内容ということですが、増加となったのは、薬剤師、看護師等修学資金の1年分の貸与額であります。

2点目の、回収不納見込み額計上のその実績率ということですが、貸倒引当金は、未収金等のうち、回収することが困難と予想される額を見積もり、引き当てていくもので、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等と、合理的な基準により算定することとされております。

一年以内のものを一般債権、1年以上2年未満もしくは分納により、年1回以上納付されるものを貸倒懸念債権、2年以上で1年以上納付されていないものを破産更生債権に区分しており、一般債権については、過去3年

分の実績から2.8%を、貸倒懸念債権については50%を、破産更生債権については100%としております。

3点目の、破産更生債権の詳細でありますけれども、先ほど申し上げたとおり、2年以上経過し、1年以上納付されていないものとしておりまして、一番古いもので、平成12年に診療を終えた方で延べ27人です。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 実質的には、貸付金についてはわかりました。薬剤師さんとか、そういう方に対する、貸付金ということで、と思うんですが。

あと、引当金の部分であります、あくまでも、資産勘定に計上しているのは、資産というのは、利益を生むという財産でありますので、ところが、みなし財産というのかな、特に、100%充当していこうと言っている実績率による破産債券に近いという部分については、かなり懸念する部分ですが、そこで、引当金を計上して、引当金を充当して、当然、当局決算で処分しているわけですが、これ、ちょっとこの中に出てこないと思いますが、これが、期間内で、処分後、滞納された方が、ごめんねということでお持ちいただいたという場合は、どのような会計処理をされているのか、ちょっと伺います。

○村田康助委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長 申しわけありません、私の知る限り、そういった例が余りないものですから、どういった会計処理をするとかというのは、今の時点ではちょっとお答えはできません。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 通常は雑入に入れるというのが普通であります、それは、それぞれの会計手法がありますし、特に、公会計から企業会計に移っておりますので、そんなことは

ないよということなのかもしれませんが、本来であるならば、善良な方であれば、ごめんなさいと言って入金いただけるというケースもあろうかと思っておりますのでお聞きしました。

そういうことで、病院事業、大変な時期であります。とにか、入院患者、外来患者のために、今まで以上の御努力をお願いします。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております、令和2年度新城市病院事業会計予算について、2点伺います。

入院収益では、前年度比で6,279万8,000円の増額の理由を伺います。

外来収益では、前年度比で2,931万5,000円の減額の、それぞれの理由を伺います。

○村田康助委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長 1点目の、入院収益の増額の理由ですけれども、主な要因としましては、整形外科常勤医不在による、患者一人当たり入院単価の減が思った以上に下がらなかったこと、それから、病棟運用でありますとか、消費税増税に伴う診療報酬改定等によりまして一人当たり単価も上がっております。

また、今年度の実績をもとに増額としたものであります。

2点目の、外来収益の減額の理由ですけれども、主な要因は、本年度からの整形外科常勤医の不在によるもので、実績をもとに、一日当たりの外来患者数を13人の減と見込んだことによりまして減額となったものであります。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。理解のほういたしました。

ここで1点ちょっと聞くんですが、先ほど

の山口委員の質疑も踏まえて、あと、一般質問の質疑も踏まえて、やはり整形外科の医師が本当になめになっているんだという再認識を、答弁でも理解をしております。

そこで、整形外科の医師を、本当にもう一度補充というか、入っていただいて、整形外科復活を今しなければならぬというふうに、課長の答弁も聞いて感じているところなんです。本当に頑張って、課長等、招聘に回っているかと思うんですが、やはりさらにとするのはちょっと酷なんです。やはりここは、大学の医局のほうの先生のお願ひというのは、今までどおりされていると思うんですが、そこを、本当に整形外科の先生をとにかく発見してくださいというようなことをさらに言っていただいて、私自身は、もう一遍、一番は、やっぱり愛知県がもっと責任を持って医師派遣を、整形を市民病院に渡すということを、やっぱり決めていただければ、大分明るい展望が開けると思うんですが、愛知県は、一番、東三河の奥三河に医師が少ないんだということを重々知っておりますので、やっぱり医師のその偏在を含めても足りないというのは、一番県が知っているものですから、そこに整形外科の派遣をお願いしますというようなことを再度、言っていただけるような年にしていただきたいんですが、そういったお考えはあるのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長 愛知県から派遣をしていただくということになると、自治医科大学の医師になるわけですけれども、自治医科大学卒業の医師というのは、何科になりなさいというようなことができないものですから、その医師本人の希望であります。

したがいまして、今、新城市民病院に12、13名の医師がいますけれども、内科系がやはり一番多い状況であります。

なので、愛知県の自治医科大学卒業医師の

整形外科医は新城に決定ということもなかなか言えないような厳しいような状況でありますけれども、今すぐには難しいかもしれないですけれども、将来的に、そういった医師が出たときに、新城市民病院をとというふうに思っていただけのような関係づくりに努めてまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第38号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第38号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第39号議案 令和2年度新城市水道事業会計予算から第41号議案 令和2年度新城市下水道事業会計予算までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより、本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第39号議案から第41号議案まで

の3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第39号議案から第41号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため、しばらく休憩をします。

休 憩 午後4時55分

再 開 午後4時56分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、第49号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 質疑のほうをさせていただきますが、これは、主に、ギガスクールの設備費用、準備費用になるのかなというふうに思うんですが、その中で、金額の説明をちょっとしていただきたいんですが、これは、国からの補助金と、どのぐらいなのかというのと、あと、総額の金額、また、市の補助率というのをひとまず聞かせてください。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 国からの補助金でございますが、まず、総額事業費としては、4億8,194万9,000円のうち、国からの補助金が8,327万4,000円となります。

それ以外につきましては、合併特例債、学校教育施設整備事業債を用いまして、財政調整基金繰入金、一般財源としましては3,927万5,000円という財源内訳になっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それと、事業としては4億8,000万円の事業になって、国からの補助金が8,000万円ほどの補助金額があると。あとは、合併特例債等の内訳として繰り入れをしていくというような意味だと思うんですが、これは、国がやっていこうというふうに、国が旗振りをしての事業になりますので、国からのほとんどの、私は、10割のお金で、国からの補助金でやれるのかなと思ったんですが、そうではないのでしょうか。

大体、事業費の幾ら分を国が出すというふうな法律というか、ルールになっているのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 国の補助金につきましては、当初、補助対象経費、いわゆる、校内LAN整備に必要な経費の2分の1の額について、国の補助金額という説明でございましたので、それに沿いまして積算をしまして、国のほうには申請をしたところでございます。

しかしながら、3月5日に国から内示がありまして、そこでは、補助金額につきましては、学校単位、学校ごとの教室ごとに定められた単価に、学級数を乗じた積算の2分の1という、学級数に応じたものということで、それで積算した内定額が通知をされたところでございます。

原因としましては、多くの自治体がこの補助金の申請を行い、国の予定しております補助金額を超えてしまったということや、全国の自治体では校内LANの整備状況が異なっておりまして、全て最初から、本市のように整備する場合もございますし、今ある校内LAN自体のケーブル機器の変更だけで済む場合、または、整備規模、特別教室や体育館等の整備の違いなど、費用整備に差が生じるということで、自治体間の不公平感がないよう、学級数による単価を設定し、内示額を出したものと思われま。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そうなると、本当に4億8,000万円という大きい事業費なのに、国からは8,000万円しか補助金が来ないと。あとは、うちで言うと、市債、3億4,000万円近くこちらで払うというような事業になると、本当にちょっと、何でそういうことになるのという思いがしちゃうというか、だって、国がやりましようと言った事業なのに、結局、それに乗ってしまうと、自分たちで市債を組んで、3億4,000万円もこちらが払わなくてはいけないというような事態になってるということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 私どもとしまして、当初の国の説明のとおりで、突然のことではありますが、急遽、さまざまな設計をしながら、調整いたしながらやった結果が、こういう補助金の内示が出たというところでございます。

しかしながら、今後、この補助金が、来年度になれば、たくさんつくというような保証、保証というか、国のほうへ確認しましたら、来年度も、この同じ算定方法で補助を出すということも念を押されておりますし、現実問題、これからのICT環境の整備というものは、学習指導要領の改訂によって、QRコードがついたり、デジタル教科書が今後どんどん進んでいくということは間違いございません。

それなので、ここで足をとめるということは、とても今のところではできないという考えもございましたので、今回、この内示額により、令和2年、国に沿いまして、校内LAN整備を進め、令和5年度までに、全ての小・中学校に、指定、一人一台ずつの端末を整備したいというふうに考えております。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

私自身の気持ちは、やはり国は無責任だなというふうには言わざるを得ません。

こうした状況の、こんな多額のお金を、やるからといって、結局、今は出せないけれども、後々出すかもしれないが、あんた方やってくれというふうには言われているようなものだと思うんです。

そこで、市債を起こして、こちら側がまずはかぶるというような状況で、本当にこんなことをして、教育という世界でそういったことが繰り返られるということは、本当に国の無責任さというのを私は感じております。

ちょっと内容のこともお聞きしたいんですけども、まず、一人一台、パソコンが付与されるということで今お答えになりました。

一体、このパソコンを使って、どういう授業を行うのかということをお聞きしたいのと、あとは、一人一台パソコンを持つということになりますので、やっぱりパソコンの置き場というのが、管理する置き場というのが必要になると思うんです。

例えば、千郷小学校とかは600人以上の生徒さんがいて、そういった600台というのが、同時に、どういったところに置くとか、そういったことがわかれば、教えてもらいたいと思います。

どんな授業をするのか、また、管理をどうする、場所をどういうふうにするのか伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 どのような場面で使われるということですが、デジタル教科書というものがこれから進んでまいります。教科書の中で、例えば、QRコードを見ますと、動画が出てきたり、映像が出てきたりという、教科書自体でパソコンの用途を使わなければならないというコンテンツが出てきます。

また、国では、NHKでも、教育系の教材

の動画を、今、アップロードしておるところでございます、そちらについても、使用してほしいということで、そちらも目指しております。

また、例えば、グループ学習などでは、先生のところに皆さんのつくった、例えば、各児童生徒さんのつくった意見とか、そういうものが先生のほうにデータが飛んできて、それをみんなで見ながら共有をすると。紙媒体ではなくて、すぐに皆さんの意見とか、書いたものが集まって、みんなで見合えるというようなことは、今、端末を持っている学校では行われていると伺っております。

あと、端末をどこに置くかということですが、この整備の中に、いわゆる、電源保管庫、充電しなければいけませんので、電源保管庫の設置をあわせて行っています。

したがって、ちょっと教室にこのスペースも、ちょっと設計、これからしていくんですが、できれば、一人に一台ずつになりますので、教室ごとに充電できる充電保管庫を設置していくような格好になるというふうなことでございます。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、わかりました。

盗難とかも気をつけないといけないと思いますので、そこら辺の電源保管庫というのは、鍵をかけて保管するというような、例えば、あと、ワイヤーをかけて保管するというようなイメージなんでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 すいません、最初に訂正ですが、パソコン、いわゆる、端末については、これから計画的に整備をしていくということで、今のところ、まだ、国の補助金に沿った購入はされておらないということで、ちょっとそこだけお願いいたします。

電源保管庫につきましては、盗難しないように、しっかりと壁とかにつけ、鍵のついた

ものということで、国のほうからも、使用については指示がありますので、それに沿って設置をしていきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 最後にしますけれども、大変な状況だと思います。急にこういった、盗難しないようにということで、鍵をかけたりだとか、こういった600台を管理しなければならないというような状況。本当に現場は大変だと思います。

あと、パソコン等はこれからということなので、どういう授業をするかというのは、実際にはまだ、現実的に、社会のこういうふうなものに使いたいとか、そういったことはない、今はまだ考えられてないというように理解をいたしております。

そこでちょっとお伺いするんですが、やはり先生もこれ使いこなせるのかという心配なんです。急にこれを与えて、私たちがどういうふうにできるのかというところで心配になると思います。

あと、新聞報道では、3割の先生が使いこなせないのではないのかという心配の社説等も載っておりますが、その辺、全員、先生がすぐに使って、授業に生かして、子どもたちに教えられるというようなことになるのかどうか、伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 これから、徐々に、国の補助金の動向に沿って、端末のほうの整備をしていきます。

現在、学校教育課及び小・中学校等を通じまして、これが、もう端末をどのようにスムーズに授業に使うかということ、今、議論していただいております。モデル校をつくるべきなのか、どういうところから台数を入れていって、授業をやっていくかということ、今検討しております。

また、あわせて、端末の機種ですね、今、ウィンドウとか、アップル社とか、あと、ク

ロームとかいろいろあるんですが、どれが、これからの学校の授業で一番効率的に使えるかということもあわせて、現在、先生のほうで、使い方のほうは検討を進めております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終了しました。

ほかに質疑ありますでしょうか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、補助金のこれ期限というのはあるのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 今回の国の補助金でございますが、令和元年度補正で繰り越しをしますので、条件としては、令和2年度末までにこの整備をしなければならないということで、今回の補助金は、令和2年度までの工事完了となっております。

これにつきましては、今回、限定ということで、これ以降につきましては、通常の大規模改修、学校設備の改修中のLAN工事ということの取り扱いでいくということで、今回の校内LANを整備するという、令和2年まで、ギガスクール構想に基づく限定的な補助金であるということでございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 令和2年度末までに整備をした分は補助金として一定もらえる。その後は、ごめんなさい、ちょっとよく理解できなかったんですけども、その後はどうなるのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 もし、それが、その後、令和2年中に工事をしなかった場合は、今回の、いわゆる、補助金ですね、校内LANを緊急的に整備する補助金はなくなりまして、通常、文科省であります、学校の大規模改修、改築等で係る補助金の中で、手を上げて使っていくと、ということで、校内

LANに特化した補助金としては、これは、限定的に、今回のギガスクール構想だけの補助金というふうに聞いております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、もう、急いでやりなさいということですよ、要するに。

来年度になってしまったら通常の補助金になってしまうので、手を上げて、オーケーだったらいいよということで、全てにつけてもらえるわけではないというようなことだと思います。

そうしたら、例えば、パソコン、一人一台、基本的にとということなんですが、これ、パソコンって、結構、5年ぐらいで古くなっちゃったりするんです。そうしたときに、そのパソコンの買い替えとかそういうものはどのようになるのか。もし御存じでしたらお願いします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 今回、補正に計上させていただいたものは、校内LANの整備のみ。いわゆる、Wi-Fiの整備というところでございます。

国としましては、これから、令和2年、令和3年、令和4年と、各学年ごとに分けまして、端末の補助金のほうを、徐々に計画的に打ち出していきます。

令和2年につきましては、国としては、小学校5年生、6年生、中学校1年生につきまして、端末の補助金を計画しております。

令和3年につきましては、中学2年生、中学3年生。

令和4年につきましては、小学校3年生、小学校4年生。

令和5年に、小学校1年、小学校2年生という計画になっております。

これにつきましては、また、別に予算のほうを立てて、徐々に整備を、国とあわせながらしていく計画でございます。

ただ、これが終わったらどうかということにつきましては、まだ、国のほうは何とも言っておりませんので、わからないというものでございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 はい、わかりました。

いわゆる、工事のみのことで、パソコンは入っていないということですね。パソコンは、また、令和2年度、3年度と分けて入れていくというようなことになると思います。

先ほど、浅尾委員のほうからも、ソフト面でちょっと心配な面があるということが出てたんですが、実際に、子どもを持つ親としては、一人一台のパソコンを与えられて、授業面で、今まで、アナログでやってきた授業に影響があるのではないかという心配は少なからずあります。

私たちが、昔、鉛筆を持って、ノートに字を書いて漢字等々を覚えてきたので、パソコンを使うと、もう字が書けなくなってしまうということがあるんですが、そのあたり、大丈夫なのかなど。

もし、わかりましたら、その辺、授業の構成とかどうなるのか。

○村田康助委員長 小野田委員に申し上げます。

補正予算のことですので、予算外の質疑をしないでください。

○小野田直美委員 わかりました。

そうしたら、わかったらで結構でございます。

○村田康助委員長 それは、補正予算の質疑とは逸脱しておりますので、一般質問等でやってください。

では、ほか、質疑ありますでしょうか。

○小野田直美委員 はい、では終わります。

いいです。

○村田康助委員長 ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第49号議案、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算については、国の総合経済対策として、昨年末、打ち上げられたギガスクール構想、一人一台のタブレット整備として出されたものだというふうに、質疑から理解をいたします。

そもそも、このギガスクール構想については、文部科学省の審議会が平成16年に答申を出されておりまして、その中で、コンピューター端末のデジタル教科書については、地域ごとにインターネット環境などが異なることや、また、インターネット等の電磁波の健康への不安があるということから、全面的な導入を拙速に進めることは適当ではないというふうに国のほうから報告をしているという状況であります。

そういう中で、今回、急に安倍政権のほうが出てきたということでもあります。

しかも、質疑であったように、2分の1だと思ってたのが、ほとんど、8,000万円しか今回は出してくれないというところで、市の負担もたくさんあると思います。

また、個別の最適化された学びというものを推進するというものでありますが、教育の専門家からは、公教育のビッグデータの色彩もありますので、私企業の参入が進んで、集団的な学びがおろそかになって、画一的な教育につながるという懸念も実際出ております。

やはり、毎日、子どもの様子を把握して、一人一人に合った目が届く教育というのは、やはりデジタルではなくて、教員の数をふやしていくということが、真っ先に大事なことだというふうに思いますので、まず、その

働き方改革の職員の数をふやすことにお金を使ってこそその教育だというふうに申し上げて、まず、このギガスクール、早急にやるべきではないというふうに思い、反対といたします。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の討論が終わりました。ほかに討論はありませんか。

中西委員。

○中西宏彰委員 第49号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第9号）に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

今回のこの補正予算は、これは出てますけれども、国のギガスクールの構想によるものであります。

やはり教育は大事ありますし、先ほど来の質疑の中でもありましたけれども、やはりやるべきときに準備をちゃんとしていかないと乗りおけてしまうということがありますので、やっぱり子どもの教育については、本当に大変重要であるということを鑑み、そのようなことから、本補正予算のほうには賛成とさせていただきますので、以上、賛成討論とさせていただきます。

○村田康助委員長 中西宏彰委員の討論が終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第49号議案を採決します。

賛否両論でありますので、起立により採決をします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田康助委員長 起立多数と認めます。

よって、第49号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後5時24分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長

村 田 康 助